

令和 6 年度 点検・評価報告書

東京医療保健大学

目 次

序章	3
大学概況	5
第1章 理念・目的	6
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	23
第4章 教育・学習	27
第5章 学生の受け入れ	44
第6章 教員・教員組織	54
第7章 学生支援	65
第8章 教育研究等環境	81
第9章 社会連携・社会貢献	95
第10章 大学運営・財務(1)大学運営	108
第10章 大学運営・財務(2)財務	118
終章	122

序章

東京医療保健大学は、平成17年4月に、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して新しい視点から総合的に探求し解決することができる人材の育成を理念・目的として、看護学科(NTT 東日本関東病院と連携)・医療栄養学科・医療情報学科の3学科(入学定員280名)により医療保健学部を設置した。

その後、平成19年度には大学院医療保健学研究科修士課程を設置し、平成21年度には同博士課程、助産学専攻科を設置し、平成22年度には独立行政法人国立病院機構との連携協力により、東が丘看護学部看護学科及び大学院看護学研究科修士課程を同時設置し、平成26年度には東が丘看護学部を東が丘・立川看護学部に変更するとともに、看護学科を臨床看護学コース及び災害看護学コースの2コース制とし入学定員を100名から200名に増員した。大学院看護学研究科においても同年度に博士課程を設置し教育研究実践組織の充実・発展に努めてきた。さらには、本学の創設以来の実績を評価いただき、平成30年4月から初めて東京地域以外に千葉看護学部(地域医療機能推進機構と連携 入学定員100名)及び和歌山看護学部(和歌山県・和歌山市・日本赤十字社和歌山医療センターの3機関と連携 入学定員90名(令和7年4月から100名に変更))を設置し、高齢社会が進む中において地域医療に貢献する高度医療人材の育成に取り組んでいる。

前回の大学基準協会の大学評価以降では、令和2年4月に東が丘・立川看護学部について、立川キャンパスの校舎の増築を機に東が丘看護学部(入学定員100名)及び立川看護学部(入学定員100名)にそれぞれ分離設置することとし、また大学院和歌山看護学研究科修士課程を設置した。その後、令和3年度には大学院千葉看護学研究科修士課程、令和4年度には和歌山助産学専攻科を設置するに至り、7キャンパス・5学部7学科・4大学院研究科・2専攻科を擁し、令和7年4月現在の全体の入学定員は804名、収容定員は2,949人を誇る医療系大学に成長・拡大し、

また、本学において修学し、卒業・修了した学部生約7,500名、大学院・助産学専攻科生約1,300名が既に社会に巣立ち、医療機関及び医療関連企業等の各分野においてリーダーシップを発揮する幹部職員として期待どおり活躍してくれている。

教育研究活動等の取り組みについては、直近では平成30年度に大学基準協会の大学評価(認証評価)を受審し、「大学基準に適合している」と認定されている。ただし、この大学評価においては、是正勧告として2件、改善課題として5件の提言を受けたが、令和4年7月までにそれらの改善に取り組み改善報告書を提出したところ、大学基準協会から「是正勧告については、学生の受け入れにおける定員管理の問題は、今後も更なる改善に努めることが求められる。改善課題については、教育課程・学習成果における学位授与方針の問題や、学習成果の把握・評価に関する問題は、引き続き改善に努めることが求められる。また、財務についても、財政基盤の確保が求められる。」旨の通知を受けたところであるが、改めて本学の内部質保証に責任を負う全学組織である「内部質保証推進会議」において具体的に改善方策等を検討し、検討所見について誠実に対応し、全ての指摘事項について改善を図ったところである。

また、本学では、大学評価時における提言及び今後新たに取り組むべき課題等を洗い出し、更

点検・評価報告書 様式

に教育・研究の質の向上及び充実・発展を図るとともに、社会への説明責任を果たすため、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定した。この「第3期中期目標・計画」の策定にあたっては、既に本学が策定している「今後10年間の教育研究活動に関する取り組み内容について(平成28年3月策定)」、「第2期中期目標・計画(平成29年3月策定)」、「東京医療保健大学ビジョン(平成29年10月策定)」及び「東京医療保健大学ビジョンの実現に向けたアクションプラン(平成30年9月30日策定)」等のこれまでの取り組みを継続しつつ、ポストコロナへの対応等今後新たに取り組むべき課題等を着実に推進することとして、年度計画を併せて策定し、毎年度客観的な評価指標に基づき点検・評価を行いつつ、いわゆるPDCAサイクルを構築し、第3期中期目標・計画の達成に取り組んでいる。

毎年度実施している自己点検・評価については、平成30年度の大学評価時における是正勧告を踏まえ、本学の内部質保証に責任を負う全学組織である「内部質保証推進会議」を設置して、「自己点検・評価委員会」が取りまとめた点検・評価報告書に基づき、教育研究活動等の適切性、有効性を検証し、その検証結果をもとに更なる改善・向上について審議の上、各部局に対し、助言や支援等を講じるとともに、各部局における改善結果等を新たな計画の策定等にフィードバックし、大学全体の教育研究活動等の更なる改善・向上を継続して推進するという、いわゆる「内部質保証システム」を構築している。毎年度実施している点検・評価報告書は、「内部質保証推進会議」を経て、大学経営に関する重要な事項を審議する「大学経営会議」及び「学校法人青葉学園理事会・評議員会」の審議・承認を得た上で、ウェブサイト公表している。これにより社会への説明責任を果たすとともに社会からの評価を真摯に受け止めて教育研究活動等を着実に推進している。

令和7年度において、本学が大学基準協会の第3回目の大学評価を受審するに当たり、大学基準協会が提示する「評価基準」及び「点検・評価項目」等に沿って「章立て」等を行い、大学評価第4期における基本的な方向性である、学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価を行い、本学の教育研究活動等の状況を取りまとめている。

令和7年度は、開学20周年を迎える節目の年となるが、この度の点検・評価の実施により、大学創設の原点に立ち返り、建学の精神及び教育理念・教育目標等に基づき、教育研究活動等に関する取り組み状況及び「第3期中期目標・計画」の達成状況等を明らかにするとともに、更に今日的課題である少子化に由来する様々な課題等に対しても、教職員が一丸となって改革・改善を継続して実施し、大学ビジョンの実現に向け教育・研究の質の向上を図り、優秀な学生を社会に輩出していくとともに、さらに積極的に社会貢献することで、大学の責務を果たしていく所存である。

東京医療保健大学長 亀山 周二

点検・評価報告書 様式

大学概況

- (1) 大学設置年 2005（平成 17）年
- (2) 所在地 東京都品川区、目黒区、立川市、千葉県船橋市、及び和歌山県和歌山市
- (3) 理念・目的 本学は、教育基本法に基づき学校教育法の定める大学として、また私立学校法に従い、知識社会が実現すると予想される 21 世紀において、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することの出来る人材の育成を目的とする。
- (4) 学部・研究科等 医療保健学部、東が丘看護学部、立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部
医療保健学研究科、看護学研究科、和歌山看護学研究科、千葉看護学研究科
助産学専攻科、和歌山助産学専攻科
- (5) 収容定員 2,720 人（学士課程）※和歌山増分含む
186 人（修士課程）
18 人（博士課程）
25 人（専攻科）

点検・評価報告書 様式

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	https://www.thcu.ac.jp/about/regulations.html
寄附行為又は定款	https://www.thcu.ac.jp/about/regulations.html
大学学則、大学院学則	https://www.thcu.ac.jp/about/regulations.html
履修要項・シラバス	https://www.thcu.ac.jp/syllabus/
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学学則 第1条	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
東京医療保健大学大学院学則 第1条	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
医療保健学部	東京医療保健大学学則 第1条の2	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
東が丘看護学部	東京医療保健大学学則 第1条の7	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
立川看護学部	東京医療保健大学学則 第1条の8	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
千葉看護学部	東京医療保健大学学則 第1条の9	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
和歌山看護学部	東京医療保健大学学則 第1条の10	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
医療保健学研究科	東京医療保健大学 大学院学則 第2条の2	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
看護学研究科	東京医療保健大学 大学院学則 第2条の3	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
和歌山看護学 研究科	東京医療保健大学 大学院学則 第2条の4	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
千葉看護学研究科	東京医療保健大学 大学院学則 第2条の5	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
助産学専攻科	東京医療保健大学学則 第43条	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
和歌山助産学 専攻科	東京医療保健大学学則 第43条の2	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
第3期中期目標・計画	https://www.thcu.ac.jp/about/keikaku.html
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的(本文)

評価：◎・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・ 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・ 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

・ 本学の建学の精神、教育理念・目的及び各学部学科、各研究科及び助産学専攻科の理念・目的を定め、大学学則及び大学院学則に規定している。

・ 建学の精神、大学・学部・研究科等の理念・目的等の周知については、学生及び教職員並びに来学者の目に触れる各キャンパスの玄関付近に、建学の精神及び教育目標と、建学の精神の想いが込められた田村理事長が作詞した校歌のパネル及びデジタルサイネージ等でそれぞれ掲示している。学生に対しては、各キャンパスにおいて新入生及び各学年のガイダンス時に履修案内に基づき説明し、教職員に対しては、全学の新採用オリエンテーションを実施する中で説明し、理解の涵養を図っている。

さらに、ウェブサイトには、毎年度最新の教育情報として学生及び教職員をはじめ学内外のステークホルダー等に広く公開することで周知を図っているが、特に学生に対しては、学生の履修状況や成績を管理するための学生専用システムである CampusPlan や授業支援の LMS(ラーニング・マネジメント・システム)である Webclass 等にログインすることができる在学生専用ウェブサイトの冒頭に、建学の精神、3つのポリシーと併せ学部・研究科の理念・目的を明示しており、大学として意識的に建学の精神や理念・目的等を自然と学生の目に触れることができるよう対応している(根拠資料 1-1【ウェブ】)。

また、令和6年4月26日(金)に開催された「令和6年度新入生合同研修」においても、学長講話の中で、建学の精神、大学校歌、大学ビジョン及び3ポリシー等について、学長自ら学生に語りかけ、建学の精神、大学ビジョン等の理解の涵養を図っている(根拠資料 1-2)。

そのほか、入学希望者に対しては、学生募集要項に建学の精神、大学及び各学部学科・研究科が求める学生像を明記しているほか、ウェブサイト「新入生のためのスタートアップサイト」を設置し、入試合格者を対象とした入学前教育の一環として、建学の精神、大学ビジョン等について明示し、理解の涵養を図っている(根拠資料 1-3【ウェブ】)。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・ 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・ 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

・ 本学では、大学評価結果や今日的な社会課題に適切に対応するため、教育研究活動等の質の向上及び充実・発展を図るとともに、社会への説明責任を果たすこととして、5年ごとの中期目標・計画を策定し教育研究活動等を推進している。第1期(平成24年度～平成28年度)中期目標・

点検・評価報告書 様式

計画及び第2期中期目標・計画(平成29年度～令和3年度まで)に引き続き、「第3期中期目標・計画」の策定にあたっては、令和3年7月14日開催の大学経営会議において承認された「東京医療保健大学 第3期中期目標・計画策定実施要項」(根拠資料 1-4)に基づき、既に本学が策定している「今後10年の教育研究活動に関する取り組み内容について(平成28年3月策定)」(根拠資料 1-5)、「第2期中期目標・計画(平成29年3月策定)」(根拠資料 1-6)、「東京医療保健大学ビジョン(平成29年10月策定)」(根拠資料 1-7【ウェブ】)及び「東京医療保健大学ビジョンの実現に向けたアクションプラン(平成30年9月30日策定)」(根拠資料 1-8)等のこれまでの取り組みを継続しつつ、ポストコロナへの対応等、今後の大学を取り巻く社会課題の解決等のために新たに取り組むべき課題である、

- ① DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進し、デジタル技術を活用して授業や学修の在り方、教職員の業務、組織等を革新し、時代に対応した教育・研究を推進すること。
- ② ガバナンス・コードを遵守し、毎年度適合状況を点検しつつ社会に対し説明責任を果たすこと。
- ③ 学長を補佐し、学部横断的な大学の重要課題への対応方策の企画、立案、調整及び推進を担う「学長戦略本部」を新たに設置し、特に全学的な教学マネジメントシステムの改善、DXの推進を図ること。

等の具体的かつ実現可能な内容を盛り込むとともに、客観的な評価指標に基づき点検・評価が可能な年度計画を併せて策定し、これを事務局原案とした上で、学長が議長を務める本学の内部質保証に責任を負う全学組織である「内部質保証推進会議」で進捗管理・内容調整等を行い、更に「外部評価委員会」や「自己点検・評価委員会」からの意見等を踏まえその内容を精査し、「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」(令和4年3月23日)において承認され、正式に「第3期中期目標・計画」を策定した(根拠資料 1-9【ウェブ】、1-10【ウェブ】、1-11【ウェブ】、根拠資料 1-12【ウェブ】、第1章基本情報一覧「寄附行為」、「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」)。

この「第3期中期目標・計画」は、第2期中期目標・計画までと同様に、大学基準協会が実施する評価基準区分に合わせ 1.理念・目的 2.内部質保証 3.教育研究組織 4.教育課程・学習成果 5.学生の受け入れ 6.教員・教員組織 7.学生支援 8.教育研究等環境 9.社会連携・社会貢献 10.大学運営・財務(1)大学運営 (2)財務 として10区分に分類している。

また、「第3期中期目標・計画」実施のための財政的な裏付けとなる各年度ごとの財政計画等を定めた「第3期中期目標・計画期間における東京医療保健大学 財政計画」及び「第3期中期目標・計画期間における東京医療保健大学の財務に係る年度別比率目標に関する基本方針」を併せて策定し、「第3期中期目標・計画」を財政面から担保・保証している。これらについても、速やかに学内外のステークホルダー等に対し説明責任を果たすため、ウェブサイトにて公表を行った。

・ 「第3期中期目標・計画」の初年度に当たる「令和4年度計画」の点検・評価については、「内部質保証推進会議」において策定した「令和4年度計画の達成状況に基づく自己点検・評価報告書作成要領」に基づき、計画的かつ組織的に実施した(根拠資料 1-13)。

まず、各部局における自己点検・評価の実施については、「令和4年度計画」の各計画ごとの達成状況等を当該計画に記載した評価指標等を用いて点検・評価した上で、簡潔かつ明確に様式に記載するとともに、達成状況等を踏まえ、IV～Iの4段階の評価区分により評価することとした。次に、副学長が委員長を務める「全学自己点検・評価委員会」における点検・評価の実施につい

点検・評価報告書 様式

では、各部局が実施した点検・評価結果を全学委員会として検証した上で、「令和4年度点検評価・報告書」として取りまとめ、学長に報告した。

その後、本学の内部質保証に責任を負う全学組織である「内部質保証推進会議」における点検・評価の実施については、「全学自己点検・評価委員会」の評価結果を基に「内部質保証推進会議」において更に全学的見地から評価を行い、その後「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」(令和5年5月24日開催)において承認され、速やかにウェブサイトにて公表を行った。

また、これらの手続きを得て作成された「令和4年度点検・評価報告書」については、「外部評価委員会」(令和5年10月20日開催)において、事前に提出された外部評価委員からの意見等に対する回答・対応等を中心に質疑応答を行い、委員からご指摘いただいた事項は次年度の計画等に反映することで、教育研究活動等の継続的な改善等を図ることとした。この外部評価委員からの意見等についてもウェブサイトにて公表を行った(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

なお、点検・評価の結果、既に策定済みの中期・目標計画及び令和5年度以降の年度計画を新たに追加したり変更する必要が生じたため、同様に「内部質保証推進会議」にて審議を行った後、「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」(令和5年5月24日開催)において承認され、改正後の中期目標・計画等について、こちらもウェブサイトにて公表した(根拠資料 1-14)。

さらに、「令和5年度計画」の点検・評価についても、同様の工程を経て、点検・評価を実施し、「理事会・評議員会」(令和6年5月22日開催)において承認され、速やかにウェブサイトにて公表を行うとともに、「外部評価委員会」(令和6年9月24日開催)において質疑応答等を行った。この外部評価委員からの意見等についてもウェブサイトにて公表している。

また、点検・評価の結果、既に策定済みの中期・目標計画及び令和6年度以降の年度計画を新たに追加したり変更する必要が生じたため、こちらも同様の工程を経て審議を行い、「理事会・評議員会」(令和5年5月22日及び11月6日開催)において承認され、改正後の中期目標・計画等について、こちらもウェブサイトにて公表した(根拠資料 1-15、1-16)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、付属病院は有していないが、建学の精神、教育理念・目的に基づき、世界最先端の医療を実施する日本有数の最高水準の病院(NTT東日本関東病院、独立行政法人国立病院機構東京医療センター及び同機構災害医療センター、独立行政法人地域医療機構船橋中央病院及び日本赤十字社日赤和歌山医療センター)を主たる教育病院として、社会情勢の変化や医療技術の発展に伴い医療現場が刻々と変わって行く中で、最先端の医療変革を支える医療人の育成に取り組んでいる。今後も引き続き社会に貢献できる人材を養成し続けていくためにも、建学の精神、理念・目的等を学生や教職員に涵養し続けていくことが重要であることから、様々な手法で理解の涵養を図っているが、建学の精神の想いが込められた理事長が作詞した校歌を持ち、毎年学長自らが建学の精神等を学生に語りかけていることが特徴的であり長所である。ただし、学生に建学の精神、教育理念・目的等の理解がどこまで浸透できたかについて客観的には把握できていない。

また、現在「第3期中期目標・計画」を策定し、毎年度計画的に各施策等を推進しているが、この中期目標・計画は、客観的な評価指標に基づきその達成状況等をⅣ～Ⅰの4段階で評価する年度計画を併せて策定している点が特徴的である。このことにより、毎年度それぞれの取り組みが

点検・評価報告書 様式

年度計画どおり実施出来たかどうかが可視化でき、未達成な課題に対しては、速やかに学長が改善指示を発出したり、大学としての支援を行うことが可能となったほか、点検・評価のための時間的短縮が図られたことで、教職員の働き方改革にも貢献できている点が特徴的であり長所である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本章の「評価項目①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。」及び「評価項目②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。」については、前述のとおり、本学は適切に対応している。ただし、学生に建学の精神、教育理念・目的等の理解がどこまで浸透できたかを把握するために、令和6年度卒業生アンケート調査に項目を追加しアンケートを実施する。その上で、調査結果を踏まえ、さらに必要な対策等を講じる必要があるか検討を行う。

(根拠資料 1-17 令和 6 年度卒業生アンケート調査様式)

本学は、引き続き建学の精神や理念・目的等を学生や教職員に涵養し続けていくとともに、「第3期中期目標・計画」を毎年度着実に推進していくことで、教育研究の質の向上及び充実・発展を図り、そのことにより社会に貢献し続けていく。

点検・評価報告書 様式

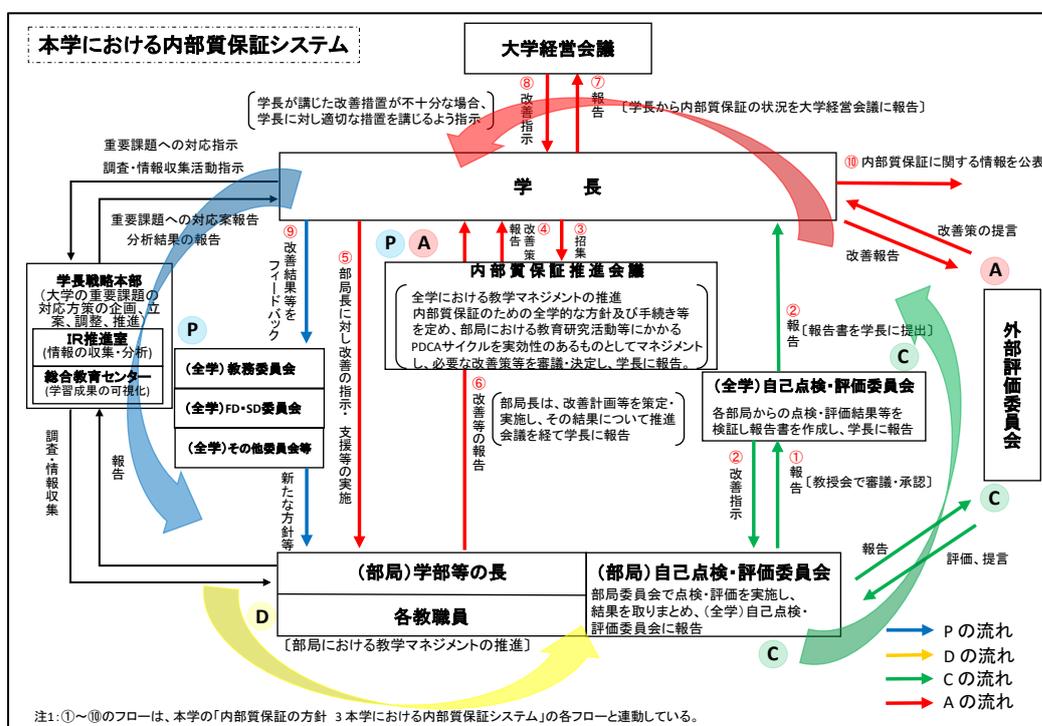
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証の方針	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/1/iqa.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証のための全学的な方針及び手続の策定 部局における自己点検・評価の結果等に基づく教育研究活動等の適切性、有効性の検証、改善・向上についての審議、改善策の決定等
	名簿（URL・印刷物の名称）
	内部質保証推進会議構成員名簿
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
改善	和歌山看護学研究科看護学専攻(M)定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること。	令和3年度	<p>教育の充実を図るため、学外公募により教授採用した。また、業績及び年齢等を考慮した教員採用計画に基づき厳格な審査を実施し、准教授から教授、講師から准教授への昇任を行い年齢構成の改善に努めている。</p> <p>定年規程に定める退職年齢を超える専任教員は、完成年度を終えて退職となる。一部教員の退職後は期間を定めた契約のもと、若手教員の後進の育成を行う。退職後は60代以下の教員を積極的に採用する予定であるため、教育研究</p>	<p>東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科【届出】設置計画履行状況報告書(令和4年度)</p> <p>https://www.thcu.ac.jp/about/rikojokyo.html</p>

点検・評価報告書 様式

			の活性化と継続性は確保される。 若手教員の育成にあたっては、本学の教員資格審査の際の基準となる教育業績及び研究業績の両面から行う。	
改善	東が丘看護学部 多くの専任教員が就任辞退又は辞任しているが、原因分析や改善策が十分ではないため、教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織の編成のため、詳細な原因分析及びより効果的な改善策について検討すること。	令和4年度	退職者5名の減少要因は、学部長が東が丘に専念するとともに領域長への権限移譲による人事管理体制に強化によるものである。	東京医療保健大学東が丘看護学部看護学科【届出】設置計画履行状況報告書(令和5年度) https://www.thcu.ac.jp/about/rikojokyo.html
改善	東が丘看護学部 多くの専任教員が就任辞退又は辞任しているが、改善策が十分ではないため、教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織の編成のため、詳細な原因分析及びより効果的な改善策について検討すること。	令和5年度	退職の原因として、持病含むメンタル上の不調による者(2名)、子育てに専念(1名)、職位のアップを求めて他校へ異動(5名/講師として千葉大学、東京医科歯科大学、石川県立看護大学、東邦大学等)となっている。他校異動のうち2名は先方から働きながらの大学院博士課程進学は不可と指導され、退職している。 研究科含めた看護系大学の設置が複数あり、即戦力を求めた他校からの魅力的な引き抜きをどうしても断れない者がいた事実もある。 その後の対応は以下の通り。 ①教員を2名増員し、その後も大学院での研究指導のために更に特任教授を2名増員した ②委員会活動等も業務の見直しにより学生が主体的に活動できるようにした。業務のスリム化が進むなかで責任の負担が過重にならないように工夫もしている ③効率化を図るため、ITを活用し、各自パソコンから実践評価を入力することで個人の技術達成度が見える化した ④学生の教育課程において修了要件を見直し129単位から124単位としたことは学生だけでなく教員たちのゆとりにつながっている。	東京医療保健大学東が丘看護学部看護学科【届出】設置計画履行状況報告書(令和6年度) https://www.thcu.ac.jp/about/rikojokyo.html
改善	立川看護学部 入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。	令和5年度	収容定員400人に対し令和4年度460人、令和5年度456人と入学者選抜等により定員超過に改善に取り組んでいる。	東京医療保健大学立川看護学部看護学科【届出】設置計画履行状況報告書(令和6年度) https://www.thcu.ac.jp/about/rikojokyo.html
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関する場合は、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/nintei/kaizen.pdf
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/nintei/kaizenkentou.pdf
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

点検・評価報告書 様式

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考：	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員かを明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.thcu.ac.jp/about/jikotenken/
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	https://www.thcu.ac.jp/about/organization.html
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること https://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	基礎データ表 2
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること https://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.thcu.ac.jp/syllabus/
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること https://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/ 6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること https://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/7/basic_data5.pdf
授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/8/gakuhi.pdf
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること https://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	財務情報の公開 https://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	授業評価アンケート https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/r5_merged.pdf
学位の取得状況	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/4/sotugyousyasuu.pdf

点検・評価報告書 様式

学生の成長実感・満足度	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/r5_jittaityousa.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表 6 参照
学修時間	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/r5_jittaityousa.pdf
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/4/shigansha.pdf
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表 1 参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	
FD・SDの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「学生による授業評価」 ・東京医療保健大学を語る会 ・事務職員研修会 https://www.thcu.ac.jp/about/keikaku.html
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/info/1.pdf
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/info/2.pdf https://www.thcu.ac.jp/database/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	法令に基づく情報の公開 3. https://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/info/4-1.pdf
卒業生の教員への就職の状況に関すること	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/info/4-1.pdf
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/info/6.pdf
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証(本文)

評定：◎・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

・本学では、令和3年3月に決定した「内部質保証の方針」において、学内の内部質保証を推進するため、

- 1 内部質保証に関する基本方針
- 2 内部質保証に関する各組織体制及び権限と役割
- 3 本学における内部質保証システム
- 4 本学における諸方針と改善・改革のための行動指針等

を定めている。

この「内部質保証の方針」に基づき、内部質保証推進会議規程を改正し、改めて設置された「内部質保証推進会議」は、学長を議長として、各副学長、大学経営会議室長、事務局長及びIR推進室長により構成され、内部質保証のための全学的な方針及び手続を定めた上で、各部局における自己点検・評価の結果等に基づき、教育研究活動等の適切性、有効性を検証し、その検証結果をもとに更なる改善・向上について審議し、必要に応じ、その改善策等を決定し、学長に報告するという権限と役割を担っている。

学長は、内部質保証システムを有効に機能させるため、部局長に対し連絡調整・助言・指示・支援等の必要な措置を講じるとともに、部局における改善結果等を新たな計画の策定等にフィードバックし、大学全体の教育研究活動等の更なる改善・向上を継続して推進することとしている

（第2章 基本情報一覧 内部質保証 内部質保証の方針）。

・この「内部質保証推進会議」で審議等を行う具体的な例としては、「内部質保証の方針」において、3つの方針に基づいて学位プログラムを編成することを内部質保証に関する基本方針としていることから、3つの方針の改正等についても各部局で方針決定した内容について確認し、審議の上で制定及び改正等を行っている(根拠資料 2-1)。

点検・評価報告書 様式

また、効果的・効率的な教育課程の編成や、その運営のために必要な教職員の業務内容の整理・点検を行うこととして、次年度の各部局の教育課程の見直しに合わせ、教職員の採用等を行う予定の各部局の教育課程変更の理由や教職員の採用等の情報を確認し、審議の上で教育課程の変更等を行っている(根拠資料 2-2)。

さらに、学生参画による授業に関する調査を行い、その結果を分析・評価して教学マネジメントに反映させ、学修成果及び教育成果の向上を図ることを目的として、全ての授業科目を対象に「学生授業評価」を実施しているが、この実施要項やアンケート項目の内容の検討や IR 推進室が取りまとめたアンケート結果の分析の評価・検討を行い、より効果的な教育方法の開発や運用等ができるよう授業を担当する教員にフィードバックしている(根拠資料 2-3【ウェブ】)。

学習成果を可視化するため IR 推進室で取りまとめた毎年度の成績評価分析結果等を確認し、教育課程の編成や教員の指導方法の改善等に活用するよう各部局にフィードバックしている(根拠資料 2-4)。

「第3期中期目標・計画」の年度計画の点検・評価や「教学マネジメントチェックリスト」等に基づく点検・評価の実施、改善事項の検討等を行い、教育の質保証や部局の教学マネジメントの支援等を行っている(根拠資料 2-5、2-6)。

・ 第1章で記述した「第3期中期目標・計画」の年度計画の点検・評価の実施と併せ、本学では、「教育の質保証」の取り組みを更に推進することを目的として、文部科学省が策定した「教学マネジメント指針(令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会)」及び「教学マネジメント指針(追補)(令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会)」を踏まえた「東京医療保健大学教学マネジメントチェックリスト」を作成し、教学マネジメントチェックリスト作成要領に基づき、令和5年度の本学の教育活動について「大学全体レベル」、「学位プログラムレベル」、「授業科目レベル」ごとに点検・評価を実施した。併せて「教学マネジメント指針」において、教学マネジメントの確立に当たっては「アセスメントプラン」に基づいて点検・評価することが求められていることから、「東京医療保健大学アセスメントプラン」に基づき、本学が定める3つのポリシーに基づいて教育課程等が有効に機能しているか等を「大学全体レベル」、「学位プログラムレベル」、「授業科目レベル」ごとに点検・評価した。

各部局で実施した「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」に基づくそれぞれの「学位プログラムレベル」での点検・評価結果を踏まえ、「大学全体レベル」での点検・評価結果を取りまとめ、「全学自己点検・評価委員会」で検証し学長に報告した。

「内部質保証推進会議」(令和6年7月10日開催)における点検・評価の実施については、「全学自己点検・評価委員会」の点検・評価結果を基に更に全学的見地から評価を行い、その後「大学経営会議」(令和6年7月10日開催)に報告し、速やかにウェブサイトにて公表を行った(根拠資料 2-7、第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

点検・評価の結果、各部局等の取り組みについて改善等が必要な場合には、「内部質保証の方針」に基づき、学長は別途各部長等に対し改善指示等を行うものとし、各部長等は改善指示等に基づき改善策を講じた上で、その改善状況等を別途学長に報告することとしていることから、学長からの指示に基づき、関係する部長及び全学委員会に対して、具体的改善策等を報告することとした。これらの取り組みによりPDCAサイクルを構築し、本学の内部質保証システムの確立に努めている(根拠資料2-8、2-9、2-10)。

点検・評価報告書 様式

また、教職課程に関する点検・評価については、全学教職課程委員会において自己点検・評価を実施しており、「令和6年度教職課程に係る自己点検・評価結果報告書」として取りまとめ、学長に報告した後、「内部質保証推進会議」（令和7年3月5日開催）において審議している。自己点検・評価では、「1.教育理念・学修目標」「2.授業目標・教育課程の編成実施」「3.学修成果の把握・可視化」「4.情報公開」「5.教職指導」「6.関係機関等との連携」の視点で点検・評価を行った。その結果、例えば、「1.教育理念・学修目標」においては、本学としての教員養成に対する理念を各学科における教育活動において具現化するために各学科ごとの到達目標を策定した結果、教員として求められる資質・能力がどの段階で習得できるのかが明確になったことなど、各視点に対し、適切に対応されていることを確認した。また、「令和6年度教職課程に係る自己点検・評価結果報告書」はウェブサイトにて公表を行った（第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」）。

・ 本学では、「東京医療保健大学 自己点検・評価委員会規程」に基づき、オブザーバーとして、本学学生の自治組織である学友会の会長に「全学自己点検・評価委員会」に参画してもらい、学生からの視点による評価をもらっている。この学生からの評価については、「内部質保証推進会議」においてその文面を紹介した（根拠資料2-11）。

また、「点検・評価報告書」については、学外委員が参画する「大学経営会議」において、審議・承認されているほか、「外部評価委員会」において、事前に提出された外部評価委員からの意見等に対する回答・対応等を中心に質疑応答を行い、委員からご指摘いただいた事項は次年度の計画等に反映することで、教育研究活動等の継続的な改善等を図ることとしていることにより、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保している。

・ 研究科等の設置や改組等を行うため、文部科学省に設置認可申請や届出を行った場合には、その後設置計画履行状況報告書を提出している。提出の後文部科学省から指摘を受けた場合には、期日までに履行状況及び今後の改善計画等について適切に回答している。

また、平成30年度に大学基準協会の大学評価（認証評価）を受審し、是正勧告として2件、改善課題として5件の提言を受けたが、令和4年7月までにそれらの改善に取り組み改善報告書を提出した。その後、大学基準協会から「提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいえない。是正勧告については、学生の受け入れにおける定員管理の問題は、今後も更なる改善に努めることが求められる。改善課題については、教育課程・学習成果における学位授与方針の問題や、学習成果の把握・評価に関する問題は、引き続き改善に努めることが求められる。また、財務についても、財政基盤の確保が求められる。」旨の通知を受けたことから、指摘事項について、改めて内部質保証推進会議において具体的に改善方策等を検討し、「根拠資料2-12 大学基準協会認証評価 改善報告書検討結果への改善状況について」のとおり、全ての指摘事項について改善を図ったところである（第2章基本情報一覧「設置計画履行状況調査等への対応」、「前回の認証評価からの改善状況 改善報告書検討結果」、根拠資料 2-12）。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

・ 本学では、大学経営上特に重要な情報や特色ある教育の取り組みの情報を関係者が適切に得られるよう、情報の公表に積極的に取り組んでいる。情報の公表に当たっては、可能な限りわかりやすく一括して確認できるよう大学ホームページの画面の「大学案内」内に、「建学の精神・沿革」、「理事長メッセージ」、「学長メッセージ」、「大学メッセージ」、「大学ビジョン」、「校歌」、「寄附行為・学則・規程」、「役員・評議員・大学組織」、「大学のガバナンス・コンプライアンスに関する情報」、「教育・財務・法令に基づく情報の公開」、「設置認可等申請書類・設置計画履行状況報告書」、「中期目標・計画」、「大学の評価結果」、「自己点検・評価」及び「ご寄附のお願いについて」を各項目ごとにバナーとして設け、学内外のステークホルダー等に対し広く公表することで大学としての説明責任を果たすとともに、社会からの評価を真摯に受け止めて教育研究活動等を着実に推進することとしている(根拠資料 2-13【ウェブ】)。

特に、学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育情報、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく公表事項、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項に基づく公表事項及び本学寄附行為に定める財務情報等については、法令等に基づく情報公開情報として、大学のウェブサイト「教育・財務・法令に基づく情報の公開」として一括して確認することができるよう、学内外のステークホルダー等に対し広く公表している(第2章基本情報一覧「教育・財務・法令に基づく情報の公開」)。

また、研究活動については、教員、大学院生の研究成果及び学会発表等の情報、本学が紀要として発行する各冊子体に掲載されている論文集の情報、大学院の博士学位論文の情報、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する情報、動物実験に関する情報及び本学教員が中心となり医療をテーマとしたヘルスケアコラムの情報等について、「研究活動・公開講座・社会人講座」として、一括して確認することができるよう、学内外のステークホルダー等に対し広く公表している(根拠資料 2-14【ウェブ】)。

自己点検・評価結果については、「第3期中期目標・計画」の年度計画に係る点検・評価結果並びに「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」に基づくそれぞれの点検・評価結果について、過去の報告書も含め大学のウェブサイトで公表している(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

この他、政府の教育振興基本計画(25.6.14 閣議決定)に定める「データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組み」に基づき実施された「大学ポートレート」(公的な教育機関として公表が求められる情報等を公開する仕組み)に参加して、本学の各学部学科・各研究科に係る特色ある教育研究活動等の情報を公表している。また、私立大学に係る「大学ポートレート」は日本私立学校振興・共済事業団のホームページ上で公開されている(根拠資料 2-15【ウェブ】、2-16【ウェブ】)

点検・評価報告書 様式

・ 学生の学習実態、学習上の成果に関する情報についても、「教育・財務・法令に基づく情報の公開」のバナーにより、学生の学修に関する実態調査や授業評価アンケートの調査結果等を公表することで、本学の教育の実態等を明らかにしている(本章基本情報一覧「教育・財務・法令に基づく情報の公開」)。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

・ 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

・ 本学では、前述の令和3年3月に決定した「内部質保証の方針」において、本学の内部質保証システムとして、

- ① 内部質保証の基盤となるのは部局における自己点検・評価であるから、各部局は、それぞれ部局自己点検・評価委員会が策定する自己点検・評価の実施計画に基づいて、毎年度自己点検・評価を実施しその結果を部局内で共有・周知するとともに、全学自己点検・評価委員会に報告する。
- ② 全学自己点検・評価委員会は、部局における自己点検・評価の結果を検証し、必要に応じ改善等を指示し、報告させるとともに、全学的な観点から大学運営全般の活動の質に関わる自己点検・評価及び教育の質に関わる自己点検・評価を実施し、自己点検・評価及びそこから得られた改善点等評価の結果を「点検・評価報告書」に取りまとめ、学長に報告する。
- ③ 学長は、全学自己点検・評価委員会から報告を受けた自己点検・評価の結果等に基づき、内部質保証推進会議を招集する。
- ④ 内部質保証推進会議は、自己点検・評価の結果等に基づき、教育研究活動等の適切性、有効性を検証し、その検証結果をもとに、更なる改善・向上について審議し、必要に応じ、その改善策等を策定し、学長に報告する。
- ⑤ 学長は、内部質保証推進会議からの報告等を踏まえ、内部質保証システムを有効に機能させるため、部局の長に対し、連絡調整・助言・指示・支援等の必要な措置を講じる。
- ⑥ 部局の長は、学長から上記⑤の指示等があった事項について、改善計画等を策定及び実施し、その結果について内部質保証推進会議を経て学長に報告する。
- ⑦ 学長は内部質保証の状況を大学経営会議に報告する。
- ⑧ 大学経営会議は学長からの報告を受け、学長が講じた改善措置が不十分であると判断したときには、必要に応じ適切な措置を講じるよう、学長に対し指示する。
- ⑨ 学長は、自己点検・評価の結果等、部局における改善結果を各種全学委員会における教育研究活動等に関する企画・立案や事業計画の策定にフィードバックし、教育研究活動等の更なる改善・向上を継続して推進する。
- ⑩ 学長は、自己点検・評価等の結果、部局における改善結果その他内部質保証に関する情報を積極的に公表し、社会に説明責任を果たす。

こととしており、この内部保証システムに基づき、令和3年度以降の点検・評価を実施している。

点検・評価報告書 様式

令和4年度からは、「第3期中期目標・計画」の年度計画の点検・評価を実施し、令和5年度からは「教育の質保証」の取り組みを更に加速することを目的として作成した「東京医療保健大学教学マネジメントチェックリスト」及び「東京医療保健大学アセスメントプラン」に基づき、本学の教育活動について点検・評価を実施している。

これらの点検・評価の結果、改善等が必要な事項に対しては、上記⑤、⑥により、学長は各部局長等に対し改善指示等を行い、各部局長等は改善策を講じた上でその改善状況等を別途学長に報告することとしている(根拠資料 2-8、2-10)

また、点検・評価の結果は、「内部質保証の方針」により学外委員が参画する大学経営会議や外部評価委員会に報告され、提言等に基づき改善措置を講じることとしており、このようなPDCAサイクルに基づき、全学的な内部質保証システムにより教育研究活動等の改善・充実を図るとともに教育の質の向上に努めている。

平成30年度に大学基準協会の大学評価(認証評価)を受審し、是正勧告として2件、改善課題として5件の提言を受けたが、令和4年7月までにそれらの改善に取り組み改善報告書を提出した。その後、大学基準協会から「是正勧告については、学生の受け入れにおける定員管理の問題は、今後も更なる改善に努めることが求められる。改善課題については、教育課程・学習成果における学位授与方針の問題や、学習成果の把握・評価に関する問題は、引き続き改善に努めることが求められる。また、財務についても、財政基盤の確保が求められる。」旨の通知を受けたことから、指摘事項について、改めて内部質保証推進会議において具体的に改善方策等を検討し、「根拠資料2-12 大学基準協会認証評価 改善報告書検討結果への改善状況について」のとおり、全ての指摘事項について改善を図ったところである(第2章基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況 改善報告書検討結果」、根拠資料 2-12)。

また、文部科学省に設置認可申請や届出を行った後、設置計画履行状況報告書を提出しその後文部科学省から指摘を受けた場合には、期日までに履行状況及び今後の改善計画等について適切に回答している。

令和3年度の調査結果において、和歌山看護学研究科では、指摘事項(改善)として「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想を策定し、着実に実行すること。」と指摘されたところであるが、学外公募により教授の採用をしたこと、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員は完成年度を終えて退職となること、一部教員の退職後は期間を定めた契約のもと若手教員の後進の育成を行うこと、退職後は60代以下の教員を積極的に採用する予定であるため教育研究の活性化と継続性は確保されること、若手教員の育成にあたっては本学の教員資格審査の際の基準となる教育業績及び研究業績の両面から行うこととしている。その後も業績及び年齢等を考慮した教員採用計画に基づき厳格な審査を実施し、准教授から教授、講師から准教授への昇任を行い、年齢構成の改善に努めることとした。

令和4年度の調査結果において、東が丘看護学部看護学科では、指摘事項(改善)として「多くの専任教員が就任辞退又は辞任しているが、原因分析や改善策が十分ではないため、教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織の編成のため、詳細な原因分析及びより効果的な改善策について検討すること。」と指摘されたところであるが、退職者が5名となった要因は、学部長が東が丘看護学部看護学科に専念するとともに領域長への権限移譲による人事管理体制を強化したことによるものであり、業務のスリム化による教員の研究、教育活動時間の捻出及びハ

点検・評価報告書 様式

ラスメント防止を徹底し風通しのよい職場づくりに努めることとした。

令和5年度の調査結果において、東が丘看護学部看護学科では、指摘事項(改善)として「多くの専任教員が就任辞退又は辞任しているが、改善策が十分ではないため、教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織の編成のため、詳細な原因分析及びより効果的な改善策について検討すること。」と指摘されたところであるが、退職の原因としては、持病含むメンタル上の不調による者(2名)、子育てに専念(1名)、職位のアップを求めて他校へ異動(5名/講師として千葉大学、東京医科歯科大学、石川県立看護大学、東邦大学等)となっており、研究科を含めた看護系大学の設置が複数あり、即戦力を求めた他校からの魅力的な引き抜きをどうしても断れない者がいた事実もあるとして、

- ・教員を2名増員し、その後も大学院での研究指導のために更に特任教授を2名増員したこと、
- ・委員会活動等も業務の見直しにより学生が主体的に活動できるようにし、業務のスリム化が進むなかで責任の負担が過重にならないよう工夫したこと、
- ・効率化を図るため、ITを活用し、各自パソコンから実践評価を入力することで個人の技術達成度を見える化したこと、
- ・学生の教育課程において修了要件を見直し129単位から124単位としたことで、学生だけでなく教員たちのゆとりにつながっていること、

等の改善を図ったところである。その後も、業務のスリム化による教員の研究活動時間の捻出や欠員発生時の補充に備えた募集活動の常時継続に努めている。

また、令和5年度の調査結果において、立川看護学部看護学科では、指摘事項(改善)として「入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。」と指摘されたところであるが、令和5年度収容定員400人のところ学籍学生数は462人に対し、令和6年度の学籍学生数は456人とわずかではあるが、定員超過の改善に取り組んでいる(本章基本情報一覧「設置計画履行状況調査等への対応」)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の内部質保証システムについては、平成30年度に受審した大学基準協会の大学評価において、「内部質保証体制には不備が多いため是正されたい」との是正勧告に適切に対応するため、令和4年7月までにそれらの改善に取り組み改善報告書を提出したところ、大学基準協会から「内部質保証に責任を負う全学組織を「内部質保証推進会議」と定め、「内部質保証の方針」の制定及び「内部質保証推進会議規程」の改正を行い、適切な教学マネジメントを行う仕組みを整備した。また、「スクリー委員会」の役割を「外部評価委員会」に引き継ぐ形で新たに規程を制定し、その権限の拡大及び役割の明確化を図っている。各研究科における自己点検・評価についても、研究科独自の「自己点検・評価委員会」の規程を制定し、責任主体や手順を明らかにした。以上のことから、内部質保証を組織的に行うための体制を整備したことが確認できるため、改善が認められる。今後はこの体制において、各学部・研究科におけるPDCAサイクルを適切に支援し、全学的な教学マネジメントを有効に機能させていくことが望まれる。」との回答をいただいたところであり、本学は内部質保証システムを整備し、適切に機能できている点が長所である。

ただし、内部質保証システムが有効に機能するためには、点検・評価、改革方策の検討に重要な学内各種データの収集・分析等を担うIR推進室や教育DX等の推進により学修基盤の整備を担う学修基盤室の機能強化が必要であるが、専任教職員が配置されておらず教職員が兼務によ

点検・評価報告書 様式

り対応しているため、担当する教職員の負担が過重となっていることが課題であったが、令和7年4月からは学修基盤推進室の機能も吸収した「総合教育センター」を新たに設置し、そのセンター長に専任教員を配置するなど、組織改組を行ったところである(根拠資料 2-17)。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本章の「評価項目① 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。」、「評価項目② 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。」及び「評価項目③ 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。」については、前述のとおり、いずれも本学は適切に対応している。また、内部質保証システムが有効に機能するため、令和7年4月からは学修基盤推進室の機能も吸収した「総合教育センター」を新たに設置し、そのセンター長に専任教員を配置するなど組織改組を行ったところであり、本学は、引き続き内部質保証システムを整備し今後も点検・評価の取り組みを継続していくことで、内部質保証システムの改善・向上に努めていく。

第3章 教育研究組織(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。

・本学は、平成17年4月に、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することができる人材の育成を理念・目的として、看護学科(NTT 東日本関東病院と連携協力)・医療栄養学科・医療情報学科の3学科(入学定員280名)により医療保健学部を設置した。

その後、平成19年度には大学院医療保健学研究科修士課程を設置し、平成21年度には同博士課程、助産学専攻科を設置し、平成22年度には独立行政法人国立病院機構との連携協力により、東が丘看護学部看護学科及び大学院看護学研究科修士課程を同時設置し、平成26年度には東が丘看護学部を東が丘・立川看護学部に変更するとともに、看護学科を臨床看護学コース及び災害看護学コースの2コース制とし入学定員を100名から200名に増員した。大学院看護学研究科においても同年度に博士課程を設置し教育研究実践組織の充実・発展に努めてきた。さらには、本学の創設以来の実績を評価いただき、平成30年4月から初めて東京地域以外に千葉看護学部(地域医療機能推進機構と連携 入学定員100名)及び和歌山看護学部(和歌山県・和歌山市・日本赤十字社和歌山医療センターの3機関と連携 入学定員90名(令和7年4月から100名に変更))を設置し、高齢社会が進む中において地域医療に貢献する高度医療人材の育成に取り組んでいる。令和2年4月に東が丘・立川看護学部について、立川キャンパスの校舎の増築を機に東が丘看護学部(入学定員100名)及び立川看護学部(入学定員100名)にそれぞれ分離設置することとし、また大学院和歌山看護学研究科修士課程を設置した。その後、令和3年度には大学院千葉看護学研究科修士課程、令和4年度には和歌山助産学専攻科を設置したところである。

また、大学の研究所、全学センターとして、総合研究所、国際交流センター、感染制御学教育研究センター、メディテーションセンター、放射線看護研修センター、情報教育研究センター(平成7年度からは総合教育センターに役割を吸収)、産後ケア研究センター、和歌山看護実践研究センター及び保健センターをそれぞれを設置している。

さらに、本学教育研究活動等の重要事項等について審議するため、各種全学委員会を設置しており、そのうち、「教職課程委員会」では、「全学教務委員会」や「各学部教職課程専門委員会」、「各学部実習協議会」等との連携・協力の下、教職課程の適切な維持及び教職課程を履修する学生に対する適切な指導を推進するための審議等を年3回程度開催している。

これらの教育研究組織は、本学の建学の精神及び理念・目的を実現するために設置されており、それぞれ教育研究活動を着実に履行し、さらに社会からの要請に応じて教育研究組織の充実・発展を図っている(根拠資料 3-1、3-2、3-3、3-4【ウェブ】、第2章基本情報一覧「教育研究上の基本組織」)。

点検・評価報告書 様式

特に、本学の看護学部・看護学科設置の経緯においては、わが国の最先端医療を実施する中核医療機関の附属看護専門学校等を引き継ぎ、また地方公共団体からの設置要請に基づき、それらが有していた施設等の資源を有効に活用することで4年制大学を設置しているところが特徴であり、それら中核医療機関や地方公共団体等とは、これまでの歴史的経緯を含め強い連携協力体制を構築している。

医療保健学部看護学科は、NTT 東日本関東病院附属高等看護学院が平成17年度募集停止され、新しい時代のニーズに対応する看護師養成を4年制大学となる本学に委ねられる形で学科を設置した。

東が丘看護学部看護学科は、独立行政法人国立病院機構東京医療センター附属東が丘看護助産学校が平成22年度募集停止され、また、立川看護学部看護学科は、平成23年3月11日東日本大震災が発災した際に、災害時における看護師の役割が重要視されたことを契機に、独立行政法人国立病院機構災害医療センター附属昭和の森看護学校が平成27年度募集停止され、それぞれ看護師養成の機能を4年制大学となる本学に委ねられる形で学部・学科を設置した。

千葉看護学部看護学科は、千葉県では急速に少子高齢化が進み、特に船橋市が含まれる東葛南部保健医療圏は、今後県内でもっとも急速にヘルスケアニーズが高まると予測されている中で、独立行政法人地域医療推進機構には船橋中央病院附属看護専門学校が設置されているが、かねてこれを4年制大学に転換して新しい時代の看護師養成を実現したいとの希望があったことを契機に、看護専門学校が平成30年度募集停止され、4年制大学となる本学に委ねられる形で学部・学科を設置した。

和歌山看護学部看護学科は、「和歌山まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、和歌山県、和歌山市は、県内の若年層の県外流出傾向に歯止めがかからず、かねてから地域を活性化するためにも私立系看護大学の誘致を計画しており、本学は当時の県知事からの強い要請を受け、和歌山県内で最も機能性の高い病院との連携を条件に、日本赤十字社和歌山医療センターと連携することとなり、併せて同センター附属和歌山赤十字看護専門学校が平成30年度募集停止され、新しい時代の看護師養成を実現することとして4年制大学となる本学の学部・学科の設置につながった。特に和歌山看護学部の設置は、国の地方創生の取り組みに貢献する事業として、文部科学省においても好事例として紹介されている(根拠資料 3-5)。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・教育研究組織の適切性については、毎年度、大学全体では内部質保証推進会議にて、各学部学科では、教授会、自己点検・評価委員会等において点検・評価、検証を行っている。

例えば、内部質保証推進会議では、アセスメントプランに基づき、学位授与率、卒業率、進級率、休学率、退学率、入学試験の状況や入学率等を客観的評価指標として、点検・評価を行っている。令和5年度アセスメントプラン点検・評価結果では、それらの数値が他の学科等と比較して低い学

点検・評価報告書 様式

科に対しては、その原因を分析した上で課題点を洗い出し、具体的な改善策を検討するよう各部署局長等に対し学長は改善指示等を行い、各部署局長等はその改善状況等を別途学長に報告することとした。また、学長は、入学試験の状況や入学率等を踏まえ、医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科の入学定員未充足の状況等に鑑み、医療保健学部の全体の統合・再編構想についての検討を指示した。

このように、本学では教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握することができるシステムを構築している(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」、根拠資料 2-10)。

・点検・評価結果に基づく学長からの改善指示等に対応するため、学内外の関係者による「学科統合・再編準備組織」を立ち上げ、定期的に検討会を開催し、学科統合・再編の基本的な方針を次のとおり策定した。

- ・統合・再編時期は、令和8年4月を予定し、医療情報学科の入学者数減少を受け、人口減少期においても選ばれる大学を目指し、学生募集の安定化を図る対策が急務であり、そのため、国家資格取得や社会の求める技能取得が可能な修学体制を整えること。
- ・修学体制は、医療保健学部入学定員280名内で医療保健学部の3学科を2学科に統合・再編すること。
- ・医療情報学科入学定員80名定員を60名に減らした上で医療栄養学科に統合し、医療栄養学科を入学定員160名の医療保健学科に変更すること。
- ・学科は既存専攻(管理栄養学、臨床検査学、医療情報学)の3専攻に加え臨床工学専攻の4専攻(管理栄養学専攻68名、臨床検査学専攻32名、医療情報学専攻30名、臨床工学専攻30名)とすること。
- ・看護学科は、定員を100名から120名に増員すること。

とし、学部長等会議・大学経営会議(令和6年7月10日開催)を経て、理事会・評議員会(令和6年11月6日開催)においてこの基本的な方針について承認されたところであり、現在、文部科学省での事前相談の結果を経て、令和7年4月には文部科学省に対し、医療保健学科の設置の届出を行うべく鋭意作業を行っている(根拠資料 3-6)。

このように、本学では毎年度の点検・評価を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みにつなげていくシステムを構築している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、建学の精神及び理念・目的に基づき、特に看護学部・看護学科は、わが国の最先端医療を実施する中核医療機関の附属看護専門学校等を引き継ぎ、また和歌山看護学部のように地方公共団体からの設置要請に基づき、それらが有していた施設等の資源を有効に活用することで4年制大学を設置しており、中核医療機関や地方公共団体との強固な連携・協力体制の下、教育研究組織を整備し社会に有為な医療人を育成し送り出している点が本学の特徴であり長所である。ただし、少子化等の影響により、令和6年度の医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科の収容定員充足率はいずれも、0.67であり、年々低下傾向が深刻であることから、新たな学科統合・再編計画を令和8年4月に向けて、加速度的に進めていく必要がある(大学基礎データ表2)。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本章の「評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。」「評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。」については、いずれも前述のとおり、本学は適切に対応している。ただし、医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科の入学者数の減少を踏まえ、医療保健学部の学科統合・再編計画を推進し、令和8年4月に新学科を設置することとして、文部科学省へ届出申請する(令和7年4月予定)。具体的には、国家資格取得や社会の求める技能取得が可能な修学体制を整えるため、医療保健学部募集定員280名内で、医療保健学部の3学科を2学科に統合・再編することとして、現在の医療栄養学科と医療情報学科を廃止し、新たに管理栄養学専攻、臨床検査学専攻、医療情報学専攻、臨床工学専攻の4専攻で入学定員160名の医療保健学科を設置するとともに、看護学科は入学定員を100名から120名に増員する。このことにより、人口減少期においても選ばれる大学を目指し、学生募集の安定化を図る。

本学は、引き続き、客観的な評価指標に基づく点検・評価システムを構築し、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組んでいく。

点検・評価報告書 様式

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
医療保健学部 東が丘看護学部 立川看護学部 千葉看護学部 和歌山看護学部	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301001.pdf
医療保健学研究科 看護学研究科 和歌山看護学研究科 千葉看護学研究科	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0302001.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：対象なし			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科 等名称	単位数						根拠となる 資料
	基礎科目 一般・基礎 科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたりの授 業時間	URL・印刷物の名称
【学部】 4学期制 （クオータ ー制）	8週	90分	学部履修通則第4条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/1/tusoku_f.pdf
【大学院】 2学期制 （セメスタ ー制）	15週	90分	【和歌山看護学研究科履修規程】 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0302009.pdf 【千葉看護学研究科履修規程】 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0302010.pdf
備考：			

点検・評価報告書 様式

単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
【学部】 講義・演習 実検・実習 (千葉看護学部、和歌山看護学部)	45時間(15～30時間) 45時間(30～45時間)	学則第13条	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
【大学院】 講義・演習 実検・実習 (和歌山看護学研究所、千葉看護学研究所)	45時間(15～30時間) 45時間(30～45時間)	大学院学則23条	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
備考：千葉看護学部、和歌山看護学部は2018年度に開設したため、前回評価時には設置していなかった。東が丘看護学部、立川看護学部は東が丘・立川看護学部から分離し2020年度に開設したが、教育内容は変更していないため記載していない。また、前回の評価時に設置していた学部・研究科については指摘事項は受けていない。			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限值	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
千葉看護学部看護学科	44単位	1年間	○		○
和歌山看護学部看護学 科	44単位	1年間	○		○
備考：千葉看護学部、和歌山看護学部は2018年度に開設したため、前回評価時には設置していなかった。東が丘看護学部、立川看護学部は東が丘・立川看護学部から分離し2020年度に開設したが、教育内容は変更していないため記載していない。また、前回の評価時に設置していた学部・研究科については指摘事項は受けていない。					

※関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第27条の2第2項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

点検・評価報告書 様式

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了要件単位数	既修得等 (注)の 認定上限 単位数	URL・印刷物の名称
医療保健学部	126 単位	60 単位	学則第 17 条、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
東が丘看護学部	124 単位 ※令和 3 年入学生までは 129 単位	60 単位	学則第 17 条の 3、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
立川看護学部	129 単位(令和 3 年度入学生まで) 130 単位(令和 4 年度入学生から)	60 単位	学則第 17 条の 4、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
千葉看護学部	126 単位	60 単位	学則第 17 条の 5、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
和歌山看護学部	126 単位	60 単位	学則 第 17 条の 6、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101001.pdf
医療保健学研究科 修士課程	【看護マネジメント学領域、看護実践開発学領域、助産学領域、感染制御学領域、周手術医療安全学領域、滅菌供給管理学領域、医療栄養学領域、医療保健情報学領域】30 単位 【プライマリケア看護学領域】55 単位	15 単位	大学院学則 第 26 条、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
看護学研究科 修士課程	【高度実践看護コース】 62 単位 【高度実践助産コース】 33 単位、助産師免許取得プログラムは 62 単位 【高度実践公衆衛生看護コース】61 単位 【看護科学コース】30 単位	15 単位	大学院学則 第 26 条の 2 及び 5、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
和歌山看護学研究科 修士課程	30 単位	15 単位	大学院学則 第 26 条の 3、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
千葉看護学研究科 修士課程	30 単位	15 単位	大学院学則 第 26 条の 3、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
医療保健学研究科 博士課程	10 単位	15 単位	大学院学則 第 26 条、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
看護学研究科 博士課程	12 単位	15 単位	大学院学則 第 26 条の 2、第 21 条 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0101002.pdf
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

点検・評価報告書 様式

- 専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、
大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、
専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条
注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置
（それらを合せた上限値）
[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2
及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称(学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
和歌山看護学研究科修士課程	シラバス・学生便覧（修士論文作成のプロセス、修士論文作成スケジュールモデル）	シラバス（特別研究（修士論文）） https://cpplnext.thcu.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusSansho/UI/WSL_SyllabusSansho.aspx?P1=66063AA&P2=2024&P3=20240401 学生便覧令和 6（2024）年度 和歌山看護学研究科
千葉看護学研究科修士課程	シラバス・学生便覧（修士論文作成のプロセス、修士論文作成スケジュールモデル）	シラバス（特別研究（修士論文）） https://cpplnext.thcu.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusSansho/UI/WSL_SyllabusSansho.aspx?P1=76200AA&P2=2024&P3=20240401 学生便覧令和 6 年度 千葉看護学研究科
備考：和歌山看護学研究科は 2020 年に、千葉看護学研究科は 2021 年にそれぞれ開設したため、前回の認証評価時には設置していなかった。なお、前回の評価時に設置していた研究科については指摘は受けていない。		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称(学位課程別)	学位論文審査基準(注 1) 規程・URL	特定課題研究審査基準(注 2) 規程・URL
医療保健学研究科修士課程	大学院における学位論文にかかる評価基準 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/degree_average.pdf	該当なし
看護学研究科修士課程	入学時に「学生便覧」配布 年度初めに「シラバス」配布	研究に関する細則(令和 6 年度看護学研究科「学生便覧」抜粋) https://www.thcu.ac.jp/graduate/nursing/master/curriculum.html
和歌山看護学研究科修士課程	大学院における学位論文にかかる評価基準 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/degree_average.pdf	該当なし
千葉看護	大学院における学位論文にかかる	該当なし

点検・評価報告書 様式

学 研究科 修士課程	評価基準 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/degree_average.pdf	
医療保健 学 研究科 博士課程	大学院における学位論文にかかる 評価基準 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/degree_average.pdf	該当なし
看護学 研究科 博士 課程	入学時に「学生便覧」配布 年度初めに「シラバス」配布 https://www.thcu.ac.jp/graduate/nursing/dr/curriculum.html	研究に関する細則(令和6年度看護学研究科「学生便覧」抜粋) ※冊子シラバス
備考：和歌山看護学研究科は2020年に、千葉看護学研究科は2021年にそれぞれ開設したため、前回の認証評価時には設置していなかった。なお、前回の評価時に設置していた研究科については指摘事項は受けていない。		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

注1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科 等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
医療保健学 部看護学科	・成績評価に基づき、きめ細やかな修学支援を行うため、fGPA(functional Grade Point Average)制度による成績評価を実施している。 ・学生の能力・知識等の学修成果を明らかにするためにディプロマ・サプリメントを学生に発行し、学修の到達（習熟）度を確認している。	・医療保健学部履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/risyukitei_i.pdf ・学修の評価、ディプロマ・サプリメント https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/gpa.pdf ・学修ポートフォリオ要綱 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301012.pdf
医療保健学 部医療栄養 学科	授業評価アンケートや各科目の成績による学生の理解度などを確認、レビューしている。また、すべての科目において、各能力におけるfGP値を算出することで学生個人毎の学修成果を確認している。	・医療保健学部履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/risyukitei_i.pdf ・授業評価結果に対する考察（令和5年度版） https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/r5_merged.pdf ・学修の評価、ディプロマサプリメント https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/gpa.pdf
医療保健学 部医療情報 学科	・従来の成績表に加えて、学生一人一人がディプロマ・サプリメントにより、DPの項目ごとのfGP値を把握、ポートフォリオで振り返り、それをアドバイザー教員と共有、アドバイスを受けることで、質的・量的な学習成果を把握する。	・医療保健学部履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/risyukitei_i.pdf ・授業評価結果に対する考察（令和5年度版） https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/r5_merged.pdf ・学修の評価、ディプロマサプリメント https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/gpa.pdf ・学修ポートフォリオ要綱 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301012.pdf

点検・評価報告書 様式

	・授業評価アンケート、成績分布、教学マネジメントチェックリストに基づく自己評価、から、学習成果の状況を測定している。	
東が丘看護学部	ディプロマ・サブリメント・学修ポートフォリオを活用し確認している。	<ul style="list-style-type: none"> ・東が丘看護学部履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301005.pdf ・ディプロマ・サブリメント（東が丘看護学部） ・学修ポートフォリオ（東が丘看護学部） ・令和5年度 IR 年報 https://www.thcu.ac.jp/about/jikotenken/pdf/index/r4/assessmentcheck.pdf
立川看護学部	<p>①筆記試験、Web 試験（対面・オンライン）、レポート、実技、平素の平常点による学修評価を行い、加えて fGPA(functional Grade Point Average)制度による評価を実施し、確認している。</p> <p>②学生の能力・知識等の学修成果を明らかにするため、ディプロマ・ポリシーに基づく学習達成度を示す「東京医療保健大学ディプロマ・サブリメント」を学生に発行し、確認している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立川看護学部履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301006.pdf ・学修の評価、ディプロマ・サブリメント https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/gpa.pdf ・学修ポートフォリオ要綱 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301012.pdf
千葉看護学部	例年、GPA のほか、学修ポートフォリオ、卒業生アンケートの状況より確認している。	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉看護学部履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301007.pdf ・学修の評価、ディプロマ・サブリメント https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/gpa.pdf ・アセスメントプラン https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/1/assessment.pdf ・学修ポートフォリオ要綱 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301012.pdf
和歌山看護学部	例年、GPA のほか、学修ポートフォリオ、卒業生アンケートの状況より確認している。	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山看護学部履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301008.pdf ・学修ポートフォリオ要綱 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0301012.pdf ・アセスメントプラン https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/1/assessment.pdf ・学修の評価、ディプロマ・サブリメント https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/gpa.pdf

点検・評価報告書 様式

医療保健学 研究科	成績評価の他、学生による 授業評価アンケートにより 確認している。	医療保健学研究科履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/risyukitei_gi.pdf 【学修成果の評価の方針】 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/gpa_gi.pdf
看護学研究 科	fGPA・ディプロマ・サプリメントの活用、OSCE 導入、学 位論文中間発表会の開催、 課題研究・学位論文をルー ブリック評価	・看護学研究科履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0302003.pdf ・研究に関する細則(令和6年度看護学研究科「学生便覧」抜粋) https://www.thcu.ac.jp/graduate/nursing/master/curriculum.html
和歌山看護 学研究科	例年、GPAのほか、修了生ア ンケートの状況より確認し ている。	・和歌山看護学研究科履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0302009.pdf ・アセスメントプラン https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/1/assessment.pdf
千葉看護学 研究科	例年、GPAのほか、修了生ア ンケートの状況より確認し ている。	・千葉看護学研究科履修規程 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0302010.pdf ・アセスメントプラン https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/1/assessment.pdf
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科 等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
医療保健学 部看護学科	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	①令和5年度医療保健学部看護学科教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価
医療保健学 部医療栄養 学科	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	②令和5年度医療保健学部医療栄養学科教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価
医療保健学 部医療情報 学科	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	③令和5年度医療保健学部医療情報学科教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価
東が丘看護 学部	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	④令和5年度東が丘看護学部看護学科教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価
立川看護学 部	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	⑤令和5年度立川看護学部看護学科教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価
千葉看護学 部	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	⑥令和5年度千葉看護学部看護学科教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価
和歌山看護 学部	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	⑦令和5年度和歌山看護学部看護学科教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価
医療保健学 研究科	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	⑧令和5年度医療保健学研究科修士課程教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価 ⑨令和5年度医療保健学研究科博士課程教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに基づく点検・評価
看護学研究 科	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	⑩令和5年度看護学研究科修士課程教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに係る点検・評価
和歌山看護 学研究科	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	⑪令和5年度和歌山看護学研究科修士課程教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに係る点検・評価

点検・評価報告書 様式

千葉看護学 研究科	東京医療保健大学自己点検・評価委員会	⑫令和 5 年度千葉看護学研究科修士課程教学マネジメントチェックリスト・アセスメントプランに係る点検・評価 .pdf
備考：		

第4章 教育・学習(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

＜評価の視点＞

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

・本学の医療保健学部看護学科、東が丘看護学部、立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部（以下、まとめて各学部看護学科という）においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた学修内容を網羅することはもちろん、「学士（看護学）」にふさわしい知識、技術、態度を得ることを担保するため、各学部看護学科の教務委員会（学部によってはカリキュラム検討委員会）において、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を土台とし、かつ、各学部の特性に応じた学修成果の明確化を、「学位授与方針」及びこれに基づく「教育課程の編成・実施方針」を通じて行っている。

なお、東が丘看護学部においてはインバウンドの外国人に対する看護に特化した「国際看護学副専攻」、立川看護学部においては災害局面における看護に特化した「災害看護学副専攻」を設置しているほか、医療保健学部看護学科においては副専攻に準ずるものとして「グローバルナースング育成プログラム」を開設している。各学部看護学科はいずれも授与する学位が「学士（看護学）」であるが、こうした副専攻等を通じて、各学部における学修成果の特性を強調している。

医療保健学部の医療栄養学科管理栄養学専攻においては、管理栄養士学校指定規則に定められた学修内容を網羅することはもちろん、「学士（栄養学）」にふさわしい知識・技術・態度を得ることを担保するため「管理栄養士養成課程におけるモデル・コア・カリキュラム」を土台としつつも、本学の特性である「医療に強い管理栄養士課程」であることを担保するための要素を追加し、各学部の特性に応じた学修成果の明確化を、「学位授与方針」及びこれに基づく「教育課程の編成・実施方針」を通じて行っている。

また、医療栄養学科臨床検査学専攻においては、臨床検査技師学校養成所指定規則に定められた学修内容を網羅することはもちろん、課程開設が令和5年であることから、令和2年に公表された「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」を踏まえた学修成果の明確化を、「学位授与方針」及びこれに基づく「教育課程の編成・実施方針」を通じて行っている。

医療保健学部の医療情報学科においては、看護師、管理栄養士、臨床検査技師等の国家資格の取得を前提としておらず、よって幅広い学修目標の設定が可能ではあるが、文部科学省の「数理データサイエンス・AI 教育プログラム」や、経済産業省の「デジタルスキル標準（DSS）」において専門人材像がある程度示されていることを踏まえて、国家試験である「基本情報技術者」や「IT パスポート」、医療関係団体が認定する民間資格である「医療情報技師」や「診療情報管理士」等の多様な専門人材を学生の興味・関心に合わせて育成することを前提に、これらに必要な知識・技術・態度の学修成果の明確化を、「学位授与方針」及びこれに基づく「教育課程の編成・実施方針」を通じて行っている。

点検・評価報告書 様式

大学院各研究科においては、社会人大学院生が多いという本学の特性に応じて、修了後の専門職業人像を明確にした上で、その人材像に必要な知識・技術・態度を、「学位授与方針」及びこれに基づく「教育課程の編成・実施方針」を通じて行っている。なお、専門職業人像に特化するあまりに、大学全体としてどのような「修士」や「博士」を育成したいのかが必ずしも明確でなかったことから、令和6年2月に、各研究科の「学位授与方針」の上位概念となる前文の追加を行った（なお、学部においては、以前から各学部の「学位授与方針」の上位概念となる前文を定めている）（本章基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」）。

また、東京医療保健大学教学マネジメントチェックリストでは、「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」において、「Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化」について実施・評価を行っている。特に「学位プログラムレベル」では、卒業認定・学位授与の方針に基づき、①到達目標に基づく達成水準の明示と説明、②成績評価基準に基づく成績評価、③卒業認定・学位授与方針に定められた資質・能力の明示と到達度分析、④学修目標の達成状況の明示、⑤学修成果・教育成果の把握・可視化と教育改善を求める観点からの学長戦略本部への状況報告、⑥学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集・包括的な明示、⑦学修ポートフォリオに蓄積された情報の提供、⑧「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得状況を蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして用いて評価・情報共有、の8点から各部局が実施、確認している。さらに「Ⅰ. 三つの方針を通じた学修目標の具体化」「Ⅱ 授業科目・教育課程の編成・実施」でも実施、確認している。各部局で実施した「教学マネジメントチェックリスト」での点検・評価結果を踏まえ、「大学全体レベル」での点検・評価結果を取りまとめ、「全学自己点検・評価委員会」で検証・学長に報告し、結果を示していることから、達成すべき学習成果の明確化、教育・学習の基本的な在り方の明示を図っている（本章基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

・ これらの施策を通じ、学士、修士、博士の各教育課程において、「学位授与方針」に基づき、それぞれの学位に相応しい能力を修得したことを各学部・学科・研究科において確認した上で学位を授与する体制を整えてきたところである。ただし、従来は「それぞれの学位に相応しい能力を修得したことの確認手順」が必ずしも全学的に明確とはいえなかった。そこで令和2年度に「東京医療保健大学学位規程」を策定し、当該手順を明確にしてきたところである。また、これまで各学部・学科・研究科の「学位授与方針」の改訂においては、内部質保証推進会議や大学経営会議での審議を必要としていたところであるが、その手順も慣習に基づいたものであり明文化されていなかったこと、また全学委員会等での議論が必ずしも十分とはいえなかったため、令和7年3月にその手順を明確にしたところである（根拠資料 4-1【ウェブ】、4-2）

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

・ 本学では、すべての学部・学科において、学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。この教育体系を明確にするため、すべての学部・学科において履修系統図を作成し、科目ナンバリング制度を活用しながら、入学から学位授与までの課程を学生が十分に理解できるよう配慮している。この履修系統図により、主要授業科目を明確にするとともに、学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化を行っている。なお、大学院の各研究科においては、同一の研究科においても、高度職業人を目指す大学院生、研究者を目指す大学院生などが多様であるため、書式の統一を行ってはいないが、いずれにせよ履修系統を図示等により明確に示す方針としている(根拠資料 4-3 【ウェブ】、4-4 【ウェブ】)。

学生の学修時間については、東京医療保健大学学部履修通則において標準的な授業時間を定めるとともに、各学部・学科のシラバスにおいては、標準的な事前学修・事後学修の時間を示すこととしている。なお、本学においては、医療保健系大学の特性に鑑み中長期の実習期間を確保するため、学則において前期・後期のセメスタを設定した上で、更に各期を前半と後半に分ける形でのクォータ制を採用しており、一定程度の時間をかけた学修が必要な講義科目は2単位科目として、細分化してスモールステップを設けることが望ましい講義科目は1単位科目として、並立できる体制としている(根拠資料 4-5 【ウェブ】、4-6 【ウェブ】)。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

・ 各学部・学科で行う授業が、DPおよびCPに合致したものであることを確認するため、シラバスには必ずDPのどの項目に該当するのかを明示することとしている。また、授業方法及び授業内容がDP及びCPに合致しているかについては、各学部・学科の教務委員(学部によってはカリキュラム検討委員)がシラバスの点検を行うこととしており、その点検活動を通じて、学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であることを担保することで、単位の実

点検・評価報告書 様式

質化を図るように努めている。

科目によっては、習熟度別のクラス編成を行うことも必要であるため、学部・学科内の裁量で、必要に応じてクラス編成の細分化を行っている。さらに、本学は全ての学部・学科が医療保健学系であり、補完手段として他学部の授業を活用することで再履修手段を増やせる場合もあることから、令和6年度には他学科科目履修制度を策定し、学部・学科の垣根を超えた多様な履修機会の提供に着手している。なお、高大接続の観点から、入学時には全学一斉でのプレイメントテストを実施し、当該試験の結果も習熟度別クラスの編成に活用している(根拠資料 4-7)。

- ・ 本学では、ICTを利用した遠隔授業を適切に運用するため、「東京医療保健大学授業運営ガイドライン」を策定しており、適した授業科目・回数の中で用いるとともに、リアクションペーパー等を通じて期待された効果が得られているか確認することを科目責任者に義務付けている(根拠資料 4-8【ウェブ】、4-9)。

- ・ なお、本学では上記ガイドラインでハイブリッド型授業を推進しており、対面授業においてもICTを活用した課題提出等を推進し、これにより、学生の学修の理解度・達成度を迅速に確認し、フィードバックする体制を確立している。さらに、令和5年度からは病院実習においても、試行的に実習記録の電子化を進めている。これにより実習指導を担当する教員が施設外においても実習記録を参照でき、その結果を学生に迅速にフィードバックすることが可能になったことが明らかになっているため、令和7年度以降には全学部に実習記録の電子化を広める取り組みを開始している。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・ 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・ 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・ 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・ 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

- ・ 本学では、成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施することを担保するため、学部履修通則において対面及び遠隔の双方で試験を行えることを定めた上で、その詳細を令和5年度に「学修成果の評価手続に関する要綱」として全学統一的に定めている。なお、本要綱の制定には、IR推進室において学部・学科間の成績の平準化に取り組んだ結果、学部間のばらつきも認められたため、その是正を図る必要があったという背景に基づくものである(根拠資料 4-5【ウェブ】)。

- ・ 成績評価及び単位認定にかかる基準は、本要綱によって学内ルールを明確にした上で、各学部・学科において履修要綱等により学生に明示を行っている。なお、学生からの不服申立への対応については、これまでも各学部・学科の裁量で適宜対応してきたところであるが、対応基準や

点検・評価報告書 様式

手続きが不明確であったことから、令和7年3月に「学修成果の評価手続きに関する要綱」を改正して、特に不利益な判定を受けたと思われる場合の申出期限、及び科目責任者だけに任せるのではなく各キャンパス事務部として申出を受理し、教授会審議を求める等により真摯に対応するための手順等について明文化した。これにより学生への説明を明確にした。

- ・ 既修得単位については、学則第21条により認定を行うこととしており、各学部・学科において「既取得科目認定委員会」等を設置して個別案件の対応等を行っている。また、「実践的な能力を修得している者に対する単位の認定」等については、これまで学部・学科単位で単位認定を行った事例はあるものの(例:情報処理の促進に関する法律第29条に基づき経済産業大臣が実施する「ITパスポート試験」の合格に基づく単位認定)、全学的な基準や手続きが明確でないことから学長戦略本部に設置された「リベラルアーツ教育推進室」を通じて見直しを進めているが、これらの機能は、令和7年度4月以降は、新たに設置される「総合教育センター」に引き継がれることとしている(根拠資料 4-10、2-17)。

- ・ 学位授与における実施手続及び体制は、これまで学部及び研究科内での内規等は存在したものの、全学的な基準がなかったため、令和2年度に「東京医療保健大学学位規程」を定めるとともに、これと連動する内規等を各学部・学科において定めることとした(根拠資料 4-1)。

- ・ 学位授与については学長の専管事項ではあるものの、学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているかを可視化する観点から、学部長等会議を通じて卒業、修了、留年、休学、退学等の学籍異動の決定を行う運用を続けており、その中で適切性の確保に向けた議論等を行っている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

- ・ 東京医療保健大学教学マネジメントチェックリストの「学位プログラムレベル」において、「卒業認定・学位授与方針に定められた資質・能力の明示と到達度分析」「学修成果・教育成果の把握・可視化と教育改善を求める観点からの学長戦略本部への状況報告」を実施している。また、「授業科目レベル」では、「到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択、定量的又は定性的な根拠に基づいた厳格な成績評価の実施」「より信頼性を確保するために、具体的な到達目標に基づく定量的又は定性的に達成水準の明示し、経年的評価・教育評価を行い、到達目標と評価と学修方略の検証や課題を抽出した上で、担当教員間で共有し、次年度の解決策を立案」に基づき実施している。令和5年度の点検評価にて、課題となった項目や部局に関しては、令和6年度に学長からの指摘事項として、「全科目について、DPに定

点検・評価報告書 様式

められた資質・能力を身に付けるための到達度の分析が実施されているか点検されたい。実施されていない科目がある場合には、改善状況を報告されたい。」が挙げられた。これを受けて、令和6年度の対応部局における点検評価・改善状況での回答により、到達度分析の実施と結果とそのための対応策などがまとめられ、確認された。

また、東京医療保健大学アセスメントプランに基づき、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの Key Performance Indicator(KPI)の設定を行っており、それらのKPIを把握を通じて、学修成果の可視化を図っている(本章基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」、根拠資料 4-11、2-5)。

・ これらのKPIの収集については、IR推進室が中心となってデータ収集・分析を行い、その結果は、適時、学長に報告されるほか、内部質保証推進会議にも共有している。さらに、KPIが学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものかを議論する場としては、各学部・学科の構成員と対象とした「IR推進室運営会議」を定期的開催し、IR室員と各学部・学科のIR担当者が意見交換することで、KPI自体のブラッシュアップを図っている(根拠資料 4-12【ウェブ】)。

・ これらのKPIの一部は、大学の「教育情報の情報公開」のHPにおいて公開するとともに、IR推進室においてKPIに基づく改善事項も併せて公表することで、大学として設定した目的に応じた活用を図っている。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・ 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・ 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・ 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

・ 教育課程及びその内容、教育方法等の点検・評価については、「第3期中期目標・計画」の年度計画の点検・評価の実施と併せ、本学では、「教育の質保証」の取り組みを更に推進することを目的として、文部科学省が策定した「教学マネジメント指針(令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会)」及び「教学マネジメント指針(追補)(令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会)」を踏まえた「東京医療保健大学教学マネジメントチェックリスト」を作成し、教学マネジメントチェックリスト作成要領に基づき、令和5年度の大学の教育活動について「大学全体レベル」、「学位プログラムレベル」、「授業科目レベル」ごとに点検・評価を実施した。併せて「教学マネジメント指針」において、教学マネジメントの確立に当たっては「アセスメントプラン」に基づいて点検・評価することが求められていることから、「東京医療保健大学アセスメントプラン」に基づき、本学が定める3つのポリシーに基づいて教育課程等が有効に機能しているか等を「大学全体レベル」、「学

点検・評価報告書 様式

位プログラムレベル」、「授業科目レベル」ごとに点検・評価した(根拠資料 2-7)。

各部局で実施した「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」に基づくそれぞれの「学位プログラムレベル」での点検・評価結果を踏まえ、「大学全体レベル」での点検・評価結果を取りまとめ、「全学自己点検・評価委員会」で検証し学長に報告した。

「内部質保証推進会議」(令和6年7月10日開催)における点検・評価の実施については、「全学自己点検・評価委員会」の点検・評価結果を基に更に全学的見地から評価を行い、その後「大学経営会議」(令和6年7月10日開催)に報告し、速やかにウェブサイトにて公表を行った。

(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)

・ 本学では、大学全体レベルでの評価にあっては、学長戦略本部に設置された「IR推進室」が中心となって、成績データ、授業評価アンケート、学生の学修に係る実態調査等の各種調査データを活用し、客観的に教育課程の点検を行っている。なお、これらのデータは「IR年報」として全ての学内教職員にフィードバックされているため、各部局及び各教員においても、そのデータを用いて客観的に教育課程の点検を行う体制を確保している。なお、「IR年報」に掲載したデータのうち、公表しても差し支えない事項については、ウェブサイトにて積極的に公開している。

・ 本学では、「東京医療保健大学 自己点検・評価委員会規程」に基づき、オブザーバーとして、本学学生の自治組織である学友会の会長に「全学自己点検・評価委員会」に参画してもらい、学生からの視点による評価をもらっている。この学生からの評価については、「内部質保証推進会議」においてその文面を紹介した(根拠資料2-11)。

また、「点検・評価報告書」については、学外委員が参画する「大学経営会議」において、審議・承認されているほか、「外部評価委員会」において、事前に提出された外部評価委員からの意見等に対する回答・対応等を中心に質疑応答を行い、外部評価委員からの意見等についてもウェブサイトにて公表している。また、委員からご指摘いただいた事項は次年度の計画等に反映することで、教育研究活動等の継続的な改善等を図ることとしていることにより、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保している(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

・ 点検・評価の結果、各部局等の取り組みについて改善等が必要な場合には、「内部質保証の方針」に基づき、学長は別途各部局長等に対し改善指示等を行うものとし、各部局長等は改善指示等に基づき改善策を講じた上で、その改善状況等を別途学長に報告することとしていることから、学長からの指示に基づき、関係する部局長及び全学委員会に対して、具体の改善策等を報告することとした。これらの取り組みによりPDCAサイクルを構築し、本学の内部質保証システムの確立に努めている(根拠資料2-8、2-9、2-10)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学においては、多くの学部・学科が看護師国家試験等の指定規則に基づいたカリキュラム編成とならざるを得ないという前提がありながらも、大学全体として共通する教育理念を具現化するため、学士力、修士力、博士力としてどのような資質及び能力を育みたいかという点を学部及び研究科の「DP前文」として掲げ、その理念のもとで各学部・学科のDP

点検・評価報告書 様式

を掲げ、それらに基づくCPを策定して教育課程を編成してきた。

他方、カリキュラム編成の実務においては、本学が1都2県7キャンパスに分散しているという地理的な制約もあり、同一もしくは類似した学位分野でありながらも学部・学科ごとに科目名や単位数が著しく異なるなど、大学としての一貫性が乏しいカリキュラム編成になりがちであったことも事実である。

また、本学は平成17年度の開学から約20年で看護師養成定員が最も多い大学に成長してきたが、他方で本学は単科大学ではないので医療保健学部医療栄養学科管理栄養学専攻、医療栄養学科臨床検査学専攻、医療情報学科の教育資源を各学部看護学科とどのように有機的に結合するかについても「大学全体レベル」で議論すべき課題ではあるが、「学位プログラムレベル」での議論に終始し、やや部分最適な面があったこと、これが費用対効果の面でも深刻な影響を及ぼしていることは事実である。

こうした課題を解決するため、本学では令和4年度になってようやく学長の諮問機関として「共通科目ワーキンググループ」を設置し、令和6年には「全学共通科目」の設定を行った。もっとも大学全体レベルでの学修成果の測定はまだ道半ばであり、令和6年12月に学研グループと産学連携協定を締結したことを契機として、同社の協力も得て、医療保健分野に共通する学修成果（解剖生理学に関する知識など）を統一的に測定する試みをはじめなど、遅ればせながら測定尺度の定着に向けた取り組みを始めているところである（根拠資料4-13【ウェブ】）。

本学は全ての学部・学科の学問分野が医療・保健学系の学問分野であり、そのため「大学共通レベル」での共通的なDP及びCPを明確にすることが、結果的には「学位プログラムレベル」での独自性あるDP及びCPを明確にすることにもつながるため、「大学共通レベル」におけるPDCA体制の確立を急いでいるところではあるが、いまだ十分とは言えない面もある。そこで「内部質保証推進会議」を通じてこの問題意識を共有し、引き続き全学的な体制確立を急いで参りたい。

なお、大学院においても同様の課題があるが、とくに博士課程（大学院医療保健学研究科及び看護学研究科）においては、DPに基づく学位の授与が順調に進まず、休学等の対応を取る学生も散見された。本学では社会人大学院生が多数を占めていることから、本務の都合等で在学年限を超えても博士論文が完成しない事態が生じることもやむを得ない面もあり、こうした事態に備える体制づくりも大きな課題といえる。そのため、令和7年4月より、大学院医療保健学研究科博士課程に科目履修制度を導入することとし、現在、科目等履修生の募集を開始する準備を行っている。また、併せて、令和7年度からは、論文博士制度を導入することとして、学内で検討を進めている（根拠資料4-14）。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学においては、平成30年度に受審した大学評価でのご指摘を真摯に受け止め、とくに教育・学修面における教学マネジメント体制の確立を急ぎ、組織の整備等を進めてきたところである。この間、新型コロナウイルス感染症の影響によりハイブリッド型の授業を余儀なくされたことから、これを前向きに捉え、令和5年には大学ビジョンを改定してDXを進めることを全学の統一方針とした。このことは、教学の充実においても、経営の改善においても重要なことであるため、FD・SD活動の一環として開催している「東京医療保健大学を語る会」においても、学長から全教職員へ

の浸透を図ってきた。

本学は平成17年度に1学部3学科から発足し、令和6年度の時点では7キャンパス・5学部7学科・4大学院研究科・2専攻科を擁する大学に発展しており、きわめて急速に発展したこともあり、それぞれの学部・学科・研究科の開設過程で必ずしも部局間の連携が十分でなく、やや部分最適に陥りがちであった面は否めなかった。例えば学部共通科目の設置、他学科履修制度、転学科制度などが整備されていなかったため、令和4年度以降にこれらの制度を設計・実装した。また、令和5年度には学長戦略本部のもとに「リベラルアーツ教育推進室」を設置し、部局を超えた教育体制の整備を進めることとなった。令和7年度には同室を「総合教育センター」に格上げする計画であるが、単位認定権限を有する学長直轄組織を創設することで、既存組織を補完する形でPDCAの”D”を迅速に実施できる体制を確立する。

学長のリーダーシップを教育・学修面において実質化するためには、学長のもとに教学データが集まることは不可欠である。平成30年度に設立されたIR推進室は、これまで学部・学科ごとに分散されたデータを集約・統合して分析することに腐心してきたが、この体制を見直すことも今後の課題である。そこで学研グループとの包括提携を活かし、同社と秘密保持契約を結んだ上で、学内で行う各種測定の一部を同社のプラットフォームを活用して行うことで、学修成果の可視化を迅速に行う体制の確立を急いでいるところである。

・このように開学20年を迎える本学は学部・学科ごとの取り組みが中心であったところ、質的改善及び経営効率の双方の観点から、学長のリーダーシップに基づき大学全体で行うべき教育体制づくりが喫緊の課題であり、それらを基盤とした上で、各学部・学科の教育の特色を表出するように引き続き教学改革を進めてまいりたい。

点検・評価報告書 様式

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
医療保健学部	【総合型選抜】【学校推薦型選抜】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/sougoukoubo_guide_healthcare.pdf 【一般選抜】【大学入学共通テスト利用入学試験】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/ippankyotsu_guide.pdf
東が丘看護学部	【総合型選抜】【学校推薦型選抜】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/sougoukoubo_guide_higashi.pdf 【一般選抜】【大学入学共通テスト利用入学試験】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/ippankyotsu_guide.pdf
立川看護学部	【総合型選抜】【学校推薦型選抜】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/sougoukoubo_guide_tachikawa.pdf 【一般選抜】【大学入学共通テスト利用入学試験】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/ippankyotsu_guide.pdf
千葉看護学部	【総合型選抜】【学校推薦型選抜】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/sougoukoubo_guide_chiba.pdf 【一般選抜】【大学入学共通テスト利用入学試験】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/ippankyotsu_guide.pdf
和歌山看護学部	【総合型選抜】【学校推薦型選抜】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/sougoukoubo_guide_wakayama.pdf 【一般選抜】【大学入学共通テスト利用入学試験】 https://www.thcu.ac.jp/nyushi/exam/pdf/ippankyotsu_guide_wakayama.pdf
医療保健学研究科	【修士・博士課程】 https://www.thcu.ac.jp/graduate/healthcare/admission/pdf/index/healthcare2025.pdf
看護学研究科	【修士課程】 https://www.thcu.ac.jp/graduate/nursing/admission/pdf/index/2025bym.pdf 【博士課程】 https://www.thcu.ac.jp/graduate/nursing/admission/pdf/index/2025byd.pdf
和歌山看護学研究科	【修士課程】 https://wakayama.thcu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/b840558068e88de4f3a298ba307367e3.pdf
千葉看護学研究科	【修士課程】 https://www.thcu.ac.jp/graduate/chiba/admission/pdf/index/pg_chiba_bosyu_2025.pdf
助産学専攻科	令和7年度（2025年度）学生募集要項 助産学専攻科
和歌山助産学専攻科	https://wakayama.thcu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/84cb4e222c2520c13aad999e33b606d3.pdf
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学入学者選抜規程	https://www.thcu.ac.jp/about/regulations.html
備考：	

第5章 学生の受け入れ(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

・本学は、教育基本法に基づき学校教育法の定める大学として、また私立学校法に従い、知識社会が実現すると予想される21世紀において、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することの出来る人材の育成を目的としており、その実現のため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを学位課程ごとに規定し、学生募集要項及び大学ウェブサイトにおいて公表し、社会に周知を図るとともに、受験生及び関係者等に進学ガイダンスやオープンキャンパス、高校教員対象説明会等各種イベントで説明するなど広く周知している(第4章基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」、本5章基本情報一覧「入学試験要項」)。

・各学部・学科では、入学前の学習歴や学力水準・能力等を求める学生像としてアドミッション・ポリシーに定め、学生募集要項及び大学ウェブサイトにも明示しているほか、各学部・学科がそれぞれ入学者に求めるメッセージを記載するとともに、それぞれの学科での入学者選抜の方法や評価の視点、教育の目的に適う能力の指標などを明示している。各専攻科及び研究科においても同様に、アドミッション・ポリシーに基づいて、入学試験方式を検討し、各入学試験方式において出願要件や求める能力等を定め、学生募集要項及び大学ウェブサイトにおいて明示している(第4章基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」、本5章基本情報一覧「入学試験要項」)。

・各学部・学科における入学者選抜にあたっては、全学委員会であるアドミッション委員会や各学部の入試委員会において入学者選抜に係る企画・立案、入学者選抜の実施等について審議した上で、大学経営会議において審議、承認されている。試験後の合否判定については、合否判定会議を学長が主宰し、理事長、大学経営会議室長である副理事長、事務局長、入試事務部長のほか、関係する各研究科長、各学部・学科長、各専攻科長をメンバーとして、合否判定を行っており、入学者選抜を公正・公平かつ適正に実施している(根拠資料5-1【ウェブ】、

点検・評価報告書 様式

本章基本情報一覧「入学者選抜に係る規程」、根拠資料 5-2)。

また、入学者選抜の実施手順などは入試事務部が策定し、各学部入試委員会において確認された入学者選抜実施要領において明確化している。

さらに公正な入学者選抜のための取り組みとして、総合型選抜の小論文や課題、学校推薦型選抜の小論文、一般選抜の入学試験問題とともに解答と学習アドバイスを冊子にまとめ、事後に公開し資料請求で送付する対応や学内イベントで配布するなど、入学者選抜の透明性の確保に努めている。

各研究科における入学者選抜にあたっては、入試実施に係る企画・立案、評価の策定及び出願資格審査は研究科入試委員会が行い、合否判定は合否判定会議が行っている。入試に関する日程及びパンフレット等の広報活動の企画・立案を含め各研究科教授会で審議し、承認を得た上で募集要項や入試実施要綱等に入学試験の実施手順を明確化しており、入学者選抜の公平性・適切性を確保している(第4章基本情報一覧「入学試験要項」)。

・公平な入学試験実施のため、疾病、負傷や障害等のために、受験上に際して特別な配慮を必要とする場合、学部入試では、受験上の配慮の申し出を受け付けており、学生募集要項及び大学ウェブサイトにおいて案内を掲載している。配慮の申し出があった際は、筆記試験、面接試験において、どのような配慮が必要か具体的な内容を確認し、各学部入試委員会委員と共有し、基本的には、申請内容に沿う入学試験を実施できるよう試験場で対応している。2024年度入学選抜では、配慮申請のあった医療器具の試験室への持ち込み許可や1.3倍の試験時間延長に対応した入学試験を実施した。大学院においては、これまで、受験上の配慮が必要な受験生は例がない状態であり、募集要項などで情報提供はしていないが、今後は、募集要項や大学ウェブサイトに掲載することにより広く周知し、対象者が発生した場合は、各研究科入試委員会などで審議し、適切かつ公平な対応を取ることとする。

また、修学上の配慮については、配慮者、保護者と面談を実施し、受け入れ体制や条件などについて説明し、学生支援センター、各キャンパス事務部、各学部の教員と個人情報に配慮した上で情報を共有し、入学後の学生生活を安心して有意義に過ごせるよう、対応について検討していく体制をとっている(根拠資料 5-3【ウェブ】、第4章基本情報一覧「入学者選抜に係る規程」、「入学試験要項」)。

・以上のとおり、すべての志願者に対し募集要項や入試実施要項等に入学試験の実施手順を明確化するなど分かりやすい情報提供に努めている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

・各学部・学科、大学院では、過年度の入学試験結果及び入学者数を踏まえ、入学者数・在籍学生数が入学定員・収容定員と大幅に乖離することがないように、合否判定会議において合否判定を行っている。毎年度の入学定員、在籍学生数及び収容定員は、大学ウェブサイト

で公開し、社会に公表している。

〈学士課程〉

学士課程における令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の入学定員に対する入学者比率は、0.97 であり、入学定員充足率の 5 年間の平均は、1.05 である。また、令和 6(2024)年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.01 である。過年度における収容定員に対する在籍学生数比率は、令和 2(2020)年度 1.04、令和 3(2021)年度 1.07、令和 4(2022)年度 1.06、令和 5(2023)年度 1.06 となっている。

本学において、令和 6(2024)年 5 月 1 日時点で収容定員充足率が 0.7 倍を下回る学科は、医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科の 2 学科であり、充足率については、医療栄養学科は 0.67、医療情報学科は 0.67 である。その他の学部学科は収容定員充足率が 0.7 倍を下回っていない。

医療保健学部医療栄養学科は、入学定員 100 名に対し、令和 2(2020)年度入学者数 98 名(志願者数 274 名)、令和 3(2021)年度入学者数 101 名(志願者数 244 名)と推移してきたが、その後、令和 4(2022)年度入学者数 65 名(志願者数 178 名)、令和 5(2023)年度入学者数 54 名(志願者数 145 名)と推移し、急速かつ大幅な入学者減となり、また 18 歳人口が継続的に減少することが確実なことから、医療栄養学科の改善策を早急に講じる必要があると考え、令和 6(2024)年 4 月に、医療の専門家の連携による「チーム医療」の一員として参画できる高度専門職の養成を目指して、医療栄養学科に管理栄養学専攻と臨床検査学専攻の 2 専攻を設置したことにより、令和 6(2024)年度入学者数 80 名(志願者数 184 名)と前年までに比べて入学者数と志願者数を増加させた。

また、医療情報学科においては、入学定員 80 名に対して、令和 2(2020)年度入学者数 92 名(志願者数 164 名)、令和 3(2021)年度入学者数 85 名(志願者数 149 名)と推移してきたが、令和 4(2022)年度入学者数 53 名(志願者数 98 名)、令和 5(2023)年度入学者数 48 名(志願者数 98 名)、令和 6(2024)年度入学者数 33 名(志願者数 64 名)と推移し、令和 2(2020)年以降急激な入学者減という課題に直面している(大学基礎データ表 2)。

そのため、医療情報学科では、定員充足の取り組みとして、ヘルスケア業界の動向と受験生のニーズを見据え、学科の意識改革やカリキュラム見直しなどを行ってきた。令和 2(2020)年度から令和 3(2021)年度にかけて Plus-DX(デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン)と産業 DX(デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度専門人材育成事業)補助金の支援を受けると共に、令和 4(2022)年度には、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」に認定される等、IT・データサイエンス教育を強化してきた。それらを踏まえ、医療情報学科は、学科の再編を図るべく、令和 5(2023)年 7 月 21 日に文部科学省支援事業「大学・高専機能強化支援事業」に選定され、「デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲のある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革を行う」という新たな試みにもチャレンジした。しかし、医療情報学科を取り巻く外部環境は想定以上に変化しており、多くの大学でデータサイエンス系の学部・学科が新設されることもあり、この事業により学科の再編を図っても学生募集は依然厳しい状況であると想定されることから、「大学・高専機能強化支援事業」での学科再編計画を取りやめて、医療情報学科単独ではなく医療保健学部各学科のシナジー効果を

点検・評価報告書 様式

最大限に引き出せる学科改組による学科統合・再編計画を新たに実行することとした。

具体的には、新たに学内外の関係者による「学科統合・再編準備組織」を立ち上げ、定期的な検討会を開催し、学科統合・再編の基本的な方針を次のとおり策定した。

- ・統合・再編時期は、令和8年4月を予定し、医療情報学科の入学者数減少を受け、人口減少期においても選ばれる大学を目指し、学生募集の安定化を図る対策が急務であり、そのため、国家資格取得や社会の求める技能取得が可能な修学体制を整えること。
- ・修学体制は、医療保健学部入学定員280名内で医療保健学部の3学科を2学科に統合・再編すること。
- ・医療情報学科入学定員80名定員を60名に減らした上で医療栄養学科に統合し、医療栄養学科を入学定員160名の医療保健学科に変更すること。
- ・学科は既存専攻(管理栄養学、臨床検査学、医療情報学)の3専攻に加え臨床工学専攻の4専攻(管理栄養学専攻68名、臨床検査学専攻32名、医療情報学専攻30名、臨床工学専攻30名)とすること。
- ・看護学科は、定員を100名から120名に増員すること。

とし、学部長等会議・大学経営会議(令和6年7月10日開催)を経て、理事会・評議員会(令和6年11月6日開催)においてこの基本的な方針について承認されたところであり、現在、文部科学省での事前相談の結果を経て、令和7年4月には文部科学省に対し、医療保健学科の設置の届出を行うべく鋭意作業を行っているところであり、今後医療保健学部の収容定員充足を図っていく(根拠資料 3-6)。

〈大学院 研究科〉

大学院における令和6(2024)年5月1日現在の入学定員に対する入学者比率は、修士課程では、医療保健学研究科医療保健学専攻 0.91、看護学研究科看護学専攻 1.05、和歌山看護学研究科看護学専攻 0.67、千葉看護学研究科看護学専攻 0.88 であり、博士課程では、医療保健学研究科医療保健学専攻 1.50、看護学研究科看護学専攻 1.00 となっている。

入学定員充足率の5年間の平均は、修士課程では、医療保健学研究科医療保健学専攻 1.01、看護学研究科看護学専攻 1.08、和歌山看護学研究科看護学専攻 0.80、千葉看護学研究科看護学専攻 1.16 であり、博士課程では、医療保健学研究科医療保健学専攻 1.20、看護学研究科看護学専攻 0.30 となっている。

また、収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程では、医療保健学研究科医療保健学専攻は、令和2(2020)年度 1.26、令和3(2021)年度 1.16、令和4(2022)年度 1.12、令和5(2023)年度 1.09、令和6(2024)年度 1.05 であり、看護学研究科看護学専攻は、令和2(2020)年度 1.05、令和3(2021)年度 1.03、令和4(2022)年度 1.10、令和5(2023)年度 1.17、令和6(2024)年度 1.09 であり、和歌山看護学研究科看護学専攻は、令和2(2020)年度 1.00、令和3(2021)年度 1.00、令和4(2022)年度 0.83、令和5(2023)年度 0.75、令和6(2024)年度 0.75 であり、千葉看護学研究科看護学専攻は、令和3(2021)年度 1.13、令和4(2022)年度 1.25、令和5(2023)年度 1.50、令和6(2024)年度 1.13 であった。博士課程では、医療保健学研究科医療保健学専攻は、令和2(2020)年度 2.33、令和3(2021)年度 2.50、令和4(2022)年度 2.58、令和5(2023)年度 2.33、令和6(2024)年度 2.00 であり、看護学研究科看護学専攻は、令和2(2020)年度 1.50、令和3(2021)年度 1.17、令和4(2022)年度 0.67、令和5(2023)年度 0.17、

点検・評価報告書 様式

令和 6(2024)年度 0.33 となっている（大学基礎データ表 2）。

収容定員に対する在籍学生比率が2倍程度と高い医療保健学研究科博士課程医療保健学専攻では、その理由は修業年限を超えて在籍している留年者が多いためであるが、令和 6(2024)年度からは、同看護学領域に研究論文作成までの一連の流れについて学ぶことができるように「看護学研究クリティークⅠ」「看護学研究クリティークⅡ」「応用データ分析概論」の3科目を追加した。これにより、令和 7(2025)年3月学位申請者4名のうち2名は上記科目を1科目以上履修しており、その効果が認められる。また、指導教員と博士課程学生がスケジュール化し、定期的にミーティングを行うように設定したところ、指導教員は学生の研究の進捗状況や研究上の課題について随時把握することができ、学生はその日時までに報告するというタイムマネジメントが容易となり、これまで以上に研究が進む結果となった。これらの取り組みにより、学位取得者の増加が図られ、在籍学生比率の割合は 2.00 から 1.83 に減少している。また、今後の改善策としては、令和 7(2025)年4月より、入学者の在籍期間短縮を目指すこととして、博士課程に科目履修制度を導入する。そのため、現在、科目等履修生の募集を開始する準備を行っている。また、併せて、令和 7(2025)年度からは、論文博士制度を導入することとして、学内で検討を進めている（根拠資料 2-12、4-14）。

〈専攻科〉

専攻科における収容定員に対する在籍学生数比率は、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在で、助産学専攻科 1.33、令和 4(2022)年度に設置した和歌山助産学専攻科 0.90 となっている。過年度における収容定員に対する在籍学生数比率は、助産学専攻科は、令和 2(2020)年度 1.33、令和 3(2021)年度 1.40、令和 4(2022)年度 1.40、令和 5(2023)年度 1.33 となっており、和歌山助産学専攻科は、令和 4(2022)年度 0.80、令和 5(2023)年度 0.70 となっている。助産学専攻科、和歌山助産学専攻科ともに、修業年限は 1 年である（大学基礎データ表 2）。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

〈評価の視点〉

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・各学部・学科の入学試験については、入試事務部が中心となり、全学のアドミッション委員会や各学部の入試委員会において入学試験の方式や、実施方法に関する点検・評価を行い、次年度及び次々年度の入学試験の企画・実施に反映させている。また、大学院の入学試験については、各研究科入試委員会などが中心となり、入学試験の方式や実施方法に関する点検・評価を行っている。

また、本学では、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定し、「第5章 学生の受け入れ」として毎年度計画的に入試に係る取り組みを推進している。年度計画の毎年度の点検・評価については、まず入試事務部における自己点検・評価を実施し、その結果を副学長が委員長を務める「全学自己点検・評価委員会」において全学委員会として検証した上で「点検評価・

点検・評価報告書 様式

報告書」として取りまとめて学長に報告し、学長は本学の内部質保証に責任を負う全学組織である「内部質保証推進会議」を主宰し、「全学自己点検・評価委員会」の評価結果を更に全学的見地から評価を行い、その後「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」において審議・承認の上、ウェブサイトにて公表している。

点検・評価の結果、各部局等の取り組みについて改善等が必要な場合には、「内部質保証の方針」に基づき、学長は別途各部局長等に対し改善指示等を行うものとし、各部局長等は改善指示等に基づき改善策を講じた上で、その改善状況等を別途学長に報告することとしていることから、学長からの指示に基づき、関係する部局長及び全学委員会に対して、具体的改善策等を報告することとした。これらの取り組みによりPDCAサイクルを構築し、本学の内部質保証システムの確立に努めている。

さらに、この「点検・評価報告書」については、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保する観点から「外部評価委員会」で審議され、委員から指摘された事項は次年度の計画等に反映することで、教育研究活動等の継続的な改善等を図ることとしている。この外部評価委員からの意見等についてもウェブサイトにて公表している。なお、「全学自己点検・評価委員会」では、本学の学友会会長にオブザーバーとして参画してもらい、学生からの視点による評価をもらっている。

したがって、毎年度の点検・評価の結果については、各部局、全学の審議や外部評価を経て、学内外のステークホルダーに各計画の取組状況や課題点など情報共有されている(第1章基本情報一覧「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」、第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

・本学は、開学以来、学部・学科及び大学院とも概ね入学定員を充足して学生を受け入れてきたところであり、これは本学の建学の精神、理念・目的が社会一般から高い評価を得ていることの証左である。また、各キャンパスの看護学科においては、医療保健学部、東が丘看護学部、立川看護学部、千葉看護学部及び和歌山看護学部において着実な看護職人材の育成や輩出実績により、医療系大学としての発展の証となっている。

入学者選抜にあたっては、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜及び大学入学共通テスト利用入学試験など多様な入試を実施しているが、医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科の志願者の減少や近年の社会の動向も踏まえつつ入試改革を行い、令和6年度入学者選抜では、総合型選抜において、医療情報学科の選抜方法について、これまでの課題探究型、資格保有型に加え、面接員との対話と本人の気づきを重視する面接重視型を追加した。また、立川看護学部について、入学者選抜の多様性の観点から、自己推薦書、事前課題レポート、面接で評価を行う総合型選抜を導入した。一般選抜では、A日程について、競合校との重複を避けること、受験の幅を広げること、何より志願者の一層の獲得を目的として、首都圏で2日間を通して実施することとした。また、医療栄養学科の選択科目に国語、数学、化学基礎・生物基礎を追加し、医療情報学科においては、英語の必須を廃止し、6科目からの選択受験で高得点科目重視方式に変更した。さらに、大学入学共通テスト利用入学試験では、受験生が受験しやすい科目とするため、医療情報学科の受験科目を、英語を含めて全科目選択科目とし、高得点科目重視方式に変更した。これらの入試改革を継続してきたことにより、より適切な入学者選抜を実施できるよう努めていた。

また、急速に進む少子化、18歳人口の減少の時代にあって、優秀な志願者の確保は重要

点検・評価報告書 様式

であり、看護学科を含め、この志願者獲得競争に勝ち残っていくためには、本学への関心・志望度が高い受験者を確保することが重要と考えている。そのため、志願者確保に向け、首都圏では、入試広報部が学生募集活動の一環として行う年間 500 校にもものぼる高等学校への訪問、出張講義及び説明会により、本学の強みである提携病院との連携や学修環境の充実さ、各学部の学びの特色をわかりやすく丁寧に説明することや、大学案内や大学ウェブサイト及び SNS を活用した学生募集活動により、高校生の関心を高め、本学を志願先として検討させる取り組みを引き続き行う。また、高大接続を強化するため各高校の進路指導の目的を踏まえながら、高校側のニーズに合った独自の出張講義を提案、実施している。

また、和歌山看護学部では、学部の PR 機会を持つために、高等学校内で開催される出前授業や進学説明会に力を入れ、和歌山県下の高等学校の進路指導担当者への直接訪問を行い、各高等学校で独自の大学説明会や進学相談会を実施している。学生募集担当者が和歌山県下の高等学校へ 100 回を超える訪問をし、高等学校での大学説明会、進路説明会、入試説明会を実施している。また、高校生が来校して実施する体験講義や和歌山看護学部教員が各高等学校で行う出張講義も実施している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、平成17年4月に看護学科・医療栄養学科・医療情報学科の3学科(入学定員280名)により医療保健学部を設置した。その後、平成19年度には大学院医療保健学研究科修士課程を設置し、平成21年度には同博士課程、助産学専攻科を設置し、平成22年度には東が丘看護学部看護学科及び大学院看護学研究科修士課程を同時設置し、平成26年度には東が丘看護学部を東が丘・立川看護学部に変更するとともに、同看護学部を臨床看護学コース及び災害看護学コースの2コース制とした。大学院看護学研究科においても同年度に博士課程を設置した。平成30年度には初めて東京地域以外に千葉看護学部及び和歌山看護学部を設置し、令和2年4月には東が丘・立川看護学部について、東が丘看護学部及び立川看護学部それぞれ分離設置することとし、また大学院和歌山看護学研究科修士課程を設置した。その後、令和3年度には大学院千葉看護学研究科修士課程、令和4年度には和歌山助産学専攻科を設置するに至り、令和7年4月現在、7キャンパス・5学部7学科・4大学院研究科・2専攻科を擁し、全体の入学定員は804名、収容定員は2,949人を誇る医療系大学に成長・拡大を図ったところである。

我が国においては、近年、超高齢化、少子化、高学歴化、情報化、国際化が著しく進展しており、これに伴い医療も高度化し、医療の実践内容も複雑多岐にわたっている。しかしながら、その中で医師不足、看護師不足が深刻になるとともに、医療の質的向上が喫緊の課題になっている。国民の健康や生活に対する認識は変化していることから、健康の保持・増進並びに健康課題の解決に向けた保健医療福祉の取り組みに対するニーズは多様化している。看護職者が求められる能力として、保健師は多岐にわたる健康課題に多職種と協働しながら対応できる専門的能力及び行政的能力、助産師はニーズの多様化を踏まえた実践力、看護師は医療の高度化・専門化、在宅医療の普及等に対応できる知識や技術が必要となっており、看護職者の養成校においても、自己教育力を基盤とし、看護実践力を高めながら看護専門職としてのプロフェッショナルリズムを醸成し続けられる自律した看護専門職者を養成していくことを求められている現状において、各学部・学科の看護学科が定員を維持し続けていることは、本学の開学以来の取り組みが、周辺環境からのニーズに応え、社会一般からの高い

点検・評価報告書 様式

評価を反映したことの大きな表れと言える。当初、1学部3学科でスタートした大学が、今日では、5学部7学科の医療系大学として、これからの日本の医療・保健の発展に大きく寄与できるものとする。とりわけ、看護職の養成という観点で見れば、5学部で500名の募集定員を擁する大学となり、看護職の養成大学としては国内最大規模の大学に成長している点が本学の特徴・長所と言える。

問題点としては、とりわけ、医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科の志願者・入学者確保は急務の課題であると捉えている。

医療栄養学科では、入学定員100名に対する入学者の割合が、令和2(2020)年度0.98、令和3(2021)年度1.01、令和4(2022)年度0.65、令和5(2023)年度0.54と推移し、令和4(2022)年度以降急速かつ大幅な入学者減となったことを受け、令和6(2024)年4月に管理栄養学専攻と臨床検査学専攻の2専攻を設置したことにより、令和6(2024)年度0.80と前年までに比べて入学者数を増加させたが、収容定員充足率については、令和2(2020)年度0.95、令和3(2021)年度0.96、令和4(2022)年度0.86、令和5(2023)年度0.72、令和6(2024)年度0.67となり、大学基準協会の基準を下回っている。

医療情報学科では、入学定員80名に対する入学者の割合が、令和2(2020)年度1.15、令和3(2021)年度1.06と推移してきたが、令和4(2022)年度0.66、令和5(2023)年度0.60、令和6(2024)年度0.41と推移し、令和4(2022)年以降急激な入学者減という課題に直面しており、収容定員充足率は、令和2(2020)年度0.79、令和3(2021)年度0.89、令和4(2022)年度0.87、令和5(2023)年度0.83、令和6(2024)年度0.67となり、大学基準協会の基準を下回っている。

また、大学院の収容定員充足率は、修士課程では大学基準協会の基準を下回る課程はないが、看護学研究科博士課程看護学専攻については、令和2(2020)年度1.50、令和3(2021)年度1.17、令和4(2022)年度0.67、令和5(2023)年度0.17、令和6(2024)年度0.33となり、大学基準協会の基準を下回っている(大学基礎データ表2)。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

<改善・発展方策>

本学は、学生の受け入れ方針の策定と公表について、学部・学科、研究科の学位課程ごとにアドミッション・ポリシー、出願要件、「求める人材像」を明確に規定し、学生募集要項及び大学ウェブサイトにおいて公表している。

また、各学部・学科及び大学院の学生募集及び入学者選抜については、学部では全学のアドミッション委員会及び各学部入試委員会、また大学院では各研究科入試委員会などにおいて、募集定員を適切に設定した上で、一般選抜のほかに、総合型選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用入学試験を実施することについて審議した上で、大学経営会議において審議・承認されている。また、試験後の合否判定については、学長をはじめ、理事長、大学幹部からなる合否判定会議において合否判定を行っており、適切な制度・体制を整備し入学者選抜を公正・公平かつ適正に実施している。

受験に際して特別な配慮を必要とする受験者への対応については、学部入試では、学生募集要項及び大学ウェブサイトにおいて案内を明示するとともに、学部・学科、大学院ともに、対象者から申請がなされた場合は、各学部・研究科入試委員会委員と共有し、基本的には、

点検・評価報告書 様式

申請内容に沿う合理的な配慮に基づいた公平な入学試験を実施している。大学院においては、現状は募集要項などに明示はしていないが、今後、学部入試と同様に、募集要項及び大学ウェブサイトにおいて明示することとする。

適切な募集定員の設定と収容定員による在籍学生数の適正な管理については、各学部看護学科では募集定員、収容定員ともに大学基準協会の基準を満たしており、適切な水準にあるが、医療保健学部医療栄養学科及び医療情報学科においては、入学者数が少ない状況となっており、対応が急務となっている。そのため、医療保健学部の学科統合・再編を検討し、令和8年4月に新学科を設置することとして、文部科学省へ届出申請する(令和7年4月予定)。具体的には、国家資格取得や社会の求める技能取得が可能な修学体制を整えるため、医療保健学部募集定員280名内で、医療保健学部の3学科を2学科に統合・再編することとして、現在の医療栄養学科と医療情報学科を廃止し、新たに管理栄養学専攻、臨床検査学専攻、医療情報学専攻、臨床工学専攻の4専攻で入学定員160名の医療保健学科を設置するとともに、看護学科は入学定員を100名から120名に増員する。このことにより、人口減少期においても選ばれる大学を目指し、学生募集の安定化を図る。

また、大学院においては、看護学研究科博士課程看護学専攻で募集定員と収容定員で大学基準協会の基準を満たしていない状況にあり、学生の受け入れの大きな課題となっているため、改善策としてカリキュラムの変更を行った。広く入学希望者のニーズに合うカリキュラムになるよう、専門科目を2区分7科目から3区分17科目に見直したところであり、令和6年度入学生から適用している。

また、学生の受け入れに関する定期的な点検・評価とその結果による改善・向上の取り組みについては、入試事務部が中心となり、学部では全学のアドミッション委員会及び各学部入試委員会、また大学院では各研究科入試委員会などにおいて、各種入学試験の実施・方法に関する点検・評価を行い、さらに点検報告書として取りまとめた上で、「内部質保障推進会議」、「外部評価委員会」、「大学経営会議」での審議を経て、「理事会・評議員会」でも審議する体制を取っており、点検・評価結果を次年度及び次々年度の入学試験等に反映するとともに、内部・外部の両面からの点検・評価により、学生の受け入れに関し改善・向上に努めている。

以上のことから、学生の受け入れに関しては、医療保健学部医療栄養学科、医療情報学科及び大学院の一部の研究科における入学定員、収容定員の未充足など改善を擁する点があるが、組織改革を実施することにより改善させることができると考えており、本学の理念・目的の実現に概ね沿っているものと評価できる。

点検・評価報告書 様式

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学の教員組織の編成方針	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0605001.pdf
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
基幹教員数 基幹教員名簿	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/3/kikankyoin.pdf https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/3/kikankyoin_meibo.pdf
教員データベース シラバス	https://www.thcu.ac.jp/database/ https://cpplnext.thcu.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

学部・学科等	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
				実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
全体（注1）				大学基礎データ（表1）		
学部・学科等						
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

点検・評価報告書 様式

[専門職大学及び専門職学科] ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注2)	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体(注1)							大学基礎データ(表1)
学部・学科等							
備考:							

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」(ハイフン)を記入してください。

注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×(「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も()で併記)を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程] (専門職大学及び専門職学科を除く) ※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
医療保健学部 看護学科	専ら従事する教員	12人	9人以上	28人	14人	○		
	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		3人以下					
医療保健学部 医療栄養学科	専ら従事する教員	9人	7人以上	19人	8人	○		
	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		2人以下					
医療保健学部 医療情報学科	専ら従事する教員	8人	6人以上	15人	5人	○		
	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		2人以下					
東が丘看護学部	専ら従事する教員	12人	9人以上	21人	9人	○		
	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		3人以下					
立川看護学部	専ら従事する教員	12人	9人以上	21人	7人	○		
	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		3人以下					
千葉看護学部	専ら従事する教員	12人	9人以上	20人	7人	○		
	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		3人以下					
和歌山看護学部	専ら従事する教員	12人	9人以上	30人	7人	○		
	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		3人以下					
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
大学全体の収容定員に応じ定める数		27人		0人	0人	0人	0人	
学部総計		104人		154人	57人	0人	0人	○
根拠資料		https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/3/kikankyoin.pdf						

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみを使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

点検・評価報告書 様式

- ①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの
- ②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする）。
- ※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。
- ※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。
- ※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。
- 例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合： 「法学部法学科：2名」と記載。
- ※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。
- ※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。
- ※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

【専門職大学及び専門職学科】※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外 当該大学の教員 当該大学以外		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
備考:								
根拠資料								

- ※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条
- ※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。
- ※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

【修士課程】

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
医療保健学研究科修士課程	42	21	21	21	大学基礎データ(表1)
看護学研究科修士課程	19	8	16	3	
和歌山看護学研究科 修士課程	15	8	8	7	
千葉看護学研究科修士課程	17	7	8	9	
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

【博士課程】

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
医療保健学研究科博士課程	16	15	16	0	大学基礎データ(表1)
看護学研究科博士課程	13	7	7	6	
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

点検・評価報告書 様式

[大学院の専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員 数 (注)	うち、みな し専任教員 数と割合	根拠となる資料
備考：					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学ティーチング・アシスタントに関する規程	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0701019.pdf
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学教員選考規程	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0605002.pdf
東京医療保健大学教員選考基準	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0605003.pdf
備考：	

第6章 教員・教員組織(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

・本学の教員組織の編成にあたっては、建学の精神や理念・目的を達成するために「教員組織の編成方針」を基にしている。この方針では、教育研究を担当するにふさわしい能力を持ち、臨床現場での豊富な経験を活かし、熱意と真摯な態度で教育研究に取り組む教員を配置することを重視している。さらに、学部学科・研究科においては、大学設置基準や大学院設置基準に基づき、適正な数の人員配置を行い、各学部学科・研究科が求める教員像に合わせて、医療系の大学として各種指定規則等関係法令を遵守しながら、教育課程に適した教員組織を編成・整備している（本6章基本情報一覧「大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針 東京医療保健大学の教員組織の編成方針」）。

・本学は、中期目標・計画を作成して、経営から教職員まで中期目標とそれを実現する計画の立案、実行、振り返りを共有している。令和4年度を初年度とする第3期中期目標・計画（5カ年計画）「4章 教育課程・学習成果」においては、学習成果の達成につながる施策を学科ごとに展開し、「第6章 教員・教育組織」において、本学の理念・目的を実現し、熱意をもって、かつ真摯に教育研究に取り組む教員の配置を図るための施策、教員の資質向上・教育研究活動の活性化を図るための施策等を本部、各学科等において取り組んでいる（第1章基本情報一覧「中・長期計画等第3期中期目標・計画」）。

・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成にあたっては、教員の資格、学位、研究分野、臨床経験、教育経験を踏まえて、領域ごとに教員を配置し、カリキュラムの科目責任者、科目担当者を任命しており、専門性が不足する場合には外部の非常勤講師を活用するなど、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成を整備している。

・また、各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理にあたっては、毎年一回全教員と人事面談を行っており、その際に、教育、研究、委員会活動、社会貢献の各分野での一年間の実績をまとめて報告してもらい、翌年につながるモチベーションの発掘や優先順位付けなど

点検・評価報告書 様式

意見交換を行っている。また、医療系の大学である本学においては優れたチーム医療人の育成を図ることとしているが「臨床現場に強い」人材を育成する観点から、医療機関の臨床現場等において教育実習・臨床実習の指導等に当たってもらうため、保健・医療・介護等の分野において優れた見識・知識を有するとともに、豊富な経験を有し教育上の能力があると認められる者について、大学経営会議で選考を行い臨床教授・客員教授等に任用することとしている。

・ 文部科学省は、教育の質の向上や教員の多様化を目指して、基幹教員制度の導入を推進しており、本学では、令和6年度から「基幹教員制度」を導入している。基幹教員に関する情報を分かりやすく公開するために、学部ごとの基幹教員の人数と、基幹教員名簿を本学のホームページで公開している。基幹教員名簿では、基本情報一覧 個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報を公開している。また、同じくホームページ上にある「教員データベース」では、各教員の学位、専門研究分野、担当科目等公開する中で、職位欄に基幹教員であることを明記することで、情報提供に努めている(第6章基本情報一覧「基幹教員数、基幹教員名簿、教員データベース」)。

・ 本学は、現在クロスアポイントメント制度による教員採用の実績はない。また、本学の基幹教員はこれまでの専任教員で構成されているが、今後、他大学または企業等から人材を教員として任用する場合は、当該教員の業務範囲を明確にし、業務状況の適切な把握に努める。

・ 本学では、教職協働を基本に、授業運営をはじめとして、それぞれの学科ごとに各種委員会を設けて、教務、学生支援、実習、入試広報、FD、図書等の分野で教員と職員が役割を分担して責任を明確にしなが、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現している。教育活動においては、教員が授業内容の設計を担当し、助手や職員が授業準備等を行うことで、効率的に授業運営を行っている。

・ 授業において指導補助者に補助または授業の一部を担当させる場合には、雇用契約書に業務内容を明記したうえ、その指導補助者が担当する具体的な内容や責任範囲を実習前のオリエンテーションにおいて教員から事前に説明・確認し、指導計画に基づいて適切に指導が行われるよう配慮している。また、指導補助者が学生に対して実習指導を行う場合、その指導の進捗を教員が定期的に確認することで、質の高い教育を担保している。

評価項目②**教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・ 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・ 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

・ 「教員組織の編成方針」に基づき、教育研究を円滑に実施するため、有効かつ適切な教員配置を行っている。教員に欠員が生じた場合は、原則として公募により募集を行い、採用や昇任は教員選考規程および教員選考基準に基づき、公正かつ適切に実施している。具体的には、学長を委員長とする人事委員会を設置し、教員の採用・昇任等に関する選考にあたっては、内規に基づき

点検・評価報告書 様式

教員選考委員会を置いている。同委員会の選考審査結果をもとに、公正・厳正な審議を行ったうえで、大学経営会議に諮っている(根拠資料 6-1【ウェブ】、6-2【ウェブ】)。

・ 本学は医療系(特に看護系)の大学であり、女性教員の比率が高く、実習科目も多い。そのため、教員の編成にあたっては、学部・学科・研究科の主要な授業科目における基幹教員の役職のバランスを考慮するとともに、授業負担や年齢構成にも配慮し、適切な配置に努めている。また、65歳定年制をとっており、定年退職教員の後継を学内昇格で補う場合、採用する教員は若手の助手や助教とするなど、年齢構成のバランスにも配慮した運営を行っている(根拠資料 6-3【ウェブ】)。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

・ 本学では、教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発改善につながる全学としての組織的な取り組みとしては、第3期中期・目標計画【計画34】に基づき、「学生による授業評価」及び「東京医療保健大学を語る会」を実施している。また、各部局においても、第3期中期・目標計画に基づきそれぞれのFD委員会が主催し、それぞれ実践的なFD研修を実施している。

「学生による授業評価」については、平成18年度から毎年度全学FD・SD委員会の主催により全授業科目について実施しており、その結果を分析・評価することにより、教育課程の見直し、教員の教育力の向上及び授業内容・方法等の改善・充実に努めている。この授業評価結果については、当該担当教員にフィードバックし学生の記述内容を確認した後、各教員から調査結果に対する授業内容・方法への改善などを記述したレポートを所属長に直接提出することとしている。各所属長はこれを受けて「考察」をまとめ、学内の「内部質保証推進会議」で報告した後、授業評価結果と併せてウェブサイトにて公開している。

また、授業の改善を図るための制度的取組として、「学生による授業評価」の各学科の講義・演習科目と実習・実験科目ごとにおいて評価が最も高得点であった各学科教員1名に、学長顕彰を授与している。

授業評価結果については評価項目の経年比較を行い、学部学生による授業評価においては「学生としての自分自身の授業態度」、「教員の姿勢」、「教員の教え方」、「授業内容」、「総合評価」の各項目について、着実にポイントが増えていることから、授業評価実施の効果が確実に上がっており、学生及び教員の双方に良い結果をもたらしていると言える。また、授業評価実施結果を公表することにより、授業評価に対する理解推進・意識啓発及び授業内容・方法の改善・充実により一層図られると評価することができる。

点検・評価報告書 様式

令和7年度「学生による授業評価」の評価項目については、令和6年度において学習者本位の教育の観点や看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改編状況等から見直しが必要であるとして、各部局の意見を踏まえ「内部質保証推進会議」において改正したところであり、今後も「学生による授業評価」に基づき、教育課程の見直し、教員の教育力の向上及び授業内容・方法等の改善・充実に努めていく(根拠資料 6-4【ウェブ】、6-5、6-6)。

本学では、年々高度化・複雑化する大学の教育研究活動等に適切に対応するため、教職協働による業務遂行は不可欠となっていることから、教員と事務職員等が協働して業務に当たっているよう、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることが出来る知識や技能を習得させ、更にその能力・資質を向上させるため、FD・SD の充実に努めている。本学の特徴と言える全教職員の FD・SD 活動として、全教職員の参加が義務付けられている「東京医療保健大学を語る会」については、本学開設当初の平成17年度から毎年度全学 FD・SD 委員会の主催により開催されている。この「東京医療保健大学を語る会」は、本学の教育に係る課題と将来展望をテーマとして関係者が語る形で開催しており、令和6年度は、理事長講話「今、日本の大学に求められているもの(第5編)」及び学長、事務局長からの発表「令和7年度大学基準協会認証評価に向けた取組等について」により開催した。教職員が参加しやすいよう、対面、Zoom 対応及び後日オンデマンド配信で実施し、全今日職員が参加した。なお、本学の理事、評議員及び大学経営会議委員等の学外有識者にも案内し、Zoom 対応によりご参加いただいた。

今後もこの「東京医療保健大学を語る会」の内容を精査し、全教職員の FD・SD 活動としてより充実したものとなるよう改善に努めていく(根拠資料 6-7)。

・ 本学教員、大学院生等の教育研究活動の振興と円滑化を促しその成果の発表のため、平成18年度から毎年度1回「東京医療保健大学紀要」を発刊しており、令和4年度の第15巻以降は冊子での刊行を廃止し、本学ホームページ上で第6巻以降の紀要を公開している。紀要に掲載する原著論文及び研究報告等については、学内で投稿募集を行い、紀要委員会の審査を経た後掲載しており、毎年質の担保と充実に努めている。なお、投稿原稿については、紀要委員会の推薦に基づき、委員長が決定し依頼した複数の査読者によって査読を行い、ピアレビューで行われる(根拠資料 6-8【ウェブ】)。

また、医療保健学研究科においては、医療関連感染に関する研究成果等を発表するため、毎年度原著論文・総説・実践報告等を掲載した雑誌を年2回発行している(Vol.18 以降は年1回)。この雑誌については投稿募集は学内に限らず、複数の外部査読者によるピアレビューによって行われる。令和6年度は「医療関連感染 Journal of Healthcare-Associated Infection (Vol.17 No.1.及びNo.2 2024)を本学ホームページにおいて公表している(Vol.18 2024は令和7年10月掲載予定)(根拠資料 6-9【ウェブ】)。

・ 本学では、前述のとおり、毎年度すべての授業科目について学生による授業評価を実施している。この評価の目的は、授業の質を向上させ、学生にとってより良い学習環境を整えることにある。授業評価の結果は各教員にフィードバックされ、学生の意見をもとに授業内容や教授方法の改善が図られる。特に、講義・演習科目と実習・実験科目で異なる質問項目を設け、それぞれの授業形態に応じた評価を行うことで、より正確な授業の質の把握に努めている。また、記述式の質問を通じて具体的な意見を収集し、改善につなげる仕組みも導入している。

点検・評価報告書 様式

本学では授業評価を単なるフィードバックに留めるのではなく、教育の質を保証するための重要なプロセスと位置づけている。各学科長は評価結果を分析し、「内部質保証推進会議」で報告した後、公表を行い、継続的な教育改善を図っている。授業評価の結果を経年比較することで、どのような改善が必要かを明確にし、教育の充実を目指している。

こうした取り組みにより、授業の進め方や教材の工夫が進められ、多くの教員が授業方法を改善している。例えば、対面授業と ICT を活用したハイブリッド授業の導入、視覚資料の充実、小テストやフィードバックの強化、グループワークの活用などが挙げられる。また、学生からの評価が向上した授業も多く、特に対話的な授業や実習を重視した科目では高い評価を得ている。

学生の学習環境の向上にもつながっており、対面授業が増えたことで教員と学生のコミュニケーションが活発になり、授業の質が向上している。加えて、LMS(学習管理システム)を活用することで、学生が復習しやすい環境を整え、学習効果の向上にも寄与している。さらに、アクティブラーニングを推進するため、グループワークや PBL(問題基盤型学習)、TBL(チーム基盤型学習)を導入し、学生の主体的な学びを促進する工夫も行っている。

今後も本学では、授業評価の結果をもとに、より良い学修環境の整備と教育内容の充実に努めていく。

さらに、大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みとして、本学では、教育研究活動等に係る教員評価を実施しており、教員評価は教員の資質向上と自己の能力開発を目的とし、優れた取り組みを評価する「プラス評価」を原則としている(対象は助教以上)。評価データは教員の自己申告によるものとしており、評価項目は「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の三分け、それぞれの実績や成果を評価している。「教育活動」および「研究活動」に関しては、教育および研究の質の向上を目的とした取り組みを重視。「学内外活動」においては、各種委員会での活動状況や、本学が主催・共催する公開講座での実績、さらには学会での活動状況や成果を重視し、評価を行う。

各教員は、毎年5月1日現在で、前年度の教育研究活動等の具体的な取り組みを5月末日までに提出する。学科長等は、各教員から提出された業績資料を確認し、6月中旬までに評価を実施している。教員評価規程に基づき、評価結果は、特に顕著な業績を挙げた教員を対象に表彰制度が活用され、理事長への上申後、教員の表彰が行われる。表彰を受けた教員には、学長の裁量により特別教育研究費が付与され、インセンティブが与えられる(根拠資料 6-10【ウェブ】教員評価規程)。

・ 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、その指導補助者が担当する具体的な内容や責任範囲を実習前のオリエンテーションにおいて教員から事前に説明・確認し、指導計画に基づいて適切に指導が行われるよう配慮している。

以上の取り組みにより、教育研究活動等の改善・向上、活性化が図られ、教員の資質向上につながっている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・本学では、建学の精神、大学ビジョン等に基づき、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定し、その第6章では教員・教員組織として、大学の組織的な研究活動について、大学としての全学的な取り組み及び各部署での取り組みについて、具体的かつ実現可能な内容を盛り込むとともに、客観的な指標に基づき点検・評価が可能な年度計画を併せて策定し、毎年度計画的に推進している。年度計画の点検・評価については、各部署において各計画ごとの達成状況等を当該計画に記載した評価指標等を用いて点検・評価した上で、各部署が実施した点検・評価結果を副学長が委員長を務める「全学自己点検・評価委員会」で検証した上で、「点検評価報告書」として取りまとめ、学長に報告する。さらに、学長が議長を務める「内部質保証推進会議」において、「全学自己点検・評価委員会」の評価結果を更に全学的見地から評価を行い、その後「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」において承認され、速やかにウェブサイトにて公表を行っている。また、点検・評価の結果、各部署等の取り組みについて改善等が必要な場合には、「内部質保証の方針」に基づき、学長は別途各部署長等に対し改善指示等を行うものとし、各部署長等は改善指示等に基づき改善策を講じた上で、その改善状況等を別途学長に報告することとしていることから、学長からの指示に基づき、関係する部署長及び全学委員会に対して、具体の改善策等を報告することとした。これらの取り組みにより PDCA サイクルを構築し、本学の内部質保証システムの確立に努めている。

また、これらの手続きを得て作成された「点検・評価報告書」については、「外部評価委員会」において質疑応答を行い、委員からご指摘いただいた事項は次年度の計画等に反映することで、教育研究活動及び社会貢献活動等の継続的な改善等を図っている(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

・教員の教育研究活動等の実績・成果について、教員個々の「教育活動」、「研究活動」、「学内外活動」の各項目について、学長及び各学科長等による評価を実施し処遇等に反映させている。毎年実施している人事面談においても、教員一人ひとりのキャリアの進捗状況を確認するため、上記の3項目について取込状況を確認。これには、教育活動の改善に向けた新たな取り組みや、科研費への取り組みや研究内容の進捗状況、さらには外部との連携による公開講座の講師としての委嘱など、さまざまな側面が含まれる。これらの実績は、教育研究活動等に係る教員評価において、より具体的に報告することが求められており、人事面談時には各教員が積極的に実績を報告できるよう必要に応じて助言も行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の教員組織は、明確な編成方針に基づき、適切な教員配置と教育の質向上に努めている。臨床経験を活かした教員を確保し、基幹教員制度の導入や公正な採用プロセスや評価制度が整備されている。一方で、専任からの転向ではない基幹教員やクロスアポイントメントの活用につい

での検討は緒に就いたばかりである。また、研究にあたっては外部資金獲得による研究活動の活性化、若手教員の採用・育成の遅れが課題となっている。

教員の教育能力の向上、教育課程や授業法補の開発及び改善につながる方策として、本学の特徴と言える学部学生による授業評価において、「学生としての自分自身の授業態度」、「教員の姿勢」、「教員の教え方」、「授業内容」、「総合評価」の各項目について、着実にポイントが増えていることから、授業評価実施の効果が確実に上がっており、学生及び教員の双方に良い結果をもたらしていると言える。また、授業評価実施結果を公表することにより、授業評価に対する理解推進・意識啓発及び授業内容・方法の改善・充実がより一層図られると評価することができることから、この取組は本学の長所と言える。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後は、基幹教員制度の特色を活かし、他大学や企業との連携強化を図り、クロスアポイントメントも活用しながら、多様な教員確保を目指す。教員評価をキャリア開発や教育改善に結びつけ、FD・SD 活動の内容を高度化し、若手教員の採用・育成をさらに促進していく。また、授業評価を活用した教育改善やICT活用の強化を進め、学習効果を高め、今後も組織の持続的な発展を目指し、教育・研究環境の充実に取り組む。

第 7 章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学学生支援に関する基本方針	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0401001.pdf
備考：	

第7章 学生支援(本文)

評価：◎・A・B・C

1. 現状分析

基準 7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

・本学の建学の精神では、「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することの出来る人材の育成を掲げている。しかしながら、現在、我々を取り巻く外部環境の変化は激しく、先が見通せない状況であることを踏まえて、新しい視点から総合的に解決することのできる医療人材の育成

点検・評価報告書 様式

を図るとともに、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、修学に加えて生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的として、「学生支援に関する基本方針」を定めており、学生が学業を効果的に継続できるよう教職員が連携し、入学から卒業まで一貫して支援している。

具体的な施策に関しては、令和4年度からスタートした「第3期中期目標・計画」で評価指標を設定し、計画達成に向けて進捗管理を行っている(本章基本情報一覧「学生支援に関する基本方針」、第1章基本情報一覧「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」)。

学生の支援体制については、従来は世田谷キャンパスに学生支援センターが設置されており、本部中心の支援が中心であったが、令和4年9月より事務局体制を改組して、各キャンパス事務部に学生生活支援担当者、就職支援担当者をそれぞれ配置して学生支援サービスの充実を図っている。学生生活支援、就職支援、奨学金業務、学友会支援(学園祭、スポーツ大会、クラブ・サークル支援など)、障がい学修支援、同窓会支援、イベント支援(学位記授与式、入学式、後援会)、寮の管理等の関連業務の体制を見直すことで、企画と実行の役割分担が明確になり、サービスの即時性や常に学生に寄り添うスタイルが確立しつつある。

・ 在学生に加え、保証人、卒業生、キャリア関連企業、就職先企業、各種サービス提供企業など多くのステークホルダーと接点を持つ学生支援センターの本部スタッフには、キャリアコンサルタントの資格を持つスタッフや MBA 取得のスタッフを配置し、全学的な企画・立案を行っている。また、各キャンパス事務部には、学生支援センター、教務部門、経理部門、人事部門など多様な業務を経験した人材を配置し、学生のニーズに応えられる少数精鋭のチーム構成をとっている。さらに付け加えると、本学スタッフの多くは民間企業、銀行、官庁といった多様なキャリアを持った人材で構成されているため、その多様な経験が質の高い学生サービス、特に就活支援などの支援を行う点で大きな強みとなっている(根拠資料 7-1 資格取得者一覧)。

・ 学生支援に係る情報の提供については、学生生活に関する情報提供のツールとして、デジタルサイネージ、掲示板、「キャンパスガイド(WEB版)」、学内情報イントラネット desknet's NEO、メールの5つを駆使しながら周知を行っている。しかしながら、これらのツールは、一斉に情報配信することには適したツールであるが、個々の学生にカスタマイズされた情報提供の点では課題があるため、教務システム CampusPlan のオプション機能である「学生ポータル」を令和5年度に試験導入し、教務情報、学生生活情報をプッシュ型で送れるように準備を進めている。また、従来保証人とのコミュニケーションは郵送物による連絡が主な手段であったが、よりタイムリーかつ緊密な情報共有やコミュニケーションの必要性を感じており、WEB 情報共有ツールである CampusPlan オプション機能の「アンシサイト」を令和7年4月から運用予定である。まずは成績通知書の公開や各種連絡ツールとして利用を開始し、将来的には出席状況なども可視化する。保証人にも学生の学習成果を可視化することで、大学、学生、保証人が三位一体となって将来の進路決定することできると共に、学生の学習状況が思わしくない場合にも、早期に打ち手が採れるため、退学や休学の防止にも貢献できる(根拠資料 7-2 【ウェブ】、1-1 【ウェブ】)。

〔修学支援(学習面)〕

・ 学生に対する修学支援については、定期的なガイダンス機能の充実を図りながら、学生が修学

点検・評価報告書 様式

する上で必要とする情報の提供を行っている。学生は入学すると、各学部・学科単位の新入生オリエンテーションに参加し、大学生活で必要な情報や学内で使用する IT ツールのリテラシーを学ぶことになる。本学は、「学修者本位の教育の推進」と「各種 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進」を大学ビジョンに追加し、デジタル社会を先導するスマートキャンパスを目指している(根拠資料 7-3【ウェブ】)。

本学は平成17年度に開学以来、全ての学生にノートパソコンを貸与して、遠隔講義への参加、オンデマンド授業の視聴、学修ポートフォリオの記録、レポート作成など ICT ツールをフル活用した教育を展開している。特に、文部科学省による令和2年度「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」、令和3年度『ウイズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業』、『デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度専門 人材育成事業』に連続して採択されたことで、学生の教育環境のデジタル化が大きく前進した。このような環境を効果的に利用できるよう新入生向けリテラシー教育をはじめ、PCサポートスタッフの配置、DX 推進マネージャー(教員)による ICT 利用支援、教職員の ICT スキルチェックなど、運用面での環境整備も行っている(根拠資料 7-4、7-5)。

また、令和2年度7月からクラウド型のラーニングマネジメントシステム WebClass を全学に導入し、学生の学習や教育の管理が効率的かつ多様な学習スタイルに対応できるようになった(根拠資料 1-1【ウェブ】)。

その後のコロナ禍における外出制限下においても学びを止めることなく円滑にフルリモートに移行し大学事業を継続できたのは、eラーニング環境の整備とノートパソコンを全学生に貸与する制度が大きく貢献した。約5年を経過して、インターネットやパソコン、スマートフォンなどを使って学習する教育DXの取り組みは、ハイブリッド型講義、時間と場所を選ばないオンデマンド講義、主体的な学びを補完するアクティブラーニング、VRを使った看護実習シミュレーションへと応用が広がっている。本学は、5学部7学科のうち5学科が看護学科である。カリキュラム上必修である看護実習において、実習前に必要な基礎知識や技術をラーニングマネジメントシステムの動画やVRシミュレーションによって学ぶことは実践的な看護能力習得に大いに役立っている。時間と場所を選ばずに動画やコンテンツを視聴できるので、講義、実習、課外活動に4年間忙しい日々を送る学生諸君にとって、学生一人ひとりのレベルや進度に合わせて、学習内容や方法を個別最適化できるようになった。

遠隔講義を実現するため、複数人で同時に利用できるWeb会議ツール(Zoom)継続的に契約しているが、令和6年度より全学で法人サービスが利用できる契約に移行した。これにより全ての学生、教職員が制限なくWeb会議や講義を行うことができるようになった。Zoom の良い点は、遠隔講義に必要な高画質な映像音声配信に加え、ハイビジョン画質でコンテンツを記録できる点を評価している。この機能を使うことで、感染症などで欠席した際に授業動画視聴機会を提供できる。また、合理的配慮が必要な学生にとっても、自宅で遠隔講義に参加やオンデマンドコンテンツを繰り返し視聴できることは、障害のある学生の方々が過ごしやすい環境に改善・調整することに役立っている。

本学では、豊かな学生生活を送ることができるよう学生・教員相互の交流や情報交換を重視している。そのうち、「アドバイザーグループ制度」では、1年次から全学生に対して学生生活支援を継続的に行うため、学生をグループに分け各学科の教員をアドバイザーとして配置し、履修指導を含めた修学上の問題や学生生活上の悩み、卒業後の進路について、アドバイザー教員による

点検・評価報告書 様式

個別面談を行うなど親身に相談に応じ、適宜専門的支援へとつないでいる。また、「コンタクトグループ制度」では、各学年の学生と教員で構成する1学年を43グループに分け、1グループが各学年5～10名で合計約20名の学生と教員1名で編成しグループ毎に交流や情報交換のための活動を行っている。また、学年担任を2名の教員が担当し学生生活全般にわたり相談窓口となり、将来の進路に関する事、大学生活、友人関係に関する事、学習に関する事、休学、退学に関する事など、一人では解決できない時や悩んだ時には相談できる体制を整備している。卒業学生の満足度調査において、「保健室や学生相談」、「学修・履修に関する指導」、「資格取得の支援体制」が「おおむね満足している」が80%を超えていることから一定の満足度を提供できている(根拠資料 7-6【ウェブ】)。

また、本学では、学生と教員の距離を近づけるためのツールとして、全キャンパスにオフィスアワーシステムを導入している。これは、大型ディスプレイで教員の予定を可視化するシステムであり、学生はオフィスアワー内であれば、いつでも好きな時間に面会できるようになっている。

入学前教育の取り組みとしては、本学でも総合型選抜や学校推薦型選抜など、従来の学力試験一辺倒ではない多様な入試方式に対応しているが、基礎学力不足の学生が入学してしまう可能性があるため、大学教育の質の低下にならないよう対策を打っている。具体的には、令和5年度まで各学部・学科単位で独自に行ってきた入学前教育とプレイスメントテストを、株式会社Gakken 及び株式会社学研メディカルサポートと「産学連携の協力推進に係る協定書を締結(令和6年12月2日)」し、学研グループの持つ幅広い知見や技術力を活用するプログラムに全面的に移行した。入学前教育に関しては、年内入試合格者の比率が高くなりつつある現状を踏まえ、入学手続きを終えた高校生を対象にして、学業意欲の継続的維持と学力の増進を図るとともに、高等学校までの学習課程の範囲内で医療保健に関する学修意欲を維持することを目的とした入学前教育を行っており、「医療スタッフのカンタン実践！英会話」を教材として推奨し、英語と医療用語の両方を学ぶ機会を提供している。また、学研グループのラーニングマネージメントシステム(LMS)で学修できる環境を構築し、日々の進捗確認を行うことで高校から大学の学びへとつなげている。大学教育のレディネスを客観的に把握することを目的にしたプレイスメントテストについては、全ての入学者に対して4月上旬に学研「基礎力測定診断」を実施することとして、入学者の基礎学力の実態を全学的に把握・可視化して、担当教員にフィードバックを行うこととしている(根拠資料 4-13【ウェブ】、4-7)。

・ 障がいのある学生の修学等の支援については「障がい学生修学支援規程」に基づき、関係部局の教職員が連携し適切に支援している(根拠資料 7-7【ウェブ】 障がい学生修学支援規程)。

大学ビジョン6では、「多文化が共存する大学・キャンパス創りを進めます。教職員は大学内外の多様な価値観との交流を大切にしつつ常に自己研鑽に励み、一歩先を歩み続ける開かれた大学を実現します」と宣言し、「多様な背景を持った学生への修学支援」として、「多様な背景を持った学生に特化した取組(入学金や授業料等の減免、奨学金の支給、学修支援等のサポート体制など)」を各学部等で様々な形で行ってきた。一方、令和6年度4月から「障害者差別解消法」が改正され、私立大学を含むすべての大学等において、障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。この点も踏まえ、令和6年度9月に「多様性の尊重に基づく学生支援ポリシー」を策定し、現有の支援活動が大学としての方針・体制のもとで行われていることをより明確にするため、

点検・評価報告書 様式

支援方針の明文化を図っているところである(根拠資料 7-8【ウェブ】)。

合理的配慮を検討するにあたっては、各キャンパス事務部が窓口になり、全学的な手続きを本部の学生支援センターが担当している。具体的な合理的配慮内容の検討は各学部学科の「教授会」審議を経て、本学「障がい学生修学支援委員会」に「学生支援に関する重要事項」として付議し決定する。現在、12人の学生に対して合理的配慮をしながら講義に参加して頂いている(根拠資料 3-3)。

・ 学修の継続に困難を抱える学生に対しては、前述のとおり「アドバイザーグループ制度」や「コンタクトグループ制度」により、担当教員が相談窓口になり、学生個々の事情を的確に把握し、留年、休学及び退学等について親身に相談できる体制をとっている。

また、進路変更等により止むを得ず退学を希望する学生については、保証人・学生・教員との面談を繰り返し行って修学を継続させる等の努力を行っている。令和5年度では、全学の退学率(除籍を含む)は 2.4%である。学生の退学理由をみると、「実習授業をきっかけに当初描いていた医療系のイメージが違った」、あるいは、「高校の先生や親のアドバイスで医療系の大学を選択したが他にやりたいことが見つかった」など、適性・興味・関心について再考し進路再考・進路変更するケースや病気療養(メンタル等)のために休学から退学につながるケース、または、コロナ禍以降の経済的な理由で学業を中断せざるを得ない状況になり退学するケースが多いと分析できる。本学では、入学後(4月～5月)、初年次教育の一環として、新入生全員を対象とした「新入生合同研修」を国立オリンピック記念青少年総合センターで毎年実施している。これは、建学の精神、大学における学び(カリキュラムポリシーやディプロマポリシー)の理解、コミュニケーション能力の向上を目的に実施しており、当日は、理事長講話、学長講話、コミュニケーション研修、性感染症防止講義などのプログラムを行っており、特に他キャンパス学生との交流を理事長が大事にしていることから、定例的に行うイベントとなっている(根拠資料 7-9)。

・ ハイブリット型授業を行うにあたっては、全ての学部学生にノートパソコンの貸与を行うとともに、各キャンパスには PC サポートセンターを設置することにより、ICT 機器の操作が苦手な学生が支障なく授業を受けられるよう配慮している。また、大学の Wi-Fi 環境はセキュリティ上の必要性から学生貸与 PC など大学が保有する情報端末しか接続できないようにしているが、スマートフォンを用いて学修活動を行う学生も多いことから、令和4年に文部科学省「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」の補助を受けて学内に私物の情報端末を接続できる可動式のアクセスポイントを設置している。

・ 令和6年度には、すべての教員に Zoom の有償アカウントを付与し、授業に限らず学生指導においても柔軟にオンラインミーティングを開ける環境を整備した。また、学生を支援する前提としては、教員自身が最低限の ICT スキルを有することが必要であることから、「ICTスキルチェックリスト」を定め、全ての教員が学生を支援できる体制を構築した。

[修学支援(経済面)]

・ 修学に係る各種奨学金手続きの支援については、主に日本学生支援機構の奨学金を申請する学生に対し、各キャンパスにて説明会や各種手続きの対応を行い、毎年度適切に実施している。

点検・評価報告書 様式

他にも、都道府県や市町村など行政の奨学金や各企業・病院の奨学金についても、学生には適宜インフォメーション等で周知を行っている。なお、経済的理由により学費納入が困難な学生については、個別の事情により相談に応じて学費の納入期限を延期するなど修学に支障が生じないよう適切な配慮を行っている。また、修学支援の一環として、学生のご家族の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくはご自宅等の火災、風水害等により家計が急変し、授業料緊急措置の必要が生じた場合、日本学生支援機構の家計急変採用(給付奨学金)もしくは緊急・応急採用(貸与奨学金)制度を案内することとしている。これらの奨学金制度は、通常の奨学金制度と異なり年間を通じ随時申込みが出来る制度で、本学においては日本学生支援機構の家計急変採用もしくは緊急・応急採用による奨学金の手続きが可能となるまでは、授業料の延納を認めることとしている。また、令和元年度から自然災害により被災した学生に対する特別減免の制度として、被災の状況に応じて授業料等の特別減免措置を講じている。なお、学部及び研究科学生のうち成績優秀な者については、本学独自のスカラシップ制度に基づき、授業料等の減免措置による経済支援を行っている(根拠資料 7-10【ウェブ】)。

令和6年度の日本学生支援機構奨学金利用者は、給付奨学金は250人、貸与奨学金は一種・二種あわせて837人である(2025年3月データ)。また、令和6年度の修学支援授業料等減免の金額は133,567,500円となっている。

[生活支援]

・各学部・学科においては、「学生支援に関する基本方針」に沿って、学生(生活)、就職対策、国家試験対策などの各種委員会を設置し、学部・学科の専任教員によるきめ細かい支援を行い、学生による主体的な学修や学生生活、就職活動など学生生活全般のサポート体制を構築している(根拠資料 7-11)。

また、各学部・学科の専任教員の活動を下支えするため、事務局本部の教務部、学生支援センター、保健室、各キャンパス事務部職員の関係部署が緊密な連携を図り、教員と職員が協働して学生の個々の相談に応じる体制を整備している。

また、デジタル機器(スマートフォンなど)の普及などにより、人との繋がり方が変化し、孤独感を感じる学生が増えている。大学での人間関係構築の難しさや、コロナ禍によるオンライン授業の増加も、孤立感を助長する要因といえる。大学の入試制度が大きく変化する中で、多様なバックグラウンドを持つ学生が入学する一方で、従来の教育課程にうまく適応できない学生が増加しているという側面も否めない。学生のメンタルヘルスの問題は、現代社会が抱える複雑な問題の一側面であり、本学においても、退学者や休学者の増加による収入減という経営インパクトも無視できなくなっている。特に、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、学長、学校医、感染症対策に知見を有する教員などから構成される「COVID-19 危機対策統括本部(COVID-19 対策本部)」を設置し、感染状況が収まりを見せない中、本学の学生及び教職員並びに本学のステークホルダー等に対し、速やかな情報提供等を行うと共に授業運営についての指針を決定してきた。

令和5年になって、パンデミックの状況も沈静化してきたため、医療人を育成する本学のミッションに照らしたとき、学生の心身の健康保持が教育活動の根幹であることに鑑み、「COVID-19 危機対策統括本部(COVID-19 対策本部)」を発展的に解消し、「保健センター」を令和5年5月10日に新たに設置した。メンバーは、専任教員たる学校医(統括学校医という)1名、専任教員た

点検・評価報告書 様式

る産業医 1名、感染制御学教育研究センターに所属する教育職員 若干名、教職課程を担当する教育職員 若干名、学生支援センター長 1名、各キャンパスで学校保健に従事する保健師もしくは養護教諭免許状を有する看護師がキャンパスごとに1名、公認心理師 1名、その他委員長が必要と認める教職員 若干名で構成し、定期健康診断等による健康指導、日常の学生の身体の不調、精神的な不安や悩み等の相談を受けている。

特に、学生のメンタルケアに関しては平成25年11月から学生支援センター管轄の「学生相談室」(学内に2か所)を設け、専任のカウンセラーを配置し適切に対処している。また、各キャンパスの保健室看護師は学生の状況等により学生相談室カウンセラーに対応してもらうこととし、カウンセラーは、相談の状況により医療機関での緊急対応や安定した治療が学生のメリットになると判断した場合、学生に医療機関において専門医師の診察を受けることを勧め、医療機関の情報提供を行うこととしている(根拠資料 7-12【ウェブ】、7-13【ウェブ】)。

・ 学生の孤立化をふせぐための人間関係の構築については、各学部・学科のガイダンスに加えて、大学全体としても新入生を対象とした合同研修を実施している。とくに教職員のみでの関りではなく、学生同士での関りを増やすことが重要であるため、この合同研修には学友会に所属する学生にも参加いただき、学生視点での人間関係構築を支援している。また本学では、学友会が主催する形で前期中に「スポーツ大会」を実施しており、授業以外の場でも学生同士が交流を持てる機会を設けており、その参加環境を整えるため、全キャンパスに共有する「標準学事暦」においても、スポーツ大会の当日は授業を行わない日として指定している。同様に、後期においては「医愛祭」を開催しており、コロナ禍以前は首都圏キャンパスでは各学部の合同開催としており、同じく授業を行わない日として指定していた。コロナ禍以降は分散開催とするなど適宜見直しをしてより学生が授業以外でも交流を持ちやすい環境の整備に努めているところである。

また、前述のとおり、令和2年度7月からクラウド型のラーニングマネジメントシステム WebClass を全学に導入したが、学生の学習や教育の管理が効率的かつ多様な学習スタイルに対応でき、コロナ禍においても学びを止めることなく円滑にフルリモートに移行し授業を継続できたのは、eラーニング環境の整備とノートパソコンを全学生に貸与する制度が大きく貢献したことによる。インターネットやパソコン、スマートフォンなどを使って学習する教育DXの取り組みは、ハイブリッド型講義、時間と場所を選ばないオンデマンド講義、主体的な学びを補完するアクティブラーニング、VRを使った看護実習シミュレーションへと応用が広がっている。時間と場所を選ばずに動画やコンテンツを視聴できるので、講義、実習、課外活動に忙しい日々を送る学生諸君にとって、学生一人ひとりのレベルや進度に合わせて、学習内容や方法を個別最適化できている。

遠隔講義を実施するため、本学では複数人で同時に利用できるWeb会議ツール(Zoom)の契約を令和6年度より全学で法人サービスが利用できる契約に移行した。これにより全ての学生、教職員が制限なく、また孤立することなくWeb会議や講義を行うことができるようになった。Web会議ツールの活用により、欠席した際にも授業動画視聴機会を提供できる。また、合理的配慮が必要な学生にとっても、自宅で遠隔講義に参加やオンデマンドコンテンツを繰り返し視聴できることは、学生諸君が過ごしやすい環境に改善・調整することに役立っている。本学の取り組みは、遠隔講義の場合でも学生の孤立化を防止し、人間関係の構築に貢献できている。

[進路支援]

・本学では、進路(就職)に関する意識啓発を図るため、早期から個別面談を実施し、就職支援ガイダンス・先輩の就職活動体験を聞く会・就職支援講座・各種国家試験受験対策講座・病院説明会・企業研究キャリア講座等を適切に実施している(根拠資料 7-14【ウェブ】)。

具体的には、家族等の意識を高めてもらうとともに就職活動を理解してもらうため、保護者・保証人を対象とした就職説明会を開催し、個別相談会にてご家族と就職担当が情報共有を行っている。また、各学部・学科では「就職対策担当委員会」が設置されて担当教員が配置されて、就職活動の進め方に関する「総合ガイダンス」を実施するとともに「個人面談・模擬面接」を実施して就職支援を行っており、3年次生には早期から就職活動を意識して取り組んでもらうため就職支援講座を実施するとともに、各病院やキャリア支援企業による合同病院説明会等を紹介し多くの学生が参加している。なお、令和5年度の就職希望者の就職内定率は、全学部・学科ともに100%を達成している(根拠資料 7-15【ウェブ】)。

一方、毎年600名近い看護学生を医療業界へ輩出する本学ではあるが、新卒看護師の離職率(2023年度日本看護協会調査)は10.2%と非常に高い数値で高止まっていることを意識しながらキャリア教育を行っていく必要がある。看護師労働市場の特徴である流動性の高さを考慮し卒業生のファーストキャリア充実が重点課題である。第3期中期目標・計画【計画40】では、「学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図り、幅広い職業意識の形成を図ることを目的として、社会の第一線で活躍する企業人を講師に招くなどのキャリア教育の充実と企業体験などの就職活動支援とのさらなる連携を図る」とし、本学のキャリア支援(教育)を、単に卒業させるだけ、資格取得させるだけの講座提供に終始するのではなく、学生が社会で活躍し豊かな生活を送るために必要な能力を確実に身につけることを保証する、すなわち「出口における質保証」を進路支援の目標としている。「出口における質保証」は、学生、大学、そして社会全体の利益につながることを念頭に、教育の質が十分に担保されていない高等教育機関については縮小、撤退を余儀なくされると常に肝に銘じて進路支援を行っている。到達目標である就職率100%(過年度生含む)を評価指標として設定しているが、毎年実施している「卒業生アンケート」と「就職先アンケート」では定性的な評価を行うため、卒業生の就職先に対して、「新入職者に対して期待する能力」や「入職している本学卒業生に対する評価」を「アンケート形式」で確認している。令和6年度の「就職先アンケート」の分析の結果、本学学生の就職先が採用時に重視するのは「コミュニケーション能力」、本学学生が最も期待に込めているのは「チームで働く力(発信力、柔軟性、規律性等)」、本学学生に対する「強み」のイメージで最も多かったのは「真面目」「協調性がある」という結果であった。この結果については、内部質保証推進会議にフィードバックし、各学部・学科の教育・研究活動等の改善につなげている。また、「卒業生アンケート」は、多角的な観点から貴重な情報を収集できる貴重な機会である。この調査を通じて得られるフィードバックは、教育の質向上、キャリア支援の強化、さらには組織全体の改善に繋がっている(根拠資料 7-6【ウェブ】、7-16【ウェブ】)。

4年間という限られた時間をフルに使って、学生が社会に出て活躍するために必要な知識や能力を確実に身につけさせなければならない一方で、就職活動がますます早期化している現実に対応する必要もある。さらに、大学全入時代ともいえる状況において、学生の学力の低下や「失われた30年」と象徴的に言われる日本経済の長期低迷といった時代背景の下、残念ながら学内には、自らの将来への展望や目標、学習や学生生活の目的を見いだせない学生が多くなり、サークル

活動やアルバイト、単位取得に明け暮れ、気がついたら就職の時期になっている現状も散見される。入学早々からのキャリア形成支援やキャリア教育の導入が急務といえる。そのため、新たに「キャリアデザイン講座(初級編)」を「新入生合同研修プログラム」に追加する。早い時期にキャリアデザインに取り組むことで、主体的に自己分析して自分の進むべき道を考え、卒業までの計画を学生自身がキャリアプランニングできることが到達点である。それに基づいた専門教科の修得や資格取得への挑戦、インターンシップへの参加など、目的に合ったキャンパスライフを学生自身で組み立てられるよう支援を行っていく。全学のキャリア担当教職員の人的リソースでは十分に対応ができない可能性もあるため、キャリア支援企業とのタイアップも含めて体制構築を行っている段階である(根拠資料 7-9)。

卒業後の卒業生の転職状況や所在の確認などの追跡調査は課題の一つである。看護師全体の離職率が10.2%であることから判断すると、本学の学生も同様な傾向にあることが容易に想像できる。各学部学科単位で行うホームカミングデーやゼミのつながりなどを通じて、卒業後の関係性をより深く、より強く維持する施策も愚直に行っていかなければならない。しかし、ホームカミングデーは、少ない予算の中で実施しているため、小規模に行わざるを得ず、参加する卒業生が少ないことが課題であった。そこで、同窓会と協議した結果、各学部・学科卒業生に対する支援強化策として、助成金(年間 40 万円/学部学科)を拠出いただくことになり、ホームカミングデー等の活動の活性化につながっている。卒業生が大学と深く関係を持てれば、大学院進学などのリカレント学習によって、最新の知見や研究成果、業界のトレンドに触れる機会を得られるため、キャリアアップの可能性が大きく高まる。また、大学にとっても、社会人の学び直し需要を大学経営に取り込むことができる。まだまだ卒業生に対する転職相談件数は年間数件といった実績であるが、同窓会とも卒業生との関係強化で意見が一致しており、アクセスポイントとして学生支援センターの役割が今後も重要になってくる(根拠資料 7-17)。

[その他支援]

① 保護者懇談(後援会及び教育懇談会)

・ 本学においては、毎年度学部・学科等における教育・研究活動等の現状を理解し大学運営に協力していただくため、保護者の組織である「後援会」のご支援をいただきながら、本学の教育・研究活動等の充実を図っている。毎年開催している教育懇談会では、理事長、学長、副理事長、学部長、学科長、研究科長が出席し、医療保健学部の看護学科、医療栄養学科、医療情報学科、東が丘看護学部看護学科、立川看護学部看護学科、千葉看護学部看護学科、和歌山看護学部看護学科における教育内容・方法等の取り組み状況について説明を行い、保護者からご意見・ご要望等をいただく貴重な機会となっている。令和6年度においても6月22日に開催(参加者数は105名:役員18名含む)し、各学部学科長から教育状況報告会(授業、実習、進路状況)などについて説明を行い、実習、国家試験、就職などについて最新の情報を共有しながら建設的な意見交換ができた。

② 学友会活動

・ 本学には、学生の自主活動によって組織される課外活動団体として「東京医療保健大学学友会」があり、令和6年度は123名の学生が委員として活動している(根拠資料 7-18【ウェブ】)。

令和6年度の主な活動としては、スポーツ大会実行委員会によるスポーツ大会(約240名参

点検・評価報告書 様式

加)、大学祭実行委員会の企画・運営による大学祭(医愛祭)がある。また、クラブ・サークルは、女子バスケットボール部、チアダンス部、サッカー部、ACT(救急災害医療)、ひーりんぐぽっと(アロマハンドトリートメント)、2SK 会、救急医療部、剣道部、ダンス部の 8 団体をはじめ、運動系 9 団体、文化系 8 団体のサークル(同好会)があり、令和6年度では多くの学生が活動している。なお、女子バスケットボール部は、第69回~74回の全本大学バスケットボール選手権大会(インカレ)で6連覇を達成し、その後の75回、76回(令和6年度)の大会でも準優勝するなど、大学女子バスケットの強豪校としてのポジションをキープしている(根拠資料 7-19【ウェブ】)。

③ 地域貢献活動

・ 国立病院機構キャンパス(目黒区)にある東が丘看護学部看護学科においては、学生の課外活動の一環として学生が同区目黒消防団に多数加入しており(令和5年度160名)、目黒消防団においては街を災害から守るという使命感の下、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っているが、学生の防災訓練等の活動ぶりは目黒区及び目黒消防団から高い評価を得ている。また、令和4年には、消防団活動を学長の指示により医療保健学部看護学科(品川区)に誘致した。令和6年11月6日に、品川消防署消防団入団辞令交付式が開催され、消防団長から22名の新団員一人ひとりに事例の交付があり、地域の消防活動に貢献している。

課外活動は幅広い人間性を養い、健全な心身の発達を促すことが期待されていることから、今後も学生支援センターはじめ全教職員による日常的な支援の下、課外活動への積極的な参加を奨励していく(根拠資料 7-20、7-21)。

・ 千葉看護学部では、11月3日に船橋市運動公園で開催された第19回船橋けんこうまつりにおいて、子どもを対象とした体の仕組みに関するお話し会を、学生サークルを中心に実施し、本学ブースに 182 名の来場者を得た。また、令和 7 年3月9日には船橋キャンパスにおいて地域交流イベントを開催し(参加者287名)、船橋市・JCHO 船橋中央病院と共同した防災に関する公開講座を行った他、健康チェック、ベビーマッサージ教室等を学生と教職員一同により実施し、来場者アンケートにおいて 88%から満足という評価を得たことから、地域住民に貢献できたと考える(根拠資料 7-22、7-23)。

④ ボランティア活動

・ 医療系の大学で学ぶ学生として社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り学修意欲の向上を図るため、ボランティア活動への積極的な参加を奨励している。その意義は、社会貢献や自己成長の機会となること、さまざまなスキルを磨くことができること、異なる価値観やバックグラウンドの人々と交流できること、勿論、就職活動でのアピールポイントになることも大きな理由である。幾つかのボランティアの実績を下記に紹介する。

[立川キャンパス(立川市)]

令和6年7月13日に隣接する東京都赤十字血液センター立川事業所において、立川市赤十字奉仕団入団式が挙行され、令和6年度は本学1年生9名が新たに入団した。立川市赤十字奉仕団は、日本赤十字社東京支部の下部 組織として都内区市町単位で組織されており、「人間を救うのは人間だ」をスローガンに活動するボランティア団体である。3年前から立川看護学部の学生が参加し、看護学生奉仕団として、同じ地域で暮らす住民の皆さんが、お互いを思いやり、支え合い、安心して暮らすことができる街づくりの一助となる活動等“地域から信頼されるナース”を目

点検・評価報告書 様式

指し、立川市赤十字奉仕団で活動する地域の皆さんと協働して取り組んでいる。立川市の関係者からは、地域防災訓練の支援、災害時の募金活動、応急措置訓練、立川市イベントの支援など本学学生の参加を通して、活気ある奉仕団活動に繋がっていると感謝の言葉をいただいている(根拠資料 7-24)。

[五反田キャンパス(品川区)]

五反田キャンパスにある看護学科地域健康づくり研究教育センターでは、夏季・秋季に学生のボランティア活動支援に力を入れている。令和6年10月13日には、品川区の認知症啓蒙活動の一環として開催された「オレンジフェスタ 2024」に医療保健学部看護学科より多くの学生が参加した。認知症当事者を含めた地域住民と協働し学生ならではの提案として、SNS 発信や認知症にまつわるクイズラリーといった積極的な活動が行われ、その様子は、品川区ホームページでも報告されている。この他、医療保健学部看護学科が参加したボランティア活動は以下の通りである。

- ・年間活動「青少年の性と健康を考え行動する会(2SK 会)」医愛祭、新宿区(歌舞伎町)等
- ・8月25日 あいおい夏祭り(五反田キャンパス周辺町内会主催の夏祭り)
- ・10月12日 せせらぎ祭り(品川区中延特別養護老人ホーム)
- ・10月27日 春光まつり(品川区ロイヤルサニー特別養護老人ホーム)
- ・11月3日 ファーム・エイド東五反田

参加した学生からは、「ボランティア活動では多世代の人たちや障がいを持つ人たちとの交流があり、他者とのコミュニケーションの取り方による難題にぶつかることがあったが、この経験を通じて、人とのコミュニケーションに自信が持つことができた」といった感想が寄せられ、活動の成果が出ていることを実感している(根拠資料 7-21)。

[船橋キャンパス(船橋市)]

船橋市地域包括ケア推進課や社会福祉協議会で実施している事業、1) 10月「八木が谷地区社会福祉協議会福祉まつり」、2) 11月「ふなばし健康まつり」、3) 12月「マナフェス 12月に」ボランティアとして、1)学生11名、教員1名、2)教職員4名と学生23名、3)学生50名、教員3名が参加した。いずれの活動においても、船橋市役所の関連課をはじめ、近隣自治会、社会福祉協議会等と連携を図り顔の見える関係構築を進めるとともに、学生にとっての貴重な学びの機会としている(根拠資料 7-22、7-23)。

⑤ 卒業生支援

・学部卒業生の就職先における状況を確認するとともに在学時の学修や課外活動の感想等を聞くために、平成22年度以降毎年度卒業生に対するアンケート調査を実施している(根拠資料 7-25【ウェブ】)。

例えば、千葉看護学部、和歌山看護学部卒業生の過去3年の就職先アンケートを令和5年8月に実施したところ、その回収率は47%であった。就職後悩んでいることや転職等の相談がある場合に、学生支援センターに相談するよう知らせており、就職後も卒業生と大学を繋ぐ貴重なツールとなっている。各学部学科・研究科教員と学生支援センターが緊密に連携を図って学生への修学支援、生活支援、進路支援(就職支援)等をはじめ学生の要望に対応した学生支援を適切に実施している。

[学生の基本的な人権の保障]

本学では、第3期中期目標・計画【計画39】において、学生支援の重要なテーマとして「学生の基

点検・評価報告書 様式

本的人権の遵守」を掲げ、日々進捗管理を行っている。【計画39】では、『「ハラスメントに関する取扱細則(令和6年4月1日改定)」に基づきハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対して、人権倫理委員会及び相談窓口、相談員を設置して適切に対処する。合わせて全学生・全教職員に「ハラスメント防止のためのガイドブック」を配布する』として、意識啓発及び周知徹底を図っている(根拠資料 7-26【ウェブ】、7-27)。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・ 本学では、学生が学業や生活面で抱える様々な問題に対して、きめ細やかな学生支援を実施している。令和4年度から始まった「第3期中期目標・計画」の年度計画の評価指標に基づき、学生支援の各目標に対し毎年度定期的な点検・評価を行っており、学生の満足度向上を目指している。学生の満足度は、学習意欲や将来の活躍に大きく影響するため、本学では、自己点検・評価、卒業時・卒業後アンケート、就職先アンケート、学生インタビュー、個別アンケート調査など、多角的な視点から学生の声を収集し、日々の活動をレビューしている。

・ 点検・評価結果について、学長や副学長等で構成される「内部質保証推進会議」や外部有識者も参画している「大学経営会議」での審議を経て「理事会・評議員会」において審議・承認されており、点検・評価結果を学内にフィードバックすることで、学生支援の質向上に日々努めているところである。また、点検・評価の結果、各部局等の取り組みについて改善等が必要な場合には、「内部質保証の方針」に基づき、学長は別途各部局長等に対し改善指示等を行うものとし、各部局長等は改善指示等に基づき改善策を講じた上で、その改善状況等を別途学長に報告することとしていることから、学長からの指示に基づき、関係する部局長及び全学委員会に対して、具体的な改善策等を報告することとした。これらの取り組みにより PDCA サイクルを構築し、本学の内部質保証システムの確立に努めている。

さらに、学生支援の内容を学外に公開し、社会からの意見を求めることで、透明性を確保するとともに、外部からの多様な視点を取り入れ、学生生活支援の改革を推進している。ちなみに、令和6年度9月の事務組織改正により、学生支援センターが新たなメンバーでスタートしたが、その際に、本学の学生自治組織である「学友会」メンバー約40名に満足度調査を実施した。その結果、教育研究を除く学生サービス全体の満足度は5点満点中 3.32 となっており、まだまだ改善の余地がある(根拠資料 7-28)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

グローバル化や AI の進展など、社会環境が大きく変化する中、日本経済の低迷が人々の不安感を増大させている。このような状況下において、本学は「生命・いのち」「思いやり」「人の絆」「愛」といった普遍的な価値観を大切にし、患者中心の医療を実践できる医療人育成に尽力している。これらの価値観は、単なる理念にとどまらず、本学の教育研究や学生生活のあらゆる場面におい

て具現化されており、学生たちが社会で活躍するための基盤となっている。本学は、建学の精神に基づき、「医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の要請に応える豊かな人間性と教養を備え、社会が抱える多様な課題に対して、新しい視点から総合的に解決できる人材を育成する」ことを目指している。理事長である田村哲夫が提唱する「自調自考」の教育理念は、本学の教育活動の中核を担うものであり、学生一人ひとりが自己を深く理解し、主体的に学び、成長することを促している。この理念に基づき、本学はリベラル・アーツ教育を重視し、幅広い教養と専門知識をバランス良く身につけられる教育環境を提供している。学生生活支援は、学生が安心して学業に専念し、将来社会で活躍できる人材へと成長するために不可欠なものであり、多様な支援策を組み合わせることで、学生一人ひとりのニーズに合わせた多面的サポートが提供できている点が強みである。

◇本学の特徴的な学生生活支援のまとめ

- ①経済的な支援: 本学独自のスカラーシップ制度、授業料免除制度、生活費支援
- ②学業面での支援: アドバイザーグループ制度、コンタクトグループ制度、ICT ツール支援
- ③心理的な支援: カウンセリング、メンタルヘルス相談窓口
- ④その他の支援: 就職支援、ボランティア活動の支援、多様性の尊重に基づく学生支援

一方、サービスを充実させるためには、財政を安定化し、積極的な再投資を行う必要がある。昨今の大学受験市場は人口減少により、市場は縮小し、競合大学との競争が激化する成熟市場となっている。学生に本学の魅力を訴求するためには、充実した学びの提供だけでは足りず、付随価値が重要であり、学生生活の充実と満足度の向上を期待される学生生活支援の役割は小さくなく、他大学との差別化は必須である。

しかしながら、ここ数年は投資を控えるモードにならざるを得ず、効果的な資金配分が課題である。人的資源についても、本学は7つのキャンパスに教職員が分散されており、各キャンパス完結、地域密着の事業運営というメリットがあるものの、リソースが分散していることが効率とコストの重複の観点で課題を抱えている。

情報の観点では、本学の学生支援サービスの良さを本学のステークホルダーに十分にお伝えできていない点が課題である。大学選びの意思決定に保護者や高校の先生、予備校など補助教育関係者といった人々が多様に関与しているが、それらの人が持つニーズについても、学生本人のニーズと同じように満たしていくことが重要になる。特に、近年は大学進学に保護者が積極的な関与をするようになったことや、学部が多様化し、学生本人では情報収集がしきれなくなったことから、彼らが意思決定に与える影響が大きくなる傾向にあり、本学のような中規模大学になればなるほど強くみられるため、学生だけでなく、意思決定に参加する関与者のニーズを把握することも重要となる。また、本学が提供している教育研究や学生支援サービスの価値が、外部の人に正確な情報として伝えきれていないことが課題である。

点検・評価報告書 様式

本学の学生支援に関する SWOT 分析は下記の通り。

**東京医療保健大学 学生生活支援
SWOT分析**

<p>強み (Strengths)</p> <p>①実践的な教育プログラム:臨床実習や多職種連携教育を重視し、学生が現場で即戦力として活躍できるスキルを養うカリキュラムを提供。最新の医療機器やICTシミュレーションツールを整備し、実践的な教育や学生生活をサポート。全学生にPC配布 ②複数のキャンパス:東京都内および近郊の立地(五反田、東が丘、立川、千葉、和歌山)により、多様な地域で教育と生活支援を提供し、学生にとって利便性が高い ③専門分野に特化したプログラム:看護学、助産学、NPなど、高度医療分野に特化した専門的な教育プログラムを提供し、高い専門性を持つ人材を育成 ④多様なキャリアを経験した人材で構成された事務組織</p>	<p>弱み (Weaknesses)</p> <p>①財政基盤の脆弱性:教育研究の高度化には継続的な投資が必要。安定した資金調達や経費削減が求められる ②スタッフの不足:教職員数が十分ではない、教育や学生支援において負担大。教職員のモチベーションや効率の向上が必要 ③分散したキャンパスの運営効率:キャンパスが複数の地域に分散しているため、運営効率が低下、リソースの最適な配分が課題 ④学生・教職員の大学に対するロイヤリティの向上 ⑤大学院の教育力の強化</p>
<p>機会 (Opportunities)</p> <p>①リカレント教育や社会人教育の需要増加:医療従事者のスキルアップやキャリアチェンジを支援するリカレント教育や社会人向けプログラムの提供により、新たな収入源を確保 ②地域医療との連携強化:地域医療機関との連携を強化し、実習先の確保や地域貢献活動を通じて大学の評価を向上させる ③デジタル教育の拡充:オンライン教育や遠隔学習の導入により、キャンパス外の学生にも質の高い教育を提供し、学生数を増加できる可能性がある。 ④キャリア支援企業との連携強化 ⑤産学連携強化(学研、京急など)</p>	<p>脅威 (Threats)</p> <p>①少子化による学生数の減少:日本全体の少子化により、学生の確保が難しくなり、入学者数の減少が収益に直結するリスク ②他大学との競争激化:他の看護系大学や医療系大学との競争が激化し、優秀な学生を引き付けるための差別化が必要 ③医療技術の進化による教育内容の迅速な更新要求:医療技術の進化が遅いため、教育内容の迅速な更新が求められ、常に最新の情報を提供するための質の高い教員確保が急務。 ④大学受験が様変わり:年内入試に軸足が移るが、受験生の基礎学力が低下し入学後の退学者・休学者増が経営にインパクト</p>

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上の現状分析を踏まえ、本学の学生支援サービスは、地域密着型・キャンパス主導型の親身な支援を強みとしつつ、更なる発展を目指している。最大の強みである「親身の学生生活支援」は、学生との適度な距離感を保ちながら、4年間寄り添うという点で、本学の差別化ポイントと自負している。しかし、複数のキャンパスへの分散は、非効率な事業運営や、学生・教職員間の交流不足、大学全体の統一感の欠如といった課題も孕んでいる。

これらの課題を解決するため、本学は教育研究 DX・事務 DX を推進し、時間・場所を超えたコミュニケーションや業務効率化を図っていく。特に、オンライン学習環境の充実や ICT ツールを活用した学生サポートや教育・研究システムの導入は、学生の学習意欲向上と個別指導の質の向上に大きく貢献すると期待される。

さらに、本学では設置の「全学学生生活委員会」を設置することで、各学部学科の学生支援サービスの連携を強化し、全学的な視点からの支援体制を構築できる。委員会では、学生の多様なニーズに対応するための新たな支援プログラムの開発や、学生同士の交流促進のためのイベント企画、クッドプラクティスの共有など、サービス改善の起爆剤にしたい。

また、学生の多様なニーズに対応し、効果的な支援を提供するためには、職員が専門性の高い知識やスキルを習得することが求められる。現状、本学の人的リソース不足をカバーするため、キャリア支援では、キャリア支援企業のリソースを積極的に活用するアクションをとっているが、将来的には、学内の就職担当者のスキルアップや資格取得を推奨することで、就活支援の充実を図る必要があると考えている。総務人事部とも協力しながら研修プログラムの充実に着手しなければならないと感じている。具体的には下記の検討を進めたい。

- ①外部講師による専門研修: キャリアコンサルティング、就職活動支援、キャリア開発理論など、専門性の高い外部講師を招き、体系的な研修を実施する

点検・評価報告書 様式

- ②内部講師による実践研修: 経験豊富な職員が、自身のノウハウを共有する実践的な研修を実施する。ロールプレイングやグループワークを取り入れることで、より実践的なスキルが身につけてもらう
- ③e-learning の活用 : 時間や場所に縛られずに、最新の知識やスキルを習得できる e-learning プログラムを導入検討する

最後に、学生募集の強化は、本学のブランド力向上が不可欠である。リニューアルした学報誌『KOKORO』や SNS を活用した情報発信に加え、オープンキャンパスや高校生向けの出前授業など、多様な広報活動を通じて、本学の学生生活支援の魅力を広く発信しなければならない。学生募集の安定化は、財政基盤の強化につながり、さらなる教育研究の充実や学生支援サービスの拡充が可能となる。具体的には、奨学金制度の周知強化や、キャリア支援サービスの再構築などを検討し、地域社会、産業界との連携を強化し、本学の学生支援サービスが、地域全体やステークホルダーの活性化に貢献できる取り組みを目指す。

点検・評価報告書 様式

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1001001.pdf
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学研究倫理基準	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0801001.pdf
東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0801009.pdf
備考：	

第8章 教育研究等環境(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

・本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するために、必要な施設・設備等の整備を図ること及び教育研究環境の整備・充実に努めること等を目標とした「東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画」(令和23年10月19日施行)に基づき、各学部・研究科等における施設設備の整備・充実に努めている(資料 8-1【ウェブ】)。

令和6年度においては、実施計画の一部改正を行い「令和6年度整備計画」を次のとおり定めている。

【令和6年度整備計画】

- 雄湊キャンパス体育館トイレのバリアフリー化工事。
- 世田谷キャンパス(臨床検査学専攻)の整備。
- 老朽化設備の更新・修理。
受電設備、空調設備、防火設備、衛生設備、昇降機設備等
- 外壁・防水補修工事。
東が丘本館・研究棟外壁補修工事
(5ヵ年計画の3年目、体育館側外壁工事)(令和5年度繰越)

〔平成30年度～令和6年度の整備状況〕

キャンパス	環境等整備状況
五反田	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚設備の更新・サテライト化(G203・204・206 教室) ・視聴覚設備の設置(体育館) ・照明器具のLED化 ・体育館屋根防水工事 ・本館受電設備の更新 ・本館バリアフリー(エレベーター、トイレ、スロープ、駐車場)化
世田谷	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚設備(A404 教室、A106・114・211・308・411 実習室)の更新 ・視聴覚設備のサテライト化(A202・203 教室) ・アクティブラーニング教室化(A402 教室) ・照明器具のLED化 ・外壁塗装・屋上防水及び別館窓枠改修 ・本館高圧ケーブル更新

点検・評価報告書 様式

キャンパス	環境等整備状況
国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚設備(HM201・301 教室、体育管)の更新 ・外壁塗装・屋上防水 ・冷房用ターボ冷凍機の変電設備の更新 ・エレベーターリニューアル ・自動火災報知機の更新
国立病院機構立川	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎増築 ・視聴覚設備のサテライト化(TM203・204・208 教室) ・体育館視聴覚設備の更新 ・体育館照明LED化 ・本館空調設備の更新
船橋	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚設備のサテライト化(201・216・217 教室) ・教室及び学生ホール拡張・サテライト化(101 教室・105 学生ホール) ・設備中央監視装置の更新 ・エレベーターリニューアル
雄湊・日赤	<ul style="list-style-type: none"> ・雄湊キャンパス 120 名教室整備(106 教室) 雄湊体育館バリアフリー化トイレ次年度に延期 雄湊事務室拡張 ・日赤キャンパス 助産学専攻科実習室整備
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット回線増強 ・不正アクセス検知遮断システム導入(L2Blocker) ・ネットワーク認証サーバクラウド化 ・学内サーバー(X-Point/OfficeHour/Desknet's)クラウド化 ・学内 LAN 更新(Wi-Fi 環境改善) ・学生用プリンターオンデマンド印刷導入 ・キャンパスプラン外部公開(シラバス)サーバー導入 ・メール、オフィスソフト更新(Microsoft365) ・ウイルス対策ソフト更新(ApexOne)

本学は、東京都内の4キャンパス(五反田、世田谷、国立病院機構(目黒区東が丘)、国立病院機構立川(立川市))及び千葉県船橋キャンパス、和歌山県雄湊キャンパス、日赤医療センターキャンパスの合計7にキャンパスに分かれている。それぞれのキャンパスにおいては、学部・学科、研究科等とも教育研究上の目的を達成するため、教育研究に支障がないように開学当初から学内LANを整備しており、教職員・全学生にパソコンを貸与して、デスクネットにより、教学に関する事項及び学内運営に関する事項等の各種情報の速やかな伝達等を行っている。校舎のライフライン等の老朽化対策(特に世田谷校舎)が課題となっており今後検討し整備に努めていく。バリアフリーに配慮した施設・設備に関しては、世田谷校舎別館のエレベーター設置、世田谷校舎別館廊下等の段差の整備について、今後検討し可能なものから整備していく。

また、本学は医療系の大学であることから、看護学科については法令に定める看護師等養成施設の基準、医療栄養学科については栄養士法に定める基準に基づき適切に施設・設備の整備・維持管理を行っ

点検・評価報告書 様式

ており、施設・設備の老朽化に対応して適切に整備を行っている。さらに、令和6年度新設の医療栄養学科臨床検査学専攻で使用する実習室として、臨床検査実習室、微生物学実習室及び生理学実習室の3実習室を世田谷キャンパスに整備し、臨床検査技師養成に必要な設備・備品を年次進行で整備していく。

校地・校舎・施設・設備の維持管理及び法令に基づく設備関係(防災設備、エレベーター、電気設備等)の点検整備については、資格を有する業者への委託を行うとともに、施設担当職員を配置して校地・校舎等の維持管理の万全を期している。また、法令に定める快適な環境の形成を図るとともに、衛生管理活動の円滑な推進を図るため、産業医・衛生管理者等を構成員とする衛生委員会を設置し、安全・衛生の確保に努めている。

さらに、各学部・学科、研究科等の実験・実習に当たっては、安全面での注意を徹底するとともに、実験・実習室及び設備の管理・責任体制の徹底を図っている。また、学生の主体的な学習支援のため図書館閲覧室等のスペース(ラーニング・コモンズ)の整備(空調増設等)に取り組んでいる。なお、オフィスアワーのための電子表示板を全キャンパスに整備しており、学生が教員の在室状況を確認いつでも修学や生活面の相談ができるようにしている。

・ 本学は、平成17年度の開学以来、全学生に対してPC貸与を行ってきており、先進的かつ積極的に ICT ツールを学習に活用する取り組みを行ってきた。令和2年度には、「東京医療保健大学DX 推進計画」をスタートさせ、各種遠隔授業配信システムや看護シュミレーションシステム等を積極的に導入するなど、先進的な教学ツールを迅速に取り入れ、学修環境のデジタル化を進めてきている。

令和3年9月1日から「デジタル社会形成基本法」が施行されるにあたり、同年6月18日付で「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されたが、同計画では、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX: Digital Transformation)として、「教育現場におけるデータの利活用の促進」、「教育ビッグデータの利活用に向けた環境整備」、「対面とオンラインのハイブリッドによる学びの実現」という三本柱が示された。本学における教育DXの推進については、令和2年5月8日に全学教務委員会で策定した「中長期的な授業運営に向けた論点整理」で掲げ、同年7月7日の改訂に伴い「東京医療保健大学DX推進計画」として定義した。その基本的な考え方は「新しい生活様式における授業運営方針2021年度版」でも継承し、本学が行うDXが感染拡大防止にとどまらず、教育の質向上の一環として行われるものであるとの位置づけを明確にした(根拠資料 8-2、8-3)。

さらに、DX化を一過性の取り組みにすることなく、本学の学びのイノベーションに繋げていくため、令和4年度を初年度とする第3期中期目標・計画の【計画45】では、「多様な価値観を尊重し、一歩先を歩み続ける医療を支える一歩先の教育を実現するため、DXによる基盤強化により学修者本位の多様な教育の提供、学びの質の向上を図る」と計画を設定し、日々進捗状況を確認しながらDX化の強化を行っているところである。さらに令和5年度には大学ビジョンにDX推進を追加して活動の加速を図っている。

ネットワーク環境に関しても、動画コンテンツ視聴や遠隔講義に参加する講義の増加と共に、広帯域の環境が必須となっている。このようなデジタル化に対応するため、本学の資金と補助金を活用しながら、Wi-Fi 環境の全学的整備が進み、どのキャンパスにおいても快適な接続性が確保できている(根拠資料 8-4)。

点検・評価報告書 様式

本学の中期目標・計画の実現においては、学長のリーダーシップの下、DX化を推進する体制が不可欠であることから、本学では、令和4年4月に「学長戦略本部」を設置し、これまでであった総合研究所、IR推進室及び学修基盤推進室を「学長戦略本部」の常置組織に組み込むことでより機動力のある組織体制を整備した。学修基盤推進室は、既存のICT関連システムや学部・学科からの要望に基づき、ICTツールの導入及び維持管理を行っている。学修基盤推進室の主な取り組みは、DX推進を担うDXマネージャー勉強会の開催、学内のグッドプラクティスを紹介する事例勉強会の開催、各種ICTツールの紹介、講義で利用するICTツールの要望の取りまとめと調達等を行っている。

併せて、学長戦略本部の臨時組織として教学「マネジメント・DX推進チーム」を発足し、教学マネジメントに係る企画、立案、調整、提言等を行うことで、本学のDX推進のドライブ役を努めている(根拠資料 8-5【ウェブ】、8-6【ウェブ】、8-7、8-8、8-9【ウェブ】)。

本学はすでに説明のとおり、5学部7学科が各地に分散したキャンパスで教育・研究活動等を行っているが、前記の組織が常置される以前は、各学部・学科がある意味独自にICT授業ツールを購入する状態が続いていたため、主に5看護学部学科で利用されるICT授業ツール(下図参照)が不揃いの状況が散見された。そこで令和3年度より、全学で利用する授業ツールの最適化、コストの最適化、対面講義の継続の各観点から学修基盤推進室で予算の配分も含めたICT授業ツール要望調査と査定を行い、コストの全体最適化と整理集約を実現している(根拠資料8-10、8-11)。

【令和6年度 ICT 授業ツール】

2024年度ICT授業ツール (採用)

医療保健学部 看護学科		東が丘看護学部 看護学科		立川看護学部 看護学科		千葉看護学部 看護学科		和歌山看護学部 看護学科	
Zoom教員数 (56)	Zoom	Zoom教員数 (16)	Zoom	Zoom教員数 (28)	Zoom	Zoom教員数 (58)	Zoom	Zoom教員数 (36)	Zoom
				F.CESS	英和システムマネージメント			F.CESS	英和システムマネージメント
Nursings skills	エルゼビア	Nursing Skills	エルゼビア	Nursings skills	エルゼビア	Nursings skills	エルゼビア	Nursings skills	エルゼビア
Medi-EYE	㈱Medi-LX	Medi-Eye	㈱Medi-LX	Medi-EYE	㈱Medi-LX	Medi-Eye	㈱Medi-LX	Medi-EYE	㈱Medi-LX
vSim for Nursing	Laerdal Medical	vSim for Nursing	Laerdal Medical			vSim for Nursing	Laerdal Medical		
ナーシングチャンネル	東京サウンドプロダクション	ナーシングチャンネル	東京サウンドプロダクション	ナーシングチャンネル	東京サウンドプロダクション	ナーシングチャンネル	東京サウンドプロダクション	ナーシングチャンネル	東京サウンドプロダクション

2024年度ICT授業ツール (採用)

医療保健学部 医療栄養学科		医療保健学部 医療情報学科		図書館					
Zoom教員数 (15)	Zoom	Zoom教員数 (16)	Zoom	Zoom	Zoom	Zoom教員数 (7)	Zoom	Zoom教員数 (10)	Zoom
LSS (教育支援プラットフォーム) 国家試験) 同時40??)	SATT株式会社	C&C トータルサポートシステム	ケアアンドコミュニケーション(株)	系統別看護師国家試験問題Web (全学)	医学書院			Nursings skills	エルゼビア
栄養navi	東洋システムサイエンス	PacketIX VPN	SoftEther						
		InterSystems Caché	InterSystems						

また、少し遡るが、令和2年度においては、学修成果の可視化や学修者本位の教育実現のためにデジタルを活用する大学を選定する文部科学省「デジタルを活用した大学高専教育高度化プラン」(plus-DX)に採択され、令和3年には「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DXをけん引する高度専門人材育成事業」、「ヘルスケア産業のイノベーションを加速し well-beingに貢献するデジタル人材の育成」等が採択され、デジタル関係で約1億円規模の補助金を連続して獲得することができた。このことは、本学のDXの取り組みが社会的に高く評価されたエビデンスといえる。それに加え、コロナ禍になる前からラーニングマネジメントシステム(LMS:

WebClass)の導入検討を開始していたこともあり、コロナ禍における外出禁止という前代未聞の状況においても、講義コンテンツ(教材)作成・配信や定期試験、レポート提出、担当教員と学生の連絡など時間と場所を意識しなくても講義が展開できるようになった。しかも、これまでは、各学部学科でバラバラの仕組みを使っていたところを、全学で同じ LMS システムを利用することとなり、学修ポートフォリオの作成、学修プロセスのグラフ化など学修成果の可視化にも効果がでていいる。LMS から得られる全学的な学びの履歴や利用状況のデータは IR とも連携し、本学の教育研究の改善に繋げている。

教育の質保証のため体制を強化することは、本学が教育事業を継続する上で必要条件である。本学で採用したラーニングマネジメントシステムである WebClass(日本データパシフィック社)は、教務システム CampusPlan(システムディ社)と連携が容易である。その利点を生かして、CampusPlan の成績情報と WebClass の学習状況可視化機能をカスタマイズしてディプロマ・サブリメントを交付できるようにした(令和3年運用開始)。学生自身や社会に対し、在籍中、卒業・修了時の学修成果を客観的に提示することにより、学位の透明性を高めることを目的として、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー「DP」)で掲げた到達目標への達成度を、レーダーチャートにより表現するディプロマ・サブリメントを学生のみならず保証人にも半年に1回公開し、教育の質の改善を行っているところである。

さらに、学修成果を保証人と情報共有するために、半期毎に「成績通知表」を全ての保証人に郵送して送付を行っているが、令和7年4月以降は、WEB 情報共有ツールである CampusPlan オプション機能の「アンシサイト」を運用予定である。成績通知書の公開や各種連絡ツールとして利用を開始し、将来的には出席状況なども可視化する。保証人にも学生の学習成果を可視化することで、大学、学生、保証人が三位一体となって将来の進路決定することできると共に、学生の学習状況が思わしくない場合にも、早期に打ち手がとれるため、退学や休学の防止にも貢献できる(根拠資料 1-1【ウェブ】、8-12)。

・ 教職員、学生の情報倫理の確立に関する取り組みについては、本学が保有する個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め、個人情報の収集、管理及び利用に関する本学の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的に「個人情報保護に関する規程」を適宜改正し、情報倫理の確立に取り組んでいる(根拠資料 8-13【ウェブ】)。

さらに、令和5年度より、本学で扱う情報および情報システムを対象に「情報セキュリティ対策基本方針」を定めるとともに、本学の保有する情報の保護と活用及び情報セキュリティ水準の適切な維持向上を図るため、「セキュリティ対策基本規程」に基づいて、セキュリティ対策に取り組んでいる(根拠資料 8-14【ウェブ】)。

現在、本学は全教職員・全学生へPCを貸与しており、PC無しには大学教育が成り立たない環境である。こうした中、円滑な大学(授業)運営を行うにあたり、情報セキュリティ対策の一環として情報リテラシー向上が重要視されており、教職員に対しては令和5年度より情報セキュリティに関する e ラーニング教育を実施している(根拠資料 8-15【ウェブ】)。

点検・評価報告書 様式

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

・ 7キャンパス(五反田、世田谷、国立病院機構、国立病院機構立川、船橋、雄湊、日赤和歌山医療センター)には、それぞれ附属図書館を設置しており、本学の教育理念・教育目標・教育目的を支えるため、図書・学術雑誌・電子媒体等の充実と学修環境(学修閲覧室等)の整備を図るとともに、学生・教職員の利用者に対する利用サービスの維持向上に取り組み、さらに地域開放にも努めている。図書館の利用サービス業務に従事する各キャンパスの附属図書館職員の配置状況は次のとおりである。

図書館職員等配置状況

R6.4.1 現在

図書館の名称	専任職員数	業務委託及び派遣によるスタッフ数	年間開館日数
附属世田谷図書館	平成17年度から1人配置	2人	260日
附属五反田図書館	平成25年度から1人配置	4人	272日
附属東が丘図書館		3人	271日
附属立川図書館		3人	263日
附属船橋図書館	平成30年度から1人配置	3人	269日
附属雄湊図書館	平成30年度から2人配置		265日
附属日赤和歌山図書館	令和元年度から2人配置		267日
計	7人配置	15人	—

注)1. 専任職員及び業務委託によるスタッフは、全員、司書の資格を有している。

2. 開館時間 月～金 : 9:00 ~ 20:00
 土 : 9:00 ~ 17:00
 夏季等休業期間 : 9:00 ~ 17:00
 日・祝祭日 : 休館

また、各学部、専攻科、研究科の新入生に対し、図書館利用方法、図書館システム・利用申請手続き、蔵書検索・データベースによる論文検索・文献入手方法等の図書館利用に関するオリエンテーション及び図書館ガイダンスを実施している。

〔図書館利用サービス〕

- a) 図書館管理システムにより館内資料は全てコンピューター検索ができ学内外から検索が可能となっており、「マイライブラリ」機能により利用者が貸出中の資料や文献複写の取寄状

点検・評価報告書 様式

況確認、検索結果の保存ができるようシステムのアップグレードを行い、検索をスマートフォン対応に切り替えた。

- b) 図書館機能と電子図書館機能を有機的に結合した図書館を目指し以下のとおりデータベースを積極的に導入している。
- ア) 国家試験対策として「系統別看護師国家試験問題＋保健師国家試験問題 WEB 法人サービス」
 - イ) 新聞記事データベースとして朝日新聞オンライン記事データベース「朝日新聞クロスサーチ」、新聞・雑誌記事データベース「日経テレコン 21」
 - ウ) 文献情報データベースとして医学文献情報データベース「医中誌 Web」、科学技術文献情報データベース「J-DreamⅢ」
 - エ) 論文をダウンロード可能な電子ジャーナル機能を持つデータベースとして医学論文データベース「メディカルオンライン」、医学関係雑誌論文データベース「EBSCOhost」、看護論文データベース「最新看護索引 Web」
 - オ) EBM のためのエビデンス情報データベース「Chochran Library」
 本学が契約している「EBSCOhost」は、CINAHL Complete と MEDLINE with Full Text のデータベースで構成され、特定雑誌の英語論文全文の利用が可能となっている。
- c) 医学書院の電子ジャーナル「Medical Finder」を導入し、看護系雑誌、看護系学会誌の日本語論文の全文を提供している。この他に教員の要望を聴取し、Wiley データベースモデル・ScienceDirect・Ovid といった外国学術雑誌の電子ジャーナルを導入し提供している。
- d) 現在、電子書籍「紀伊國屋書店 NetLibrary」と丸善電子書籍「MARUZEN eBook Library」の電子書籍プラットフォームを導入しており、医療・栄養・看護・情報分野の電子書籍について学内 LAN 経由で全キャンパスにおいて閲覧・印刷・PDF ファイル送信が可能となっている。
- e) 在宅学習のために「系統別看護師国家試験問題＋保健師国家試験問題 WEB 法人サービス」、「医中誌 Web」、「J-DreamⅢ」「メディカルオンライン」、「MedicalFinder」「EBSCOhost」、「最新看護索引 Web」、「MARUZEN eBook Library」について大学外からも利用できるリモートアクセスを提供している。

〔図書館書架の体系的・目的別整備、書架案内掲示を見やすくする等の利用サービス〕

図書館では、日本国内の図書館で広く利用されている日本十進分類法を採用し主題に合わせて分類順に配架している。また、大学のシラバスにおいて教科書・参考図書として指定されている図書を推薦図書として別置しているほか、国家試験対策に合わせて特設コーナーを設け利用者の便宜を図っている。

各館ごとに案内図を掲示し書架の主題に合わせた分類を表示することで主題から該当する図書がどの書架にあるのか確認できるようにしている。

世田谷図書館には差替式書架サインを導入し、各書架にある資料の分類を実情に合わせて更新可能としている。

学生は、全キャンパス図書館の蔵書を閲覧・貸出利用できるようになっており、キャンパス間での取寄せ利用を行うことができる。

点検・評価報告書 様式

〔地域開放〕

- a) NTT 東日本関東病院図書館と相互利用協定を結び、病院図書館利用者は附属五反田図書館の資料閲覧及び複写が利用できる。
- b) また、世田谷区教育委員会と附属世田谷図書館で相互利用協定を締結し、世田谷区民は附属世田谷図書館、附属五反田図書館、附属東が丘図書館の資料閲覧及び複写が利用可能であり、かつデータベース・電子ジャーナルの利用もできる。
- c) 図書館ホームページ「利用案内」に学外利用者のための利用案内の項目を整備し受付方法や利用時間、利用できるサービス等の条件を公開した。
- d) さらに、千葉県看護職員研修事業「実習指導者講習会」の受講者である千葉県の保健師・助産師・看護師は、附属船橋図書館の資料閲覧、貸出及び複写が利用できる。
- e) 和歌山看護学部の附属雄湊図書館が和歌山地域図書館協議会へ加盟したことにより、加盟館利用者の和歌山地域住民は所定の手続きにより来館利用(館内利用)ができる。また和歌山県立図書館「和歌山県内図書館横断検索」を通じて附属雄湊図書館と和歌山県内の他の図書館・図書室の蔵書を一括して検索できる。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等)。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

・本学の研究に対する基本的な考えは、「東京医療保健大学ビジョン」に掲げている「高度化・複雑化する医療保健分野を支え更に発展させるため、現在及び未来の社会が抱える諸課題を克服し、世界の医療保健をリードできるよう、先進的な研究活動を推進」していくことである(根拠資料1-7【ウェブ】)。

そのため、教員の研究活動について、その振興と円滑化を促進していくこととしており、研究倫理・研究活動の不正防止に関する規程を定め法令等遵守するとともに教員個人研究費を措置している。また、研究成果の発表を行うため「東京医療保健大学紀要」を毎年度発行している。なお、教員の採用においても採用された教員の論文数の業績が少ない場合には採用後論文を発表していくよう奨励している。このような考えに基づき、教員の研究活動を促進するための具体的方策について、以下のとおり取り組んでいる。

- a) 本学においては、教員の教育研究活動の促進を図るために個人研究費を設けて研究の実施に必要な経費、図書費、学会参加の出張費用等を支援しており、予算を有効に活用できるよう予算の上限額を設定し翌年度繰延を認め支援をしている。

(単位:円)

	教授	准教授	講師	助教	助手
単年度予算額	617,500	522,500	427,500	237,500	142,500
繰延予算上限額	967,500	822,500	677,500	387,500	242,500

点検・評価報告書 様式

b) さらに、教育研究の活性化を図るための各教員への研究費配分の見直しの一環として、教育の質の向上等に取り組む教員及び組織等を支援するため平成26年度から大学全体の教育研究経費の中から学長裁量経費 5,000 千円を措置している。令和6年度においては、学内公募により申請があった教育の質の向上等に関して優れた取り組み27件を採択して配分しており、透明性を確保するため、配分決定額及び配分可否理由を学内に公表するとともに大学経営会議に報告している。なお、学長裁量経費の配分を受けた教員及び組織等は、教育の質の向上等の取り組み状況及び評価を明記した報告書を、令和6年末までに学長に提出することとしており、提出された報告書は学部長等会議等に報告することとしている。

なお、令和7年度予算編成方針に基づき、外部研究費の申請率の向上等を促進するため、令和7年度以降の個人研究費の配分額の見直しや科学研究費の応募等状況によりインセンティブを付与する等の個人研究費制度改革を実行することとした(根拠資料 8-16)。

c) 本学においては、大学ビジョン4で掲げている先進的な研究活動を推進することを目的に「東京医療保健大学の研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制の整備に関する要綱」を令和6年3月に制定した。

同要綱により、産学連携の推進を今まで以上に大学の方針として明示するとともに、研究推進の方向性を示す組織として学長戦略本部に「研究力強化会議」を設置した。またインテグリティの観点から、連携協定を締結するための手続き、特に経済安全保障の観点から海外機関との提携する際の手続きを明確化した。

これらの規程整備後、国内においては学研グループ(株式会社 GAKKEN、株式会社学研メディカルサポート)との包括連携協定を締結することとし、12月に同社ビルにて協定式を実施した(根拠資料 8-17【ウェブ】、4-13【ウェブ】)。

d) 各学部における研究費総額の中に占める科学研究費補助金・各種団体の研究助成・受託研究費・奨学寄附金等外部資金の割合は、令和5年度では概ね 27.9%となっている。今後、各教員の教育研究力の向上に伴い、研究費の更なる拡充を図る観点からも、科学研究費補助金等外部資金の積極的な確保について、引き続き教員への意識啓発に努めていく(大学基礎データ表 8)。

研究費総額に占める学外からの研究費の割合

(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
研究費総額	256,503	100.0%	211,624	100.0%	200,106	100.0%
学内経常研究費	123,645	48.2%	147,315	69.6%	144,298	72.1%
学外からの研究費	132,858	51.8%	64,309	31.9%	55,808	27.9%
政府もしくは政府関連法人からの研究助成金	34,807	—	16,181	—	22,323	—
科学研究費補助金	42,691	—	28,079	—	24,958	—
民間研究助成金	11,000	—	2,924	—	495	—
奨学寄附金	11,500	—	6,700	—	2,301	—
受託研究費	3,560	—	7,152	—	4,351	—
共同研究費	29,300	—	3,273	—	1,380	—

点検・評価報告書 様式

- e) 科学研究費補助金の積極的な申請を奨励するため、毎年度外部講師を招いて説明会を開催している。令和6年度においては、5月28日(火)午後5時～午後6時20分オンライン(Zoom)により、千葉大学医学部附属病院医療安全管理部教授の相馬孝博先生を講師として招聘し、「科研費を獲ろう」と題して開催した。説明会は、教員のFD活動及び職員のSD活動の一環として全教職員等に参加を呼び掛けており、当日は過去一番の185名の参加者があった。科研費制度の現状や科研費申請書の書き方などの内容を取り扱い、終了後のアンケートでは、科研費の申請に関わらず、「研究を行う上での鉄則が大変分かり易く参考になった」、「今回講演いただいた内容は、科研費に対応するだけでなく、研究計画を進める上で日頃から大事なことだと実感した」など、来年度も説明会の開催を希望する等の感想が多数あり有益な説明会となった(根拠資料 8-18)。
- f) このほか、教育研究の質の向上及び活性化を図るため、教員の教育研究活動等の実績・成果を評価し処遇に反映させることとし、平成27年度から教員評価を実施している。教員評価においては「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の業績が、特に顕著であると認められる教員に対して、理事長が学長からの上申に基づき教員表彰を行うこととしており、学長は教員表彰を受賞した教員のうち業績が特に顕著な教員に対して、インセンティブを付与するため学長裁量経費の中から特別教育研究経費を配分することとしている。令和6年度は、10名の教員について学長からの上申により理事長から表彰を受けるとともに、学長裁量経費の中から特別教育研究費を措置した。
- g) 教育研究活動を支援するティーチング・アシスタント(TA)については、優秀な大学院生を対象に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会の提供を図るとともに、学生の処遇改善に資することを目的として「ティーチング・アシスタントに関する規程」を定め取り組んでいる。
- h) 研究室の整備は、講師・准教授・教授は個室、助教・助手は共同研究室として整備している。
- i) 研究倫理面においては、本学の教員及び研究者が行う「ヒトを直接対象とする研究」について生命の尊重、個人の尊厳の保護等に関する倫理的配慮及び個人情報保護を図る観点から、「東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理基準」に基づき、学長の責任のもとで全学委員会である「東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理委員会」を設置しており、研究者・院生からの申請に基づき調査・審議を行い、その研究の可否について適正に判定を行っている。研究倫理審査に当たっては、外部の意見等を反映することにより透明性を図り、もって社会に対する説明責任を果たす観点から、全学部の学内委員21名に加え学外の有識者4名を委員に委嘱しており、研究倫理に係る審査の適切性を図っている。令和6年度からは倫理審査の手続きの効率化及び利便性を高め、迅速な倫理審査を推進するため、「ヒトに関する研究倫理審査申請システム」を導入した(根拠資料 8-19【ウェブ】、8-20【ウェブ】、8-21)。

点検・評価報告書 様式

〔ヒトに関する研究倫理審査・承認件数〕

	(令和4年度)	(令和5年度)
専任教員に係るもの	49件	58件
院生の課題研究等に係るもの	94件	111件
学部学生の卒業研究に係るもの	21件	30件
計	164件	199件

・平成27年度に日本学術会議が定めた「科学研究における健全性について」(平成27年3月6日制定)に基づき「東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定・施行(平成27年5月13日)するとともに「東京医療保健大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」を制定・施行(平成27年7月15日)し、教職員に周知徹底を図るとともにホームページ及び学内のデスクネットの規程集に掲載し常時閲覧できるようにしている。このほか「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定)」、「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-(テキスト版)についてもホームページに掲載している。

なお、研究者に対する研究倫理教育の徹底を図るため、本学では毎年度定期的に研究倫理教育に関する研修会を教職員、大学院生等対象に実施しており、令和6年度は前年度に引き継ぎ、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター臨床研究支援部 研究員の有江文栄氏に、「医学系研究における倫理指針と研究不正問題 -よくある疑問にお答えします-」と題してオンライン(Zoom)で開催し、当日は275名(事前参加申込者数316名)の過去一番の参加者数となった。また動物実験についても倫理的かつ適正に実施するため、東京医療保健大学動物実験規程を定め、毎年外部の専門家を招聘し講習会を行っている。ここ数年は東京大学本部ライフサイエンス研究倫理支援室の三浦竜一教授(公益社団法人日本実験動物学会人材育成委員会委員長)を講師に、動物実験講習会(教育訓練)を開催している。動物実験に関する情報(動物実験計画、教育訓練の内容・参加人数、使用した動物の種類・飼養数、自己点検・評価等)はホームページで公表している。

なお、令和5年度は本学初めての外部調査員による外部検証を受検し、検証結果については本学ホームページで公表している。

研究倫理教育に関しては、文部科学省が指定する研究倫理教材として日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」が常時ホームページ上で利用可能となっており、今後も教職員、院生等に対し引き続き意識啓発等を図るとともに取り組みに万全を期していく(根拠資料 8-22【ウェブ】、8-23【ウェブ】、8-24【ウェブ】、8-25【ウェブ】、8-26、8-27【ウェブ】、8-28【ウェブ】)。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

点検・評価報告書 様式

・ 本学の建学の精神、理念・目的を達成し、教育研究等を円滑に遂行するため、各学部・学科、研究科等における教育研究組織の整備・充実に配慮した適切な施設・設備について「環境整備に関する実施計画」に基づき、計画的な整備を図るとともに、教育研究等の環境整備について、学生の「学修に関する実態調査」の結果や、「学部教務(カリキュラム)委員会」等の意見を踏まえ点検・評価し、課題を把握している。

また、本学では、建学の精神、「環境整備に関する実施計画」等に基づき、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定し、その第8章では教育研究等環境として、教育研究活動に必要な施設・設備の整備、DXの推進等について、具体的かつ実現可能な内容を盛り込むとともに、客観的な指標に基づき点検・評価が可能な年度計画を併せて策定し、毎年度計画的に推進している。年度計画の点検・評価については、関係部局において各計画ごとの達成状況等を当該計画に記載した評価指標等を用いて点検・評価した上で、部局が実施した点検・評価結果を副学長が委員長を務める「全学自己点検・評価委員会」で検証した上で、「点検評価・報告書」として取りまとめ、学長に報告する。さらに、学長が議長を務める「内部質保証推進会議」において、「全学自己点検・評価委員会」の評価結果を更に全学的見地から評価を行い、その後「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」において承認され、速やかにウェブサイトにて公表を行っている。

・ 点検・評価の結果、各部局等の取り組みについて改善等が必要な場合には、「内部質保証の方針」に基づき、学長は別途各部局長等に対し改善指示等を行うものとし、各部局長等は改善指示等に基づき改善策を講じた上で、その改善状況等を別途学長に報告することとしていることから、学長からの指示に基づき、関係する部局長及び全学委員会に対して、具体の改善策等を報告することとした。これらの取り組みによりPDCA サイクルを構築し、本学の内部質保証システムの確立に努めている。

また、これらの手続きを得て作成された「点検・評価報告書」については、「外部評価委員会」において質疑応答を行い、委員からご指摘いただいた事項は次年度の計画等に反映することで、教育研究活動等の継続的な改善等を図っている(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

したがって、点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の教育研究環境については、施設・設備等の整備のみならず、主な実習教育機関として、わが国の最先端医療を実施している中核医療機関である「NTT東日本関東病院、独立行政法人国立病院機構東京医療センター、同機構災害医療センター、独立行政法人地域医療機構船橋中央病院及び日本赤十字社日赤和歌山医療センター」との力強い連携・協力の下に、学生を育てようとの共通の意識が醸成されており、教育上の問題点や課題の解決に対処する環境が空間的にも整っている。これにより、学生は最新の高度な知識・技術を学ぶことができている点が長所と言える。

本学はDX化を一過性の取り組みにすることなく、学びのイノベーションに繋げていくため、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定し、日々進捗状況を確認しながらDX化

点検・評価報告書 様式

の強化を行っている。さらに令和5年度には大学ビジョンにDX推進を追加して活動の加速を図っている。また、教学に関する事項及び学内運営に関する事項等の情報の速やかな伝達のため、学内システムのデスクネットを活用している。また演習室(ゼミ室)、グループワーク室及び体育館等の施設の使用についてもデスクネットにより管理することで、他キャンパスからも予約が可能となっており、施設の効率的使用に貢献している。

教員の研究活動について、その振興と円滑化を促進するため、研究倫理・研究活動の不正防止に関する規程を定め法令等遵守するとともに教員個人研究費を措置している。また、研究成果の発表を行うため「東京医療保健大学紀要」を毎年度発行している。教員の採用においても採用された教員の論文数の業績が少ない場合には採用後論文を発表していくよう奨励している。このような考えに基づき、教員の研究活動を促進している。

問題点としては、本学の教育研究等の環境整備においては、教育理念・目的の達成に向けて「環境整備に関する実施計画」を策定し、計画的に推進しているが、本学の財務状況からライフライン等の老朽化対策(特に世田谷校舎)が課題となっており、今後対応方策について検討し計画的整備に努めていく。

また、本学は平成17年度の開学以来、全教職員・全学生へPCを貸与しており、PC無しには大学教育が成り立たない環境である。この点は本学の長所でもあるが、円滑な大学(授業)運営を行うにあたり、情報セキュリティ対策の一環として情報リテラシー向上が重要視されていることから、教職員に対しては令和5年度より情報セキュリティに関する e ラーニング教育を実施している。学生に対してはカリキュラムに情報リテラシー教育を組み込んでいるが、1年次で終了するため、2年次以降における継続した情報リテラシー向上施策を行うことが課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「第3期中期目標・計画」及び「環境整備に関する実施計画」を策定し、これに基づく年度計画を着実に実施することとしており、厳しい財務状況の下ではあるが、DXの推進をはじめ、教育研究環境整備に取り組んでいる。また、教育研究活動支援の取り組み(個人研究費の措置、教員の研修の機会、学会出張の支援、科研費等外部資金の獲得支援等)や図書館機能についても整備充実に努めており、さらに教員の研究倫理について法令の遵守に取り組んでいる。

令和7年度は、学生に対する情報セキュリティ対策の内面化を推進すると同時に、全学的に更なる情報リテラシー向上の実現を図ることとして、情報リテラシー教育が終了する2年次生を対象に、教職員同様の情報セキュリティに関する e ラーニング教育の実施を予定している。

今後も、医療分野の時代の要請に応え、教育研究の充実のための課題を洗い出し、施設・設備等の環境整備に計画的に取り組んでいく。

点検・評価報告書 様式

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
東京医療保健大学の社会連携・社会貢献に関する基本方針	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/1/renkei.pdf
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献(本文)

評価：◎・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

・本学では、建学の精神、理念目的及び大学ビジョンにおいて、医療系の大学として学部・研究科等の教育・研究の充実・発展を図るとともに、医療・健康・保健面での社会貢献を積極的に推進し、地域との連携・協力を組織的に推進することを重要な使命としており、「社会連携・協力に関する基本方針」に基づき、医療・健康・保健面において地域を指向して教育・研究・社会貢献活動を推進するとともに、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図るなど、医療系の大学として地域社会の活性化に貢献しており、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」の第9章において、社会連携・社会貢献活動に係る全学的な取り組み及び各部局での取り組みを具体的かつ実現可能な内容として盛り込むとともに、客観的な指標に基づき点検・評価が可能な年度計画を併せて策定し、毎年度計画的に推進している。

この「社会連携・協力に関する基本方針」並びに「第3期・中期目標計画」における社会連携・社会貢献に係る取り組み及び公開講座、社会講座に関する情報はウェブサイトにて広く社会に公開している(第1章基本情報一覧「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」、本章基本情報一覧「社会連携・社会貢献に関する方針」、根拠資料 2-14【ウェブ】)。

本学の看護学部・看護学科設置の経緯においては、わが国の最先端医療を実施する中核医療機関の附属看護専門学校等を引き継ぎ、また地方公共団体からの設置要請に基づき、それらが有していた施設等の資源を有効に活用することで4年制大学を設置しているところが特徴であり、それら中核医療機関や地方公共団体等とは、これまでの歴史的経緯を含め強い連携協力体制を構築している。

医療保健学部看護学科は、NTT 東日本関東病院附属高等看護学院が平成17年度募集停止され、新しい時代のニーズに対応する看護師養成を4年制大学となる本学に委ねられる形で学科を設置した。

東が丘看護学部看護学科は、独立行政法人国立病院機構東京医療センター附属東が丘看護助産学校が平成22年度募集停止され、また、立川看護学部看護学科は、平成23年3月11日東日本大震災が発災した際に、災害時における看護師の役割が重要視されたことを契機に、独立行政法人国立病院機構災害医療センター附属昭和の森看護学校が平成27年度募集停止され、それぞれ看護師養成の機能を4年制大学となる本学に委ねられる形で学部・学科を設置した。

千葉看護学部看護学科は、千葉県では急速に少子高齢化が進み、特に船橋市が含まれる東葛南部保健医療圏は、今後県内でもっとも急速にヘルスケアニーズが高まると予測されている中で、独立行政法人地域医療推進機構には船橋中央病院附属看護専門学校が設置されているが、かねてこれを4年制大学に転換して新しい時代の看護師養成を実現したいとの希望があったことを契機に、看護専門学校が平成30年度募集停止され、4年制大学となる本学に委ねられる形で

点検・評価報告書 様式

学部・学科を設置した。

和歌山看護学部看護学科は、「和歌山まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、和歌山県、和歌山市は、県内の若年層の県外流出傾向に歯止めがかからず、かねてから地域を活性化するためにも私立系看護大学の誘致を計画しており、本学は当時の県知事からの強い要請を受け、和歌山県内で最も機能性の高い病院との連携を条件に、日本赤十字社和歌山医療センターと連携することとなり、併せて同センター付属和歌山赤十字看護専門学校が平成30年度募集停止され、新しい時代の看護師養成を実現することとして4年制大学となる本学の学部・学科の設置につながった。特に和歌山看護学部の設置は、国の地方創生の取り組みに貢献する事業として、文部科学省においても好事例として紹介されている(根拠資料 3-5)。このように本学の看護学部・看護学科設置そのものが、最大の社会連携・地域貢献活動であると言える。

また、大学が所在する品川区、世田谷区、目黒区、立川市、千葉県・船橋市及び和歌山県・和歌山市並びに地元企業、関連病院等や地域の各種団体等との共催・後援による連携事業について、大学及びそれぞれの部局において積極的に実施している。

全学的な取り組みとしては、各キャンパスが所在する県・区市と連携して「全学公開講座委員会」がそれぞれの地域の事情等考慮しながら企画・立案した公開講座を、平成18年度以降コロナ禍での一部のキャンパスでの未開催を除き毎年度開催している(以下、各キャンパスでの事例において説明あり)(根拠資料 9-1)。

また、地元企業との連携については、学長戦略本部の総合研究所において「東京医療保健大学の研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制の整備に関する要綱」に基づき、学長は、外部資金を獲得する上で必要と認めるときは、理事長の承認を経て、本学と公的機関や民間企業等との包括提携協定、秘密保持契約その他の締結を行うことができることとしていることから、学長戦略本部の総合研究所を拠点として、企業等との連携・協力体制を構築することとして、特に、学研グループ(株式会社 GAKKEN、株式会社学研メディカルサポート)と本学は、いずれも本社(部)所在地が「五反田」であることに加え、多くの教員が既に図書の制作やセミナーの開催等により個別に接点を持つなど、良好な関係が続いてきたところであり、両者が組織的に連携することを明確にすることでさらなる連携推進に繋げることとし、また本学側では教育資源の集約化等による経費削減の取り組みにつなげることも可能であることから、令和6年12月2日に産学連携の協力推進に係る協定書を締結した。この協定により、

- ① それぞれの教育コンテンツについての学習効果実証実験
- ② 医療系教育パッケージの共同開発・販売
- ③ ICT教材の共同開発・販売

を組織的に推進することとしている。このことにより、例えば、学習効果実証実験として、各種教材、模試、プレイスメントテスト等を提供し、教育効果の測定等を共同で行うことを条件にモニター価格等の低費用で納入できることが可能となった(根拠資料 9-2【ウェブ】、8-17【ウェブ】、4-13【ウェブ】、9-3)。

各キャンパスにおいても、様々な連携事業を実施しており、そのうちの特徴的な取り組みについて以下例示する

- 1) 五反田キャンパスが所在する品川区においては、区内に所在する7大学等と協力して大学連携公開講座等の広報を実施することにより、生涯学習活動の活性化を図ることとしており、本

学としても地域貢献の観点から、毎年度区と連携・協力し区民を対象に公開講座を実施している。品川区は生涯学習を推進するため区民大学を開催するなど区内大学と連携強化を図ることとしており、本学も同区との連携・協力を積極的に推進している(根拠資料 2-14【ウェブ】、9-4【ウェブ】)。

また、五反田キャンパスの医療保健学部看護学科は、地元自治体や地域組織・住民と連携協働し、保健・健康づくりに関連する地域貢献活動を展開し、学内外における保健・健康づくりに関する研究・教育の拠点となることを目的として、令和5年に医療保健学部看護学科付属組織として「地域健康づくり研究・教育センター」を設置した。本センターの設置により、本学と地域との連携がより可能となり、様々な活動を行っている(根拠資料 9-5【ウェブ】)。

- 2) 世田谷キャンパスが所在する世田谷区においては、大学が持つ専門性や地域資源を活かしながら、地域社会の持続的な発展に向けた大学と区との連携・協働を推進しており、その一環として開催される区内に所在する大学学長と区長との懇談会に参加することで区との連携・協働を強化している。さらに、世田谷区総合教育センターが主催するイベントにてプログラムを提供し、区が取り組んでいる「多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり」に貢献した(医療栄養学科)。企業との連携においては、京急サービス株式会社との地域連携協定書に基づき、「スポーツコミュニティよこすか」において健康増進イベントを実施している(医療栄養学科と医療情報学科)。また、ケアコムグループとの包括的連携に関する協定書に基づき、同グループが所有する群馬県佐波郡玉村町の圃場で収穫されたお米を活用して区内小学校で食育教育を実践している(医療栄養学科)。これらの活動には本学学生も参加しており、社会・地域との交流を通じたより深い学びを実現する機会として教育の充実に役立っている。

- 3) 国立病院機構キャンパスが所在する目黒区においては、同区目黒消防団に例年多数の学生が加入している(令和6年度100名以上)。目黒消防団においてはわが街を災害から守るという使命感のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っているが、学生の防災訓練等の活動ぶりは目黒区及び目黒消防団から高い評価を得ている。

また、平成29年度以降、目黒区教育委員会との共催により公開講座を年に1~2回開催している。教育委員会関連では更に「楽しくアロマ石鹸作り」講習への後援をいただき、小学生とその保護者に石鹸作りとともに正しい手洗いの仕方を伝えている。保健所、地域包括支援センター等との共催で「ひがしが丘保健室」(まちの保健室)を学生・教員により年2回開催、高齢者を中心とした地域の方々を対象に健康相談や健康測定等を行っていたが、コロナ禍により現在は休止中である。近年では自治体としての自殺対策に係る自殺対策推進会議や精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を目指す区の精神保健医療福祉推進協議会に教員が委員として参画している。コロナ禍後においては区よりの協力要請を受け、さくら祭り、区民まつりでのボランティア教員・学生による手指消毒援助や区民まつりへの看護師派遣を行い、令和5年度以降は一般ボランティアとして区民まつりに参加している。いずれも参加者からは大変喜ばれており、また、地域の方々との交流は学生にとっては貴重な体験とともに学びの機会ともなっている。

なお、こうした目黒区とは密接な連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもってこれまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し明るく希望に満ちた地域社会を築くため、基本協定締結の申し出が目黒区からあり、平成29年に基本協定書を締結し、現在に至っている。

- 4) 立川キャンパスが所在する立川市においては、臨床に強い看護師の育成を基盤として、あらゆる状況や場で最善の看護を提供できる看護師“地域から信頼される Nurse”の育成を目指す立川看護学部では、社会や地域が有する諸課題に対して学部が有する知識や技術等の資源を積極的に社会や地域に還元し関係性を深めることを通じて、社会連携・社会貢献に取り組むこととしている。

具体的には、立川市との共催による高齢者の健康維持やメンタルケアなど立川市の健康づくりに資する市民公開講座を開催し、特に、令和6年11月開催の「脳」をテーマにした市民公開講座では、市民のニーズとテーマが合致し多くの参加者があり満足度も高く有意義な講座と高く評価され、これをきっかけに参加者からの依頼による個別講演を行うなど新たなつながりに発展している。また、地域的心声を警察業務に反映することとなる立川警察署協議会への参画を通して、大規模災害時や地域の安全に関する問題について、本学が地域・警察と協働して対応することに向けた取り組みを行っている。加えて、立川市消防団の特徴の一つである震災発生後に医療救護に関する支援を行う機能別分団や立川地域の住民がお互いを思いやり、支え合い、安心して暮らすことができる街づくりに資する活動を行う立川市日赤奉仕団において、学生の参加はもとより教職員による活動支援を行うなど学生と教職員の一体的、機動的に連携して取り組んでおり、立川市及び立川市日赤奉仕団からは高く評価されている。

さらに、国立病院機構災害医療センターとの緊密な連携のもと、災害訓練協力や連携WOC ケア外来(ストーマ外来)の運営を行うほか、災害医療センターをはじめとする多くの実習病院などにより幅広い連携を推進する看護学実習連携会議を開催しており、また、国家公務員共済組合連合会立川病院における看護研究支援や主たる実習施設である国立病院機構災害医療センター、国立病院機構村山医療センター、国家公務員共済組合連合会立川病院の管理者、指導者と一体的に学術集会への参加により共同・双方向の連携強化や教育連携する取り組みを行うなど、立川看護学部の知識や経験などを十分に活かしつつ、地域や社会の課題解決等への貢献を積極的に推進している。

- 5) 船橋キャンパスが所在する千葉県においては、平成30年4月に千葉看護学部を独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「JCHO」という)と連携し、船橋の地で開設した。JCHOは、地域医療の改革を進めるべく、全国各地に57病院・介護老人保健施設は25施設、訪問看護ステーションは40施設、地域包括支援センターは12病院・13センターなど、病院だけでなく医療と介護のシームレスな提供に力を入れ、多様なヘルスケアニーズに応えるべく、全国的なネットワークで取り組んでいる。これは超高齢社会に突入した我が国の社会保障制度の維持・向上の一翼を担うものであり、政策に合致した地域医療を牽引するものである。JCHOと連携することにより時代と地域のニーズに合致した創造力のある看護師の育成を行っている。

千葉県は急速に少子高齢化が進み、医療・介護ニーズが増大することが予測される令和7年に向けて、医療及び介護の提供体制の構築が課題とされている。しかし、医療保健機関及び人材が不足しており、看護師および保健師も例外ではない。特に船橋市が含まれる東葛南部保健医療圏は県内でもっとも人口の多い地域であり、今後、県内でもっとも急速にヘルスケアニーズが高まると予測されていることから、本学部の設置に繋がったものである。

千葉県においては、県の看護職員研修事業である「実習指導者講習会」を平成30年(開設当初)より業務委託しており、千葉県下の病院施設より受講者が集まり年間約80名近くの参加いただき開催している。

船橋市においては、毎年「地域交流イベント」を開催し、公開講座や子供向け企画、健康相談・健康チェック・リラクゼーション船橋市内の作業所で作られた商品を販売する等、地域住民の皆様と交流を通して地域貢献をしている。また、船橋市主催の「船橋健康まつり」や船橋市地域で開催されている「八木が谷 福祉まつり」等、イベントに積極的に学生、教職員が参加している。また、肢体不自由児者父母の会が主催している「マナフェス」にも参加している。市内の障害福祉に携わる民間事業所と千葉商科大学の学生とのコラボで生まれた学福(学校と福祉)連携プロジェクト等に多くの学部生、教職員が参加し活躍している。

- 6) 雄湊キャンパス・日赤和歌山医療センターキャンパスが所在する和歌山県、和歌山市においては、平成30年4月に和歌山看護学部を和歌山県、及び和歌山市の誘致により、和歌山県、和歌山市、日本赤十字社和歌山医療センター、本学の4者で連携して和歌山県の地域医療の一翼を担う看護師の養成教育を展開すべく開設しており、地域との強い連携を意識した教育活動を行っている。

学部開設に際しては、和歌山県・和歌山市より多様な支援を受けて設置に至っており、現在も県内入学生に向け入学金半額免除に対する補助金支援を和歌山県から受けている。その効果もあり開設以来、和歌山県内出身者が毎年入学生の9割を超え、和歌山県の高校生の県外流出率の低下に大きく寄与している。また、毎年卒業生の9割弱は県内医療機関等への就職、進学をしており、地学地就を実践している。このような取り組みについては、令和6年11月12日に開催された中央教育審議会高等教育の在り方にする特別部会(第12回)において、和歌山市から本学の例を地域貢献の好事例として発表されていることから、文部科学省でも評価されている取り組み事例であると認識している(根拠資料 3-5)。

さらに和歌山市においては、本学の研究教育活動の成果を還元するため、開設当初より毎年公開講座を共催しており、多くの地元住民に参加いただいている。また、地域の消防署との連携による多数傷病者災害訓練や、日赤赤十字奉仕団活動など様々な地域ボランティア活動に学生が積極的に参加することにより、地域貢献、地域住民との交流を促進している。

また、和歌山県においては、令和6年度には本学部学生の積極的な献血運動に対して感謝状を授与している。

さらに、和歌山看護学部は、和歌山県内の高等教育機関10校で組織している「高等教育機関共創コンソーシアム和歌山」に参画しており、現在同機関は地域社会の維持・発展に資することを目的として「わかやま地域連携プラットフォーム」の立ち上げを進めている。和歌山看護学部としても組織の一員として参加し、和歌山における地域問題解決への貢献、持続可能な地域社会の構築に貢献していく(根拠資料 9-6、9-7)。

- 7) 医療保健学研究科では、社会貢献活動の一環として、社会人が働きながら修学できるように、講義を主に土曜日に開講するほか、必修科目を中心に年3回集中講義を開講している。在学する学生のほとんどが医療機関等で働く社会人であり、仕事に直結する学修・研究に取り組むことが可能である。また、同じ医療人等とネットワークを築ことができ、大学を離れた後もその関係を続けられることが大きなメリットとなっている。また、修士課程9領域のうち、8領域は文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP)に認定され、5領域では専門実践教育訓練給付制度が利用可能となっており、経済的な支援を受けることができる。

医療保健学研究科修士課程のプライマリケア看護学領域は在宅を含むあらゆる場でニーズを持つ人々に応えていくために、高度な臨床実践能力を発揮する NP(診療看護師)を養成す

点検・評価報告書 様式

ることを目的として令和5年に新たに設置された領域であり、毎年10名を超える入学者を迎えている。

本学の大学院修士課程又は博士課程を修了した者が大学院において特定の研究課題について指導を希望する場合、研究生として受け入れることができる。本研究科では平成28年度の受け入れから毎年20名近くの研究生を受け入れている。研究生として在籍することによって非正規生ではあるが、研究指導を受けられると共にジャーナルへの論文投稿や学会発表の機会を得ることも可能となり、学位取得後も社会人が継続して研究を進めることに寄与している。

また、医療保健学研究科では社会貢献活動の一環として、平成24年度より年1回公開講座を実施している。開催日・テーマ等は以下のとおりである。

年度	月日	実施方法	テーマ	参加者
平成24年度	7.7(土)	対面	感染制御策の向上を目指して	176名
平成25年度	7.6(土)	対面	感染制御 ― 2013年の話題―	173名
平成26年度	7.5(土)	対面	感染制御のこれから	152名
平成27年度	7.4(土)	対面	感染制御の新たな課題	162名
平成28年度	7.2(土)	対面	感染制御と栄養のコラボレーション	119名
平成29年度	7.1(土)	対面	高齢化社会と医療保健	139名
平成30年度	7.21(土)	対面	これからの在宅医療・介護 ―地域の元氣をつくる―	164名
令和元年度	7.20(土)	対面	先をみる医療 ―Society5.0時代のヘルスケアを考える―	151名
令和2年度	コロナの影響により開催中止			
令和3年度	7.4(土)	オンライン	ダイバーシティ時代のヘルスケアを考える ―連携から統合へ―	139名
令和4年度	7.3(日)	オンライン	先をみる医療 ―新型コロナウイルス感染症がもたらした社会の変化―	207名
令和5年度	7.8(土)	オンライン	先をみる医療 ―地域包括ケア時代の課題と展望―	180名
令和6年度	7.6(土)	オンライン	先をみる医療 ―医療DXとヘルスケアの未来―	190名

当初は感染に特化したプログラム内容であったが、その後研究科内に他領域が増えたこともあり、内容を医療保健学全体に広げるプログラムに変更してきた。対象は一般参加者に加え、本研究科在学中の大学院生である。公開講座の目的のひとつとして、医療保健分野に関する普及のための社会貢献が挙げられる。特にオンラインで実施する方法に変更してから参加費は無料として提供している。もうひとつの目的として、教育効果の面が挙げられる。本研究科在学を始め、感染制御実践看護学講座の受講生、研究生等にも周知を行い、広く参加を呼び掛けている。

点検・評価報告書 様式

今後は、本研究科の広報としての一面も重視し、本研究科の研究活動の発表を増やし、入試説明会とのリンクも計画している。

- 8) 看護学研究科においては、修士課程高度実践看護コースで独立行政法人国立病院機構と連携して、医学の知識と高度な実践力を備え、患者にタイムリーに診断を提供できる診療看護師(NP)を十数年前から養成している。現在日本全国の病院で200名以上の修了生が医師と連携協働し、チーム医療のキーパーソンとして活躍している。令和4年度からは当コース10周年の節目として診療看護師(NP)の活動成果の総括と修了生の情報交換の場として「NPフォーラム」を開催し、全国に散らばる修了生のモチベーション向上にも貢献している。高度実践公衆衛生看護コースでは住民の健康増進・疾病予防等を支援し、我が国の健康寿命の延伸に貢献、社会の多様な課題に貢献できる保健師を養成しており、多くの修了生が行政保健師として地域の健康管理に貢献している。
- 9) 感染制御学教育研究センターは、平成24年に「感染制御学に関わる大学院教員の充実と発展を図るとともに、国際的通用性の高い教育研究を組織的に推進する」ことを目的として全学センターとして五反田キャンパスに設置された。センターは主に以下の5つの活動を行っている。

○感染制御実践看護学講座の実施

医療保健機関等で感染管理に従事する看護師の要請に応じ、平成22年より「感染制御実践看護学講座」を実施している。本講座は、感染防止対策加算(感染対策向上加算)の施設基準のひとつである「適切な研修」として、厚生労働省より承認されており、本講座修了生には修了証を授与するとともに、「感染制御実践看護師」の認定証及び学校教育法第105条に基づき履修証明書を付与している。また、本講座は文部科学省の「職業実践力育成プログラム(BP)」に認定されており、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用することができる。

これまでの本講座への受講者数は以下のとおりである。(募集人数:20名)

	受講者数	都道府県数
平成22年度	19	14
平成23年度	13	9
平成24年度	23	19
平成25年度	20	12
平成26年度	20	11
平成27年度	23	14
平成28年度	17	10
平成29年度	21	13
平成30年度	24	14
平成31年度	25	14
令和2年度	22	17
令和3年度	23	13
令和4年度	23	14
令和5年度	23	15
令和6年度	19	12
合計	315	44

点検・評価報告書 様式

本講座修了生に対してフォローアップ研修会を実施しており、修了生が新しい知見を得ると共に、修了生同士のネットワーク形成に役立っている。令和7年3月には第10回研修会を実施する予定としている。

○感染制御学企業人支援実践講座の実施

企業等で感染制御に関する業務に携わっている人や医療機器や医療品等の製造・販売に関連する企業人を対象に平成25年度から「感染制御学企業人支援実践講座」を実施してきた。令和5年度までの受講者数は計40名である。受講希望者数がここ数年減少状況であるため、講座内容・期間等の見直しを行い、今後の実施について再検討していく予定である。

○基礎研究の推進

感染対策に必要な新しい技術・手法とその臨床的評価、微生物検査や消毒・滅菌に関する基礎的研究活動を行っている。医療機器・医薬品関連の企業との共同開発・受託研究も進めている。

○「医療関連感染」誌の発行

感染制御に関する定期刊行物として、「医療関連感染 (Journal of Healthcare-associated Infection, JHI)」を年2回発行している。医療関連感染の各領域に関する総説、特集、原著論文、短報、報告、実践報告等を掲載するとともに、本学大学院医療保健学研究科感染制御学領域の大学院生の研究成果や上記講座修了生の活動報告の場として活用されている。平成20年に刊行され、令和6年度で17号となっている。

○社会貢献活動

①災害支援

日本感染学会災害時感染制御支援チームのコアメンバーとして能登半島地震被災地に直接訪問し、避難所の感染対策に参加した。

②地域支援

- ・静岡市及び神奈川県 of 病院から依頼を受け、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ流行時の完全対策相談に対応した。
- ・練馬区実施の感染症リーダー養成研修の講師を担当
- ・令和2年より東京都 iCDC 感染制御チームのメンバーとして、都民向け感染対策に関する手引きを作成し、主催フォーラムへ参加した。

③その他

- ・一般社団法人職業感染研究会、日本環境感染学会等と協力してガイドラインの作成等の活動を行っている。この活動により以下の成果につながっている。
- ・「感染制御実践看護学講座」の修了生が感染制御実践看護師として全国各地の自施設で施設上層部の理解を得て、大いに活躍の場を広げている。
- ・「感染制御実践看護学講座」の受講後に本学大学院医療保健学研究科感染制御学領域に入学し、学位を取得した例が以下のとおりである。

修士修了者:10名(現在在学中2名)

博士修了者:1名

* 修士修了後(周手術医療安全学領域)に講座を受講:1名

- ・各地域の医療機関や学会等と協力して、感染制御に関する知識の普及や研究活動の推進について多方面に渡り貢献している(根拠資料 9-8【ウェブ】)。

10) 産後ケア研究センターは、平成28年度より五反田キャンパスのある品川区との医療連携の締結後、平成30年から全学センターである産後ケア研究センターを開設し、品川区から委託を受けて産後ケア事業を運営している。産後ケア研究センターでは、大学キャンパス内外の地域活動に貢献するとともに、活動状況の広報を行い、さらなる拡大を目指し整備するとともに、医療機関にはできない訪問型のきめ細やかなサービスの提供、地域的なニーズにも沿った対応ができる体制の構築とともに整備を実施している。

その方策として、産前産後ケア事業〔助産師による専門的支援の実施(訪問型)〕の推進、品川区役所や産科医療機関との連携強化事業の強化(情報交換など)を図っている。また、活動の継続と拡大において、活動の広報(学会や市民講座・交流集会などでの広報活動)、母子支援に関する論文投稿を行っている。

平成6年4月から、産後ケア事業の対象が1歳までとなり、産後ケアの利用回数5回、一般世帯の利用負担 2,500 円が公費補助(東京都・品川区)により、実態では無料化されたことにより、利用件数が増加している。予算化の段階での予測件数が、訪問型700件(60件/年)、日帰り型 500 件(40 件/年)であったが、1月 83 件、2・3 月も70件を超える見込みで、予測件数をこえる見込みである。

利用件数の急激な増加、感染症等による予約の変更により、事務作業の煩雑化、ケア従事者の増員及び教育など、その対応に追われている状況がある。事業は、日帰り型、訪問型、電話相談がある。従事者25人(令和7年1月時点)、1人当たり勤務件数(月あたり)1~23件である。日帰り型事業は、荏原保健センター内の産後ケア室にて、最大 2.5 時間のケアを実施している。訪問型事業は、各家庭に訪問し、最大2時間のケアを実施している。電話相談事業は、育児及び授乳に関する相談が多い。相談内容によっては、訪問型や日帰り型事業へつながることもある。人員の確保とその質の担保が課題である。事務処理として、人的ミスの予防のため、令和7年4月より、電子申請による申込希望を受け、内容確認後、助産師が折り返し電話し、本申込に変更予定である。

利用者の増加に伴い、ハイリスク妊産婦の増加がみられる。特定妊婦の登録者数は、ここ10年で8倍の 8,000 人以上に急増しており、保健師による家庭訪問などの支援対象になっている。しかし、行政が把握できていない人たちも多数おり、自宅出産、未受診飛び込み出産など、母児の命の危険性をはらんでいる。これらの対象者は、区で保健師のサポートを受けているが、大学が周産期メンタルヘルスケアの研究機関でもあり、連携を求められるようもなっている。

このような業績を積み重ねてきているが、令和6年度より、産後ケア事業が出産後1年以内の母子が5回まで利用できる対象となったため、従事する助産師の質の担保を図ることが喫緊の課題ともなっている。これまでの資格認定および更新従事者研修を年1回の3日間実施し、ブラッシュアップ研修に加えて、ブラッシュアップ研修は5回実施と追加し、ケアの充実のために、実施報告書や産後ケア記録シートの記載内容の充実、症例検討を行い、さらに、母児の1年間の経時的な変化に応じたケアの提供ができるために、発達に合わせた遊びの提供などの検討も継続して実施する。

また、産後ケア研究センターの目的とする研究の実施では、日本母性衛生学会および東京母性衛生学会などで研究発表、日本母性衛生学会では、シンポジウムを開催している(根拠資料 9-9【ウェブ】)。

点検・評価報告書 様式

産後ケア事業実施件数(3月～翌年4月)

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (～12月)
日帰り型	325	162	228	231	107	232
訪問型	344	127	194	228	240	523
電話相談	639 (地区 18)	922	367	377	288	347

※令和2年～令和4年はコロナ禍の影響、令和5年はホテルから荏原保健センターへの移転の影響である。

- 11) その他、令和6年度の各部局における地方公共団体、企業、関連病院等との連携・協力による地域の課題解決に向けた各種取組状況については、以下のとおりであり、各部局において、精力的に地域貢献活動等に取り組んでいる(根拠資料 9-10)。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組みへとつなげているか。

・本学では、建学の精神、大学ビジョン及び「社会連携・協力に関する基本方針」に基づき、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定し、その第9章において、社会連携・社会貢献活動に係る全学的な取組み及び各部局での取組みについて、具体的かつ実現可能な内容を盛り込むとともに、客観的な指標に基づき点検・評価が可能な年度計画を併せて策定し、毎年度計画的に推進している。

年度計画の点検・評価については、各部局において各計画ごとの達成状況等を当該計画に記載した評価指標等を用いて点検・評価した上で、各部局が実施した点検・評価結果を副学長が委員長を務める「全学自己点検・評価委員会」で検証した上で、「点検評価・報告書」として取りまとめ、学長に報告する。さらに、学長が議長を務める「内部質保証推進会議」において、「全学自己点検・評価委員会」の評価結果を更に全学的見地から評価を行い、その後「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」において承認され、速やかにウェブサイトにて公表を行っている。

・点検・評価の結果、各部局等の取組みについて改善等が必要な場合には、「内部質保証の方針」に基づき、学長は別途各部長等に対し改善指示等を行うものとし、各部長等は改善指示等に基づき改善策を講じた上で、その改善状況等を別途学長に報告することとしていることから、学長からの指示に基づき、関係する部長及び全学委員会に対して、具体の改善策等を報告することとした。これらの取組みによりPDCAサイクルを構築し、本学の内部質保証システムの確立に努めている。これらの手続きを得て作成された「点検・評価報告書」については、「外部評価委員会」において、事前に提出された外部評価委員からの意見等に対する回答・対応等を中心に

点検・評価報告書 様式

質疑応答を行い、委員からご指摘いただいた事項は次年度の計画等に反映することで、教育研究活動及び社会貢献活動等の継続的な改善等を図ることとしており、この外部評価委員からの意見等についてもウェブサイトにて公表している(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

また、点検・評価の結果等を踏まえ、既に策定済みの中期計画及び年度計画を変更する必要がある場合には、同様に「内部質保証推進会議」にて精査を行った後、「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」において承認され、改正後の「第3期中期目標・計画」についてもウェブサイトにて公表している。例えば、令和4年度の点検・評価の実施後、新たに令和5年度から、医療保健学部看護学科内に「健康づくり研究・教育センター」を設置し、全国・東京都・品川区等の各自治体や地域組織・住民と連携協働及び保健・健康づくりに関連する地域貢献活動を展開し、また、学内外における保健・健康づくりに関する研究・教育の拠点となることを目指すこととしたため、中期計画を新たに新設した(根拠資料 1-14)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、建学の精神及び理念・目的に基づき、特に看護学部・看護学科は、わが国の最先端医療を実施する中核医療機関の附属看護専門学校等を引き継ぎ、また地方公共団体からの設置要請に基づき、それらが有していた施設等の資源を有効に活用することで4年制大学を設置しており、中核医療機関や地方公共団体との強固な連携・協力体制の下、教育研究組織を整備し社会に有為な医療人を育成し送り出している点が本学の特徴であり長所である。

また、本学は、医療系の大学であり、社会連携・社会貢献においては、医療・健康・保健面から教育研究活動等の成果を地域社会に還元(発信)しその役割・使命を果たしている。本学には、健康を意識した地域からの要請が年々増えており、本学の使命の重要性を再認識するとともに、引き続き、産・官・学連携の事業に創造的・積極的に取り組んでいく。

問題点としては、最近の高齢化に伴い、高齢者に多い感染症等の予防と制御、高齢化に適した看護、介護、栄養サポート、医療情報サポート等の充実が求められており、健康寿命の延伸を図り高齢でも自立して日常生活が送れるようにするため、疾病の治療から疾病予防へ、入院看護から在宅看護・福祉へと大きくシフトしていくが、今後も医療系の大学として、新時代に向けた健康増進、医療・ケア・介護・福祉の在り方を研究・実践し、社会に貢献していくための具体策について更に工夫していく。

また、医療の高度化・複雑化に伴い日々進歩変化する医療・看護の現場で活躍されている医療職及び本学卒業生・修了者に対して、最先端の知識・技術を学び続けられるよう幅広い支援を検討し、わが国の医療保健全体の質向上に貢献する。

なお、公開講座や各種事業を実施するにあたり、一定の費用が発生しているが、現在は地方公共団体からの委託事業等を除き、大学負担となっている。大学は「知」を提供することで社会貢献を果たしていると考えられることから、例えば、公開講座参加者から一定の経費を徴収するなど経費負担の在り方について検討していく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、医療系の大学として、医療・健康・保健面における社会連携・社会貢献を積極的に推進するため「社会連携、協力に関する方針」を定め、これに基づき、地方自治体との連携・協力の

点検・評価報告書 様式

下に地域社会の活性化に貢献しており、その分野は多岐にわたっている。特に学生においては、医療等に関わるボランティア活動及び地元の行事等に参加し地域との交流を深める活動の中で医療人としての素養が育まれている。地域の高齢化が進む中で適切な看護、介護、栄養サポート及び医療情報サポートの充実、また教育・研究の充実・発展を図るため、産・学・官等との共同研究や受託研究の推進など、引き続き本学の果たす役割・使命を果たしていく。

医療人は、生涯を通じて学ぶことが必要であり、本学の大学院には医療現場で活躍されている現職の学生が入学してくるが、今後も本学の卒業生のみならず全ての医療人が最先端の知識・技術を学び続けられるよう支援体制を工夫していく。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	中期目標・計画の達成に向けた管理運営の方針 東京医療保健大学第 3 期中期目標・計画	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/keikaku/medium_target_achievement.pdf 基準 1
学長選出・罷免に関する規程	学長選考委員会規程 学校法人青葉学園寄附行為 学校法人青葉学園役員懲戒規程	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0601001.pdf https://www.thcu.ac.jp/about/regulations.html https://www.thcu.ac.jp/about/regulations.html
役職者の職務権限に関する規程	大学学則、大学院学則	https://www.thcu.ac.jp/about/regulations.html
教授会規程	①医療保健学部各学科教授会規程 ②東が丘看護学部教授会規程 ③立川看護学部教授会規程 ④千葉看護学部教授会規程 ⑤和歌山看護学部教授会規程 ⑥医療保健学研究科教授会規程 ⑦看護学研究科教授会規程 ⑧和歌山看護学研究科教授会規程 ⑨千葉看護学研究科教授会規程	① https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1101002.pdf ② https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1103001.pdf ③ https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1104001.pdf ④ https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1105001.pdf ⑤ https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1106001.pdf ⑥ https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1201001.pdf ⑦ https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1202001.pdf ⑧ https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1203001.pdf ⑨ https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1204001.pdf
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人青葉学園理事会・評議員構成員名簿	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/organization/officer.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学長選考委員会委員の決定及び議長の指名について	学長選考委員会委員の決定及び議長の指名について
職員採用規程	東京医療保健大学就業規則 契約職員就業規則	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0701001.pdf https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0701007.pdf
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	独立監査人の監査報告書	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r5/08_dokuritsu_kansa.pdf
事業報告書	令和 5 年度事業報告書	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r5/06_jigyo_houkoku.pdf
備考：		

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営(本文)

評価：◎・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

・本学では、教育研究活動等の質の向上及び充実・発展を図るとともに、社会への説明責任を果たすこととして、5年ごとの中期目標・計画を策定し教育研究活動等を推進している。

平成4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」は、「中期目標・計画の達成に向けた管理運営の方針(平成29年3月8日 大学経営会議決定)」に基づき、本部事務局において事務局原案を作成し、学長が議長を務める「内部質保証推進会議」で進捗管理・内容調整等を行い、更に「外部評価委員会」や「自己点検・評価委員会」からの意見等を踏まえその内容を精査した上で、「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」(令和4年3月23日)において承認され、正式に「第3期中期目標・計画」を策定した。併せて、速やかに学内外のステークホルダー等に対し説明責任を果たすため、「中期目標・計画の達成に向けた管理運営の方針」も含め「第3期中期目標・計画」をウェブサイトにて公表を行った(本章(1)基本情報一覧「管理運営の方針」、第1章基本情報一覧「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」)。

・本学では、学校教育法、私立学校法等の関係法令等に基づき、「東京医療保健大学大学学則」、「東京医療保健大学大学院学則」及び関係学内規程等に基づき、大学運営を適切に行っている。このことは、令和3年度から令和5年度までは日本私立大学連盟、令和6年度においては日本私立大学協会が定めたガバナンス・コードを規範として定めた学校法人青葉学園東京医療保健大学ガバナンス・コードにおいても遵守しているとして、ウェブサイトにて公表を行っている(本章(1)基本情報一覧「大学運営関係資料・規程 学則、大学院学則」、根拠資料 10-1【ウェブ】)。

学長の選任については、「学長選考委員会規程」に基づき、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者のうちから行う」(第1条)とされ、大学経営会議の諮問機関である学長選考委員会における学長の審議の結果を理事長に答申した(第5条)後、理事長の推薦により理事会において決定されている(第4条)。学長の権限については、学則第52条の2の第1項で「学長は、学校教育法第92条第3項に基づき校務をつかさどり、職員を統督する」と規定しており、その権限と役割を明示している。

また、学長のリーダーシップの下に学長を補佐する体制として、8名の副学長(医療保健学部看護学科・大学院医療保健学研究科担当、医療保健学部医療栄養学科担当、医療保健学部医療情報学科担当、大学院看護学研究科担当、東が丘看護学担当、立川看護学部担当、千葉看護

点検・評価報告書 様式

学部・大学院千葉看護学研究科担当、和歌山看護学部・大学院和歌山看護学研究科担当)を任命している。副学長等の役職者の選任及び権限と役割については、大学学則、大学院学則に規定しており、大学経営会議において選考を行い理事長が任命している。

また、本学では、第3期中期目標・計画において、「【計画69】大学経営において重要な政策を策定、管理する人材の育成や登用を計画的に推進する」及び「【計画 70】学長を中心とする大学運営組織を基盤として、ガバナンス機能を強化する」を掲げ、両計画の評価指標として「学長補佐等の配置状況」を掲げていることから、学長戦略本部に「教学マネジメント・DX推進チーム」を設置し学長を補佐する体制を取ってきたところであるが、同チームは臨時組織であるため、中長期的な補佐体制を確立するため、上記の中期目標・計画に基づき、令和7年4月からは学長特別補佐職(企画、教育担当)を創設することとした。

そのほか、各学部・学科、研究科における組織としては、教学上の重要事項を審議するため各学部・学科、研究科に教授会を置いている。また、全学の教学上の重要事項については「学部長等会議」及び全学の内部質保証の推進に関する事項については「内部質保証推進会議」において、それぞれ審議を行っている。

教授会の役割については、学則第56条第4項において「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1)学生の入学、卒業及び課程の修了。(2)学位の授与。(3)前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。」とされており、また第5項において「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。」と明示している。

学長等の役職者の権限と役割及び教授会等の組織の権限と役割については、法令に基づき本学の学則等において明確に定めている。また、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続の下で行っている。

なお、本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するために、学則の他、人事・組織運営・教学・研究・学生支援・大学院等関係規程の整備を図るとともに、関係規程に基づく各種委員会を設置して適切な運営を行っている(根拠資料 10-2【ウェブ】、10-3【ウェブ】、10-4【ウェブ】、10-5【ウェブ】、10-6【ウェブ】、10-7【ウェブ】、10-8【ウェブ】、1-12【ウェブ】、10-9【ウェブ】、1-9【ウェブ】、10-10、3-3)。

・大学の設置者である法人の役員等の権限と責任や管理運営については、「学校法人青葉学園寄附行為」において規定されており、運営の意思決定及び理事の職務執行等を監督する理事会、諮問機関である評議員会及び業務・財産・理事の職務執行の状況に関する監査を行う監事がそれぞれ役割を果たしており、運営の適切性や円滑化が図られている。

また、私立学校法の改正等を踏まえ、業務を執行する理事の担当業務及び権限の明確化等を図るため、「学校法人青葉学園理事職務権限規程」を制定し、令和7年度から施行することとした。

大学の管理運営に関する全学組織としては、大学経営に関する重要事項を審議するため、理事長、理事・評議員の中から理事長が指名する者10名、教授会構成員のうち学長及び副学長を含め理事長が指名する者11名の計19名で構成する大学経営会議を設置しており、学長、副学長は教学面での責任者として大学経営会議に参画して、理事会・評議員会の諮問事項等について

点検・評価報告書 様式

大学の意見・意思を反映させている。

大学経営会議においては、1)中長期計画の策定に関する事項、2)学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項、3)大学予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項、4)教員人事に関する事項、5)学部・学科・研究科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項、6)学生の定員に関する事項、7)その他、全学に関する重要な事項及び理事会の諮問に関する事項の審議を行っている。

法人組織内のチェック機能としては、「学校法人青葉学園内部監査規程」に基づき、法人の業務を監査することにより、法人の業務の適正化、効率化及び教職員の業務に関する意識の向上並びに教育研究支援体制の強化を図り、法人の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的として内部監査室が設置され、理事長の指示に基づき、監事と連携しながら内部監査を実施し、監査終了後報告書を作成し理事長及び監事に報告している。

また、私立学校法第148条に基づき、「学校法人青葉学園における内部統制システム整備の基本方針」を制定し、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制や業務の適正性を確保することとして関連規程等を制定・改正し、令和7年度から施行することとした(根拠資料 10-11【ウェブ】、10-12【ウェブ】、10-13)。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

・ 本学の予算編成については、毎年度、大学全体の収支のバランス確保及び財務の健全性を図ることを基本的な編成方針案とし、次の予算計画に基づき作成した予算案を理事会・評議員会において審議・承認を経た後、決定している。

- a) 学納金収入等の所要見込み額。
- b) 受託研究費等外部資金の受け入れ予定額。
- c) 教育研究関係の備品及び図書等の購入予定額。
- d) 教職員在職者数及び採用予定数等に基づく人件費の所要見込み額。
- e) 教育研究経費及び管理経費等の所要見込み額。
- f) 大学全体の事業計画に基づく所要見込み額。

予算の執行については、50千円未満は「物品購入願」、50千円以上の場合は「稟議書」を作成し、理事長決裁としている。支出については、金額の多寡にかかわらず、経理財務部の承認を経た後、理事長決裁としており、不正あるいは不適切な支出を未然に防止することとしている。

また、学校経営の健全化を図るため、教育研究経費及び管理経費等の見直しを絶えず行い、節減に向けた不断の努力を行っている(根拠資料 10-14、10-15)。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

・ 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

点検・評価報告書 様式

- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

・法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織として、本学は、東京医療保健大学事務局規程により、それぞれの業務について校務分掌等を定めており、事務組織は大学経営会議室に事務局を置き、大学経営会議室長の下に、法人本部機能と大学事務局を兼務する組織として機能している。事務局には、本部として、企画部(企画部内に教務部、学生支援センター、研究協力部を配置)、総務人事部(総務人事部内に、総務部、人事部、システム部を配置)、経理財務部、入試広報部(入試広報部内に入試事務部を配置)を配置しており、キャンパス部として、五反田事務部、世田谷事務部、東が丘事務部、立川事務部、千葉事務部、和歌山事務部をそれぞれ配置している。また、付属図書館に図書館事務室を配置している(根拠資料 1-12【ウェブ】、10-16【ウェブ】、10-10)。

また、本学は、国立病院機構や地方公共団体等からの要請により、元々のキャンパスのある世田谷区のほか、品川区、目黒区、立川市、さらに千葉県船橋市及び和歌山県和歌山市にキャンパスを有する大学に成長・発展してきたところであるが、それぞれのキャンパスに所在する学部・学科等は、元々それらが保有していた前身の看護専門学校等の歴史や伝統・文化、教育理念及び地域の諸事情等を一定程度継続して発展してきた経緯があり、今日の急激な少子化への対応や様々な新たな教育課題等に必ずしも迅速に対応できていない状況もあることから、「大学学則」改正及び「東京医療保健大学学長戦略本部規程」を制定し、令和4年度から「学長戦略本部」を設置した。

この学長戦略本部では、学長を補佐し、学部横断的な重要課題への対応方策の企画、立案、調整及び推進に関する校務を担うこととしており、さらに既設の組織で学長が所長を務めている総合研究所のほか、IR推進室及び学修基盤推進室を「学長戦略本部」の常置組織に組み込むことでより機動力のある組織体制を整備した。さらに喫緊の課題に迅速に対応するため、「学長戦略本部教学マネジメント・DX 推進チーム設置要綱」に基づき、「学長戦略本部」に学長、教員4名、事務職員1名の合計6名による「学長戦略本部教学マネジメント・DX 推進チーム」を学長戦略本部のその他の臨時組織として同年5月に設置し、「学修者本位の教育の実現」のため、文部科学省が定めた「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会)及び「教学マネジメント指針(追補)」(令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会)を踏まえた本学独自の「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」を策定し、点検・評価を実施するとともに、教育DXの推進方策等を企画、立案した。

令和5年度においては、「学長戦略本部」の更なる機能強化を図るため、本学のリベラルアーツ教育の推進に必要な共通科目の設計等を担う組織として「学長戦略本部リベラルアーツ教育推進室設置要綱」に基づき、「リベラルアーツ教育推進室」を設置した。また、全学的な研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制の整備を図るため、総合研究所の機能強化及び「研究力強化会議」の設置を行ったほか、DXの推進によるデジタル社会を先導するスマートキャンパスを目指すための「大学ビジョン」の一部改正、「生成系AIの適切な利用についての学長メッセージ」の発出、「教学マネジメントチェックリスト【Ver.2】」の策定、「教育職員のICTスキル基準」の策定及び研修の支援等について企画立案した。

点検・評価報告書 様式

令和6年度においては、「学研」との連携協定の締結及びそれに基づく教材作成等各種共同事業の推進、SDGsを見据え紙媒体による授業資料配布の原則廃止や印刷用紙等の削減を推進するための「東京医療保健大学ペーパーレス宣言」の発出、学生による授業に関する調査結果を教学マネジメントに反映させ学修・教育成果の向上を図るために実施する授業評価アンケート調査様式等の改正、社会人を対象とした論文博士制度の創設、「リベラルアーツ教育推進室」の機能強化等を図るための「総合教育センター」の設置等について企画・立案するなど、数々の改革を実行したところであり、この「学長戦略本部」の設置により、大学が抱える学部横断的な重要課題の多くをスピード感をもって解決した(根拠資料 8-5【ウェブ】、10-17【ウェブ】、2-8、4-10、8-17、1-7【ウェブ】、10-18、10-19、4-13【ウェブ】、6-6、根拠資料 10-20【ウェブ】、4-14、2-17)。

また、本学では学長戦略本部に「教学マネジメント・DX推進チーム」を設置し学長を補佐する体制を取ってきたところであるが、同チームは臨時組織であるため、中長期的な補佐体制を確立するため、上記の中期目標・計画に基づき、令和7年4月からは学長特別補佐職(企画、教育担当)を創設することとした。

・ 本学では、教職協働を基本にしており、学部長等会議、内部質保証推進会議、自己点検・評価委員会などの重要会議においては、教員以外で、大学経営会議室長(副理事長)及び事務局長は正式なメンバーとして会議に参画しているほか、その他の委員会でも各関係部長が正式なメンバーとして参画している。また、全学組織である学長戦略本部においても、学長の下で、教員と事務職員が協働により、互いに意見を出し合い、新たな方針の策定等の企画立案を担っている。

また、各学科等においても、授業運営をはじめとして、それぞれの学科ごとに各種委員会を設けており、教務、学生支援、実習、入試広報、FD、図書等の分野で教員と職員が役割を分担して責任を明確にしながら、組織的かつ効果的な教育研究活動等を実現している。

・ 本学スタッフの多くは、官庁、銀行、民間企業といった多様なキャリアを持った人材で構成されているため、その多様な経験が、質の高い大学経営、教育研究活動等及び学生サービスなどを行う点で大きな強みとなっている。例えば、文部科学省において大学業務に精通した者を事務局長に、銀行業務を経験した者を経理財務部に、他大学で入試業務に携わっていた者を入試広報部にそれぞれ配置しているほか、在学生に加え、保証人、卒業生、キャリア関連企業、就職先企業、各種サービス提供企業など多くのステークホルダーと接点を持つ学生支援センターの本部スタッフには、キャリアコンサルタントの資格を持つスタッフや MBA 取得のスタッフを配置し、全学的な企画・立案を行っている。また、各キャンパス事務部には、学生支援センター、教務部門、経理部門、人事部門など多様な業務を経験した人材を配置し、学生のニーズに応えられる少数精鋭のチーム構成をとっている。

・ 職員の適正な業務評価と処遇改善については、本学「事務職員及び現業職員給与規程」に基づき、1年間良好な成績で勤務したときは定期昇給を実施しており、昇給額は勤務成績等を考慮し決定している。また、勤務成績が特に優秀な職員には昇給期間を短縮し昇給させている。

点検・評価報告書 様式

・本学では、年々高度化・複雑化する大学の教育研究活動等に適切に対応するため、教職協働による業務遂行は不可欠となっていることから、教員と事務職員等が協働して業務に当たっているよう、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることが出来る知識や技能を習得させ、更にその能力・資質を向上させるため、FD・SDの充実を図っている。本学の特徴と言える全教職員のFD・SD活動として、全教職員の参加が義務付けられている「東京医療保健大学を語る会」については、本学開設当初の平成17年度から毎年度全学FD・SD委員会の主催により開催されている。この「東京医療保健大学を語る会」は、本学の教育に係る課題と将来展望をテーマとして関係者が語る形で開催しており、令和6年度は、理事長講話「今、日本の大学に求められているもの(第5編)」及び学長、事務局長からの発表「令和7年度大学基準協会認証評価に向けた取組等について」により開催した。教職員が参加しやすいよう、対面、Zoom 対応及び後日オンデマンド配信で実施し全今日職員が参加した。なお、本学の理事、評議員及び大学経営会議委員等の学外有識者にも案内し、Zoom 対応によりご参加いただいた。

今後もこの「東京医療保健大学を語る会」の内容を精査し、全教職員のFD・SD活動としてより充実したものとなるよう改善に努めていく(根拠資料 6-7)。

また、事務職員は大学の管理運営に携わるとともに、実践的な教育研究活動の支援を行う重要な役割を担っており、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中で、大学運営、教育研究活動の支援に関わる職員の人材育成・資質向上のための取り組み(職能開発:スタッフ・ディベロップメント(SD))が必要不可欠となっていることから、本学は、平成18年度から年2回(9月及び3月の各1日)、全事務職員を一堂に集め、事務職員研修会を実施している(ただし、コロナ禍においては開催を限定して実施)。この研修会では、高等教育を取り巻く状況、本学が取り組んでいる課題及び検討状況等について、理事長・副理事長・事務局長・各部長等及び本学教員等を講師に講話を行い、グループディスカッションにて意見交換等を行うことにより、職員一人一人が本学の課題等を自らの課題等として捉え業務に取り組んでいけるよう自己啓発の有意義な機会となっている。

事務職員の人材育成・資質向上に関しては、事務局に設置している部長会において事務職員研修会の実施等SDの実施内容等について検討し企画・立案を行っているが、大学の教育研究の高度化・複雑化は現在進行形で進んでおり、大学としてこれに十分対応できるようSDによる事務職員の資質・能力の向上と意識改革は不可欠であり、教員と協働して業務に当たって行けるよう今後もSDの充実に取り組んでいく。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

・監事は、毎年期当初に監事監査計画書を作成して、本学の健全な発展及び効率的な運営に資することを目的に、業務及び財産並びに理事の業務執行状況について内部監査室及び会計監査

点検・評価報告書 様式

人と連携して監査を行っている(根拠資料 10-21)。

具体的には、監事は、理事会、評議員会、大学経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べるとともに、必要に応じて指摘等を行うとともに、理事長、または副理事長と面談を行い、運営の方針等を確認するなど意見交換を行っている。また、内部監査室との連絡会を定期的に開催しそれぞれの監査の状況を確認するとともに、業務全般について意見交換を行っている。会計監査人とは、会計監査人の会計監査のときに立ち会い、個別の問題点について確認している。また、理事会決算前の監査結果について報告を受ける等の連携を図っている。

また、年に1回監事と内部監査室による各キャンパス等に出向き実地調査を実施しており、教職員との面談によりコミュニケーションを深めるとともに、諸課題について意見交換を行い、業務執行の状況を確認している。

公認会計士による監査は、監査日数として例年延べ30日以上実施されている(令和5年度決算に対する監査日数は延べ32.5日(227.5時間))。質的に重要性が高い勘定科目及び実証手続きのみでは十分かつ適切な監査証拠を入手することが困難であると判断される勘定科目等に対しては「経費支出プロセス」の運用状況の評価手続きを実施している。実査では現金及び現金同等物、証書他、残高証明書等による借入金、保証金、第3号基本金引当資産等を確認するとともに、内部統制の整備状況、不正及び違法行為の有無・対処状況、会計上の見積り(徴収不能債権、有価証券の減損、退職給与引当金等)、関連当事者取引、後発事象、計算書類の表示・開示の監査等、緻密且つ念入りな監査が実施されている(根拠資料10-22)。

なお、監事に対する決算報告に際して、公認会計士が陪席し、監事と公認会計士間での情報共有も行われている。

・ 本学では、建学の精神、理念・目的に基づき、現在、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定し、教育・研究活動等のほか大学運営に関わる事項について毎年度計画的に事業を推進し、また関係法令等学内諸規程を遵守して適切に大学運営に取り組んでいる。

大学運営に関わる事項を含む年度計画の毎年度の点検・評価については、まず各部局における自己点検・評価を実施し、その結果を副学長が委員長を務める「全学自己点検・評価委員会」において全学委員会として検証した上で「点検評価・報告書」として取りまとめて学長に報告し、学長は本学の内部質保証に責任を負う全学組織である「内部質保証推進会議」を主宰し、「全学自己点検・評価委員会」の評価結果を更に全学的見地から評価を行い、その後「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」において審議・承認の上、ウェブサイトにて公表している。

さらに、この「点検・評価報告書」については、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保する観点から「外部評価委員会」で審議され、委員から指摘された事項は次年度の計画等に反映することで、教育研究活動等の継続的な改善等を図ることとしている。この外部評価委員からの意見等についてもウェブサイトにて公表している。なお、「全学自己点検・評価委員会」では、本学の学友会会長にオブザーバーとして参画してもらい、学生からの視点による評価をもらっている。

したがって、毎年度の点検・評価の結果については、各部局、全学の審議や外部評価を経て、学内外のステークホルダーに各計画の取組状況や課題点など情報共有されている(第1章基本情報一覧「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」、第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

点検・評価報告書 様式

・点検・評価の結果、各部局等の取り組みについて改善等が必要な場合には、「内部質保証の方針」に基づき、学長は別途各部局長等に対し改善指示等を行うものとし、各部局長等は改善指示等に基づき改善策を講じた上で、その改善状況等を別途学長に報告することとしていることから、学長からの指示に基づき、関係する部局長及び全学委員会に対して、具体的な改善策等を報告することとした。これらの取り組みにより大学運営に係る PDCA サイクルの確立に努めている。

また、点検・評価の結果、教育研究活動等のほか大学運営に関わる事項の改善・向上を図るために既に策定済みの中期目標・計画等を新たに追加したり変更する場合においても、各部局からの提出を受けて「内部質保証推進会議」において審議を行った後、「大学経営会議」の審議を経て「理事会・評議員会」において審議・承認され、改正後の中期目標・計画等について、こちらもウェブサイトにて公表している。

したがって、本学は点検・評価の結果を踏まえ、大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる(根拠資料 1-14、1-15)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の7つのキャンパスに所在する学部・学科等は、前身の看護専門学校等の歴史や伝統・文化、教育理念及び地域の諸事情等を一定程度継続して発展してきた経緯があり、今日の急激な少子化への対応や様々な新たな教育課題等に必ずしも迅速に対応できていない状況もあることから、本学の全学的な重要課題への対応方策の企画、立案、調整及び推進に関する校務を担う全学組織である「学長戦略本部」を令和4年度に設置し、この学長戦略本部内に総合研究所、IR推進室及び学修基盤推進室を常置組織として、また臨時組織として設置した「学修者本位の教育の実現」を担う「学長戦略本部教学マネジメント・DX 推進チーム」、本学のリベラルアーツ教育の推進に必要な共通科目の設計等を担う「リベラルアーツ教育推進室」を一体的に取り込み、より機動力のある組織体制を整備した。このことにより、「教学マネジメントチェックリスト」の策定、DXの推進によるデジタル社会を先導するスマートキャンパスを目指すための「大学ビジョン」の改正、「生成系AIの適切な利用についての学長メッセージ」の発出、「教育職員のICTスキル基準」の策定、「学研」との連携協定の締結及びそれに基づく教材作成等各種共同事業の推進、SDGsを見据えた「東京医療保健大学パーパレス宣言」の発出、社会人を対象とした論文博士制度の創設、さらに令和7年度からは「リベラルアーツ教育推進室」の機能強化等を図る等のための「総合教育センター」の設置など、数々の改革を実行したところであり、この「学長戦略本部」の設置により、大学が抱える学部横断的な重要課題の多くをスピード感をもって解決した点が本学の特徴であり、長所といえる。

なお、大学の教育研究の高度化・複雑化はますます進んでおり、本学としてこれらに適切に対応していくためには大学運営を担う事務職員の資質・能力の向上と意識改革は不可欠であり、また、大学本部、各キャンパス事務部ごとに事務職員の配置もさらに充実すべきではあるが、現下の厳しい財務状況の中、現実的に少数精鋭で対応せざるを得ない。そのため、一人一人の資質・能力を向上させることが重要であることから、例えば大学基準協会や私立大学協会、同分野の他大学や文部科学省等の行政機関等での計画的・戦略的な研修の実施や受入れ、これらの機関等も活用したSDの実施について更に工夫しく。また、キャンパスが7カ所による弊害が出ないよう情報や問題意識の共有化を図っていく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、理念・目的に基づき、第3期中期目標・計画を策定し、東京医療保健大学ビジョンの実現を目指して、「学長戦略本部」をエンジンとして大学の改革・改善の取り組みを推進している。管理運営については、関係法令に沿って整備された各種諸規程に基づき適切に組織運営を行い、学長、学部長、研究科長等の権限と責任の明確化を行っている。事務組織の構成と人員配置の適切性については、常に検証し、改革・改善課題に基づいて柔軟な組織運営を行っている。さらに、職員の勤務成績の評価による昇格制度を規定しており、職員の意欲・資質の向上に努めている。今後も、大学に求められる社会の多様なニーズに対応して、職員の能力・適性を見極め、適材適所の職員配置により本学の理念・目的に基づいた取り組みに努めていく。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<公立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	計算書類（令和1～6年度） ※令和6年度分は会計監査終了後提出
財産目録	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r5/05_zaisan.pdf
事業報告書	https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r5/06_jigyo_houkoku.pdf
監事による監査報告書（6カ年分）	令和1年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r1/07_kanji_kansa.pdf 令和2年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r2/07_kanji_kansa.pdf 令和3年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r3/07_kanji_kansa.pdf 令和4年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r4/07_kanji_kansa.pdf 令和5年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r5/07_kanji_kansa.pdf 令和6年度 会計監査終了後提出
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	令和1年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r1/08_dokuritsu_kansa.pdf 令和2年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r2/08_dokuritsu_kansa.pdf 令和3年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r3/08_dokuritsu_kansa.pdf 令和4年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r4/08_dokuritsu_kansa.pdf 令和5年度 https://www.thcu.ac.jp/about/pdf/post/r5/08_dokuritsu_kansa.pdf 令和6年度 会計監査終了後提出
備考：	

第10章 大学運営・財務（2）財務(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・ 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・ 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

・ 本学では、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定し、その達成に向けて教育・研究活動等に係る各種の事業を推進している。この「第3期中期目標・計画」は、第2期中期目標・計画等のこれまでの取り組みを継続しつつ、ポストコロナへの対応等、今後の大学を取り巻く社会課題の解決等のために新たに取り組むべき課題等の具体的かつ実現可能な内容を盛り込むとともに、客観的な評価指標に基づく点検・評価が可能な年度計画を併せて策定し、学内会議での審議を経た後に「理事会・評議員会」(令和4年3月23日)において承認された。

この「第3期中期目標・計画」は、第2期中期目標・計画までと同様に、大学基準協会が実施する評価基準区分に合わせ 1.理念・目的 2.内部質保証 3.教育研究組織 4.教育課程・学習成果 5.学生の受け入れ 6.教員・教員組織 7.学生支援 8.教育研究等環境 9.社会連携・社会貢献 10.大学運営・財務(1)大学運営 (2)財務 として10区分に分類している。

また、「第3期中期目標・計画」実施のための財政的な裏付けとなる各年度ごとの財政計画等を定めた「第3期中期目標・計画期間における東京医療保健大学 財政計画(以下、「財政計画」という。))及び、令和3年度決算をベースとする「第3期中期目標・計画期間における東京医療保健大学の財務に係る年度別比率目標に関する基本方針(以下、「基本方針」という。))を併せて策定し、「第3期中期目標・計画」を財政面から担保・保証している。この「第3期中期目標・計画」、「財政計画」及び「基本方針」は、策定後速やかに学内外のステークホルダー等に対し説明責任を果たすため、ウェブサイトにて公表を行っている(第1章基本情報一覧「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」)。

また、「第3期中期目標・計画」策定後は、毎年度、各計画の達成状況等を評価指標等を用いて点検・評価した上で「点検評価・報告書」として取りまとめ、学内会議での審議を経た後に「理事会・評議員会」において承認され、速やかにウェブサイトにて公表を行っている。また、「財政計画」及び「基本方針」についても、毎年度決算確定後、同様な手続きを経て「理事会・評議員会」において承認後、速やかにウェブサイトにて公表を行っている(第2章基本情報一覧「情報公表 点検・評価報告書」)。

・ 「基本方針」における年度別比率としては、1)人件費比率、2)人件費依存率、3)教育研究経費比率、4)管理経費比率、5) 事業活動収支差額比率、6) 学生生徒等納付金比率、7) 寄付金比率、8) 補助金比率 の8つの項目ごとに目標を定めている。

毎年度、決算に基づいて各年度の目標値との差異を他の私立大学との比較も含め分析・評価するとともに、必要に応じて根拠を示した上で年度の目標値を改定する等、健全な運営確保の為のチェックを行っている。(第1章基本情報一覧「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」)。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

・大学の財務に係る比率における「教育研究経費比率」は、経常収入に対しどの程度教育研究経費に回っているかを示すものであり、教育・研究水準を維持・向上させていくための参照比率となる。本学での直近5年間の推移は、令和元年度が38.2%、令和2年度40.0%、令和3年度35.7%、令和4年度38.6%、令和5年度39.7%と、令和5年度の私立大学平均が「31.1%」（日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」（令和6年2月発行）による、大学部門 保健系学部47校平均値）であるのに対して大きくこれを上回っており、学校法人の使命である教育・研究活動に対し、本学は十分な資金を措置出来ている状況にある。

当該支出に関する財政面でのバックアップは、運転資金として金融機関から短期調達枠（総額27億円）の盤石な支援体制を確保している。通常収入に加え、借入金等収入も利用しつつ、教育研究水準を維持出来る体制を整えている。

・学外から資金受け入れの大きな柱としては各種補助金が上げられるが、本学の「補助金比率」の直近5年間推移は令和元年度が11.7%、令和2年度13.2%、令和3年度13.6%、令和4年度13.6%、令和5年度12.8%と、令和5年度の私立大学平均が「12.2%」であるのに対して遜色無い水準を維持している。一方、その他の学外からの資金受け入れ、収入の多様化については未だに脆弱であるため、引続き、科学研究費補助金、各種団体の研究助成金、受託研究費、奨学寄附金等の外部資金の積極的な確保を図るよう努めていく必要がある（第1章基本情報一覧「中・長期計画等 第3期中期目標・計画」）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、令和4年度を初年度とする「第3期中期目標・計画」を策定し、その達成に向けて教育・研究活動等に係る各種の事業を実施しており、その実施に当たっては、中期目標・計画において今後5年間（令和4年度～令和8年度）の「財政計画」及び「基本方針」を定め、大学の教育・研究活動等を安定して遂行するために計画的な財政基盤の確立に努めている。

今後も毎年度、決算に基づいて各年度の目標値との差異を他の私立大学との比較も含め分析・評価するとともに、必要に応じ根拠を示した上で最終年度の目標値の改定を行っていく。

一方、18歳人口の減少や看護系大学等の増加等の社会的要因もあり、一部の学科で定員割れが発生した事により授業料収入の減少が見られていることから、医療保健学部の学科統合・再編計画に基づき、定員割れ解消による授業料収入確保を目指すと共に、授業料収入への過度な依存も回避すべき手立てを講じていく等、経常収支を常に黒字化する必要がある。

令和7年度はさらに授業料収入の減少が見込まれ、経常収支が赤字化することが避けられないことから、令和7年度予算編成方針に基づき、学生の教育に係る経費は削減することなく、①個人研究費制度改革、②役職員・教職員人件費改革を実施することで経常収支の黒字化を実現する（根拠資料 3-6、8-16）。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

授業料収入の確実な確保を行うため、定員割れとなっている医療保健学部の学科統合・再編計画を推進し、令和8年4月に新学科を設置することとして文部科学省へ届出申請する(令和7年4月予定)。具体的には、国家資格取得や社会の求める技能取得が可能な修学体制を整えるため、医療保健学部募集定員280名内で、医療保健学部の3学科を2学科に統合・再編することとして、現在の医療栄養学科と医療情報学科を廃止し、新たに管理栄養学専攻、臨床検査学専攻、医療情報学専攻、臨床工学専攻の4専攻で入学定員160名の医療保健学科を設置するとともに、看護学科は入学定員を100名から120名に増員する。このことにより、人口減少期においても選ばれる大学を目指し、学生募集の安定化を図る。

また、令和7年度には、文部科学省の認可承認を受け、和歌山看護学部収容定員の引上げ(360名→400名へ)を実施する。

加えて、令和8年度入学生から、全看護学科の学生生徒等納付金につき一律引上げ(100千円/人)を実施する。学生納付金の引上げにより、年間+50百万円、4年間で+200百万円の増収効果が見込まれることから、学生サービスの向上及び経営の安定化につなげていく。

さらに、令和7年度は授業料収入の減少が見込まれ、経常収支が赤字化することが避けられないことから、緊急対応であるが、令和7年度から令和9年度までの3カ年間を「財務集中改革期間」と位置づけ、全役員・教職員の協力の下で財務改革を断行することを決断し、令和7年度予算編成方針に基づき、学生サービスが低下しないよう学生の教育に係る経費は削減することなく、①個人研究費制度改革、②役職員・教職員人件費改革を実施することとした。

①個人研究費制度改革としては、外部研究費の申請率の向上等を促進するため、令和7年度以降の個人研究費の配分額の見直しや科学研究費の応募等状況によりインセンティブを付与する等の改革を実行する。

②役職員・教職員人件費改革としては、役員を筆頭に教職員の給与費の一部について、それぞれの役職に応じて傾斜配分により削減を実施する。そして、「財務集中改革期間」中においては、教員の退職後の後補充は法令等の定めにより配置しなければならない場合等を除き不補充するとともに、年齢構成の適正化を図るため定年延長は理事長が特に必要と承認する場合のみに限定した上で、各学部・学科、研究科等ごとの状況を踏まえつつ、基幹教員数等を参考に常勤教員の適正配置を実施するとともに、非常勤教員についても教育DXを推進することや共通教育科目化をより進めること等により適正配置を実行する。

これらの改革は教職員の痛みを伴うものであり、教職員には大きな負担をかけるが、3年間の改革期間において財務の安定化・スリム化を図り、足腰の強い大学への再生を果たす。

終章

本学は、平成23年度に大学基準協会による第1回目となる大学評価を、さらに平成30年度に第2回目となる大学評価を受審し、評価結果の指摘等を踏まえて、教育研究活動等の改善・充実を図ってきた。また、平成24年度からは、第1期中期目標・計画を、平成29年度からは第2期中期目標・計画を策定し、教育・研究・社会貢献活動に取り組んできた。そしてこれまでの取り組みを継続しつつも、ポストコロナへの対応等今後新たに取り組むべき課題等を着実に推進することとして、令和4年度からは第3期中期目標・計画及び年度計画を策定し、毎年度客観的な評価指標に基づき点検・評価を行いつつ、教職員一丸となって第3期中期目標・計画の達成に向け取り組んでいる。

これまでの教職員をはじめ関係者の尽力により、本学は元々のキャンパスのある世田谷区のほか、品川区、目黒区、立川市さらに千葉県船橋市及び和歌山県和歌山市にキャンパスを有する大学に成長・発展してきたところであるが、それぞれのキャンパスに所在する学部・学科等は、元々それらが保有していた前身の看護専門学校等の歴史や伝統・文化、教育理念及び地域の諸事情等を一定程度継続して発展してきた経緯があり、今日の急激な少子化への対応や様々な新たな教育課題等に必ずしも迅速に対応できていない状況もあることから、大学が抱える学部横断的な重要課題に迅速かつ適切に対応するため、令和4年度に「学長戦略本部」を設置した。

この学長戦略本部では、既設の組織である総合研究所、IR推進室及び学修基盤推進室を「学長戦略本部」の常置組織に組み込むことでより機動力のある組織体制を整備するとともに、さらに喫緊の課題に迅速に対応するため、「学長戦略本部」に学長、教員、事務職員からなる「学長戦略本部教学マネジメント・DX 推進チーム」を設置し、それ以後、大学独自の「教学マネジメントチェックリスト」及び「アセスメントプラン」を策定し点検・評価を実施したほか、本学のリベラルアーツ教育の推進を担う「リベラルアーツ教育推進室」の設置、全学的な研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制の整備を図るため、総合研究所の機能強化及び「研究力強化会議」の設置、DXの推進によるデジタル社会を先導するスマートキャンパスを目指すための「大学ビジョン」の一部改正、「生成系AIの適切な利用についての学長メッセージ」の発出、「学研」との連携協定の締結及びそれに基づく教材作成等各種共同事業の推進、SDGsを見据えた「東京医療保健大学ペーパーレス宣言」の発出、社会人を対象とした論文博士制度の創設、「リベラルアーツ教育推進室」の機能強化等を図るための「総合教育センター」の設置等について企画・立案するなど、数々の改革を実行したところであり、大学が抱える学部横断的な重要課題の多くをスピード感をもって解決してきた。

今後、急激な少子化に伴い、ますます大学経営環境は厳しさを増していく中ではあるが、一方、看護、医療栄養、医療情報等に対する社会からの要請はさらに高度化・多様化することが予想されることから、本学は財務基盤を確立し、足元を見据え、学長のリーダーシップの下で着実にかつ最優先で「学修者本位の教育の質向上」に全力で取り組んでいくことが求められている。

本学は、創設以来ここまで規模拡大を図ってきたが、これに伴い社会的責任も重くなることから、教育の質を常に最高レベルで保持できるよう、今後10年、20年を見据えつつスピード感をもって改善し続けることで、より学生や社会に評価される魅力ある大学になるために教職員一丸となって改革努力を継続していく所存である。

東京医療保健大学点検・評価報告書 正誤表

	該当箇所	正	誤	備考
1	P5 大学概況 (2) 所在地	東京都品川区、 <u>世田谷区</u> 、目黒区、立川市、千葉県船橋市、及び和歌山県和歌山市	東京都品川区、目黒区、立川市、千葉県船橋市、及び和歌山県和歌山市	
2	P77 第7章 学生支援 評価項目②	ちなみに、令和6年9月の <u>五反田本部と世田谷事務部のレイアウト変更と学生支援センターの人事異動により、学生支援センターが新たなメンバーでスタートしたが、</u>	ちなみに、令和6年度9月の <u>事務組織改正により、学生支援センターが新たなメンバーでスタートしたが、</u>	
3	P79 第7章 学生支援 3.改善・発展方策と全体のまとめ	さらに、本学では「全学学生生活委員会」を設置することで、	さらに、本学では <u>設置の</u> 「全学学生生活委員会」を設置することで、	